

見える化改革報告書

「子供・家庭施策」

平成30年10月17日
福祉保健局

「子供・家庭施策」報告書要旨

1 「見える化」分析の要旨

- ◆ 子供を安心して産み育てられ、次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指し、子供・子育て支援総合計画において、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくりや乳幼児期における保育の充実、特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実など、計画の実施状況を、毎年度、点検・評価。
- ◆ 児童人口が、2018年と1988年との比較で、約247万人から約186万人へと約60万人減少する一方で、社会的養護の下で育つ児童は、同水準の約4千人と高止まり。
- ◆ 社会的養護が必要となる背景は、虐待発生の要因となりうる核家族化や地域のつながりの希薄化などによる育児不安のほか、産後うつ、貧困、保護者の被虐待経験、家族構成の変化等様々。
- ◆ これまで、妊娠期からの切れ目のない支援、貧困対策、児童相談所の体制強化など、社会的養護を必要とする子供を増やさないよう、未然防止、早期発見・対応、保護者への支援等の取組を進めているが、社会的養護の下で育つ児童は、上記のとおり高止まり。
- ◆ 社会的養護は、「子供・家庭施策」の取組を強力に推進しても、様々な課題が集約され需要が中々減ることのない分野であり、こうした社会的養護の下で育つ児童が健やかに成長するための取組は、まさに行政の果たすべき役割。

2 取組の評価

◆ 社会的養護について、①家庭的養護の推進、②施設における専門的ケアの充実、③自立支援の充実の三分野に大別して、現状と課題について、分析評価。

① 家庭的養護の推進

- ・ 里親制度についての社会の認知度はまだ低い。
- ・ 登録家庭数は増加傾向にあるが、伸びは緩やか。
- ・ 里親の悩みに対応できる相談体制の更なる強化が必要。

② 施設における専門的ケアの充実

- ・ 乳児院では、虐待等に起因するものも含め、障害や疾患等がある乳幼児の入所があり、こうした児童の受け入れ体制の充実が必要。
- ・ 児童養護施設では、個別的ケアが必要な児童の割合は2008年度の約62%から2017年度は約74%に。

③ 自立支援の充実

- ・ 退所者の大学等への進学状況は、この10年間で大幅に伸びており、全国と比べても高水準だが、全国の全高校生の進学率と比較すると低水準。
- ・ 自立援助ホームでは、被虐待経験を持つ児童、家庭から入居する児童等、処遇困難児が増加。

3 取組の方向性

- ◆ ①家庭的養護の推進、②施設における専門的ケアの充実、③自立支援の充実の三分野について、分析・評価を踏まえ、取組を進めていく。

① 家庭的養護の推進

- ・ ターゲットを絞った普及啓発等による新たな里親の獲得
- ・ 短期・一時保護等での委託による未委託家庭への委託促進
- ・ 里親子への支援(チーム養育体制)による里親子を支える体制の強化

② 施設における専門的ケアの充実

- ・ 治療的・専門的ケアを行うための専門職員の充実(乳児院)
- ・ 中高生年齢において課題を抱える児童の受入れに対する支援(児童養護施設)

③ 自立支援の充実

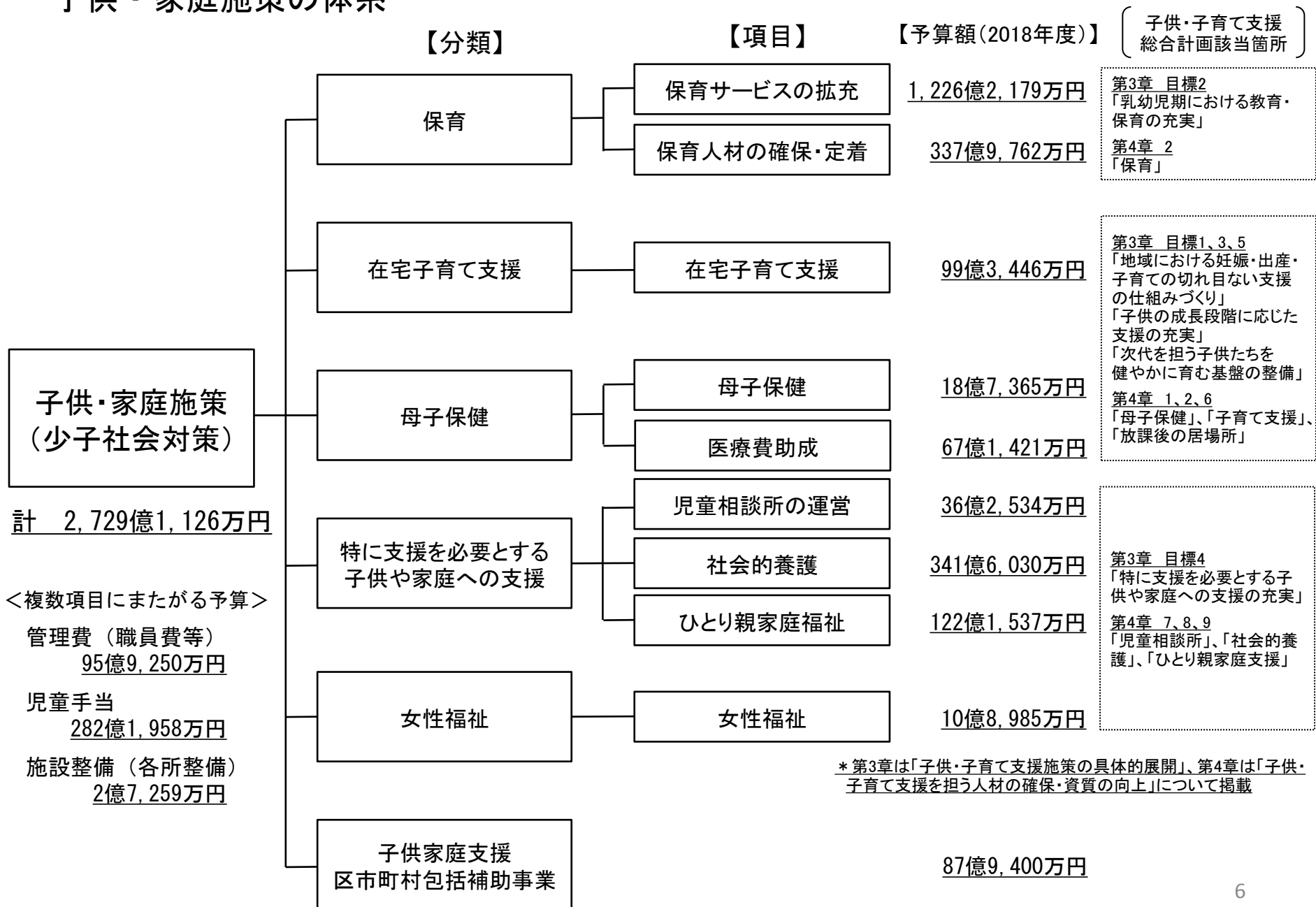
- ・ 自立支援コーディネーターを中心とした自立支援の一層の推進。
- ・ 就労定着支援等を行うジョブ・トレーナーの全ホーム配置及び取組強化。

目次

| | | |
|-------|----------------------|------|
| 序章 | 「子供・家庭施策」の全体像 | P 5 |
| 第 1 章 | 「社会的養護」の全体像 | P 17 |
| 第 2 章 | 「社会的養護」の現状 | P 33 |
| 第 3 章 | 「社会的養護」の現状の考察と今後の方向性 | P 76 |
| 参考 | | P 85 |

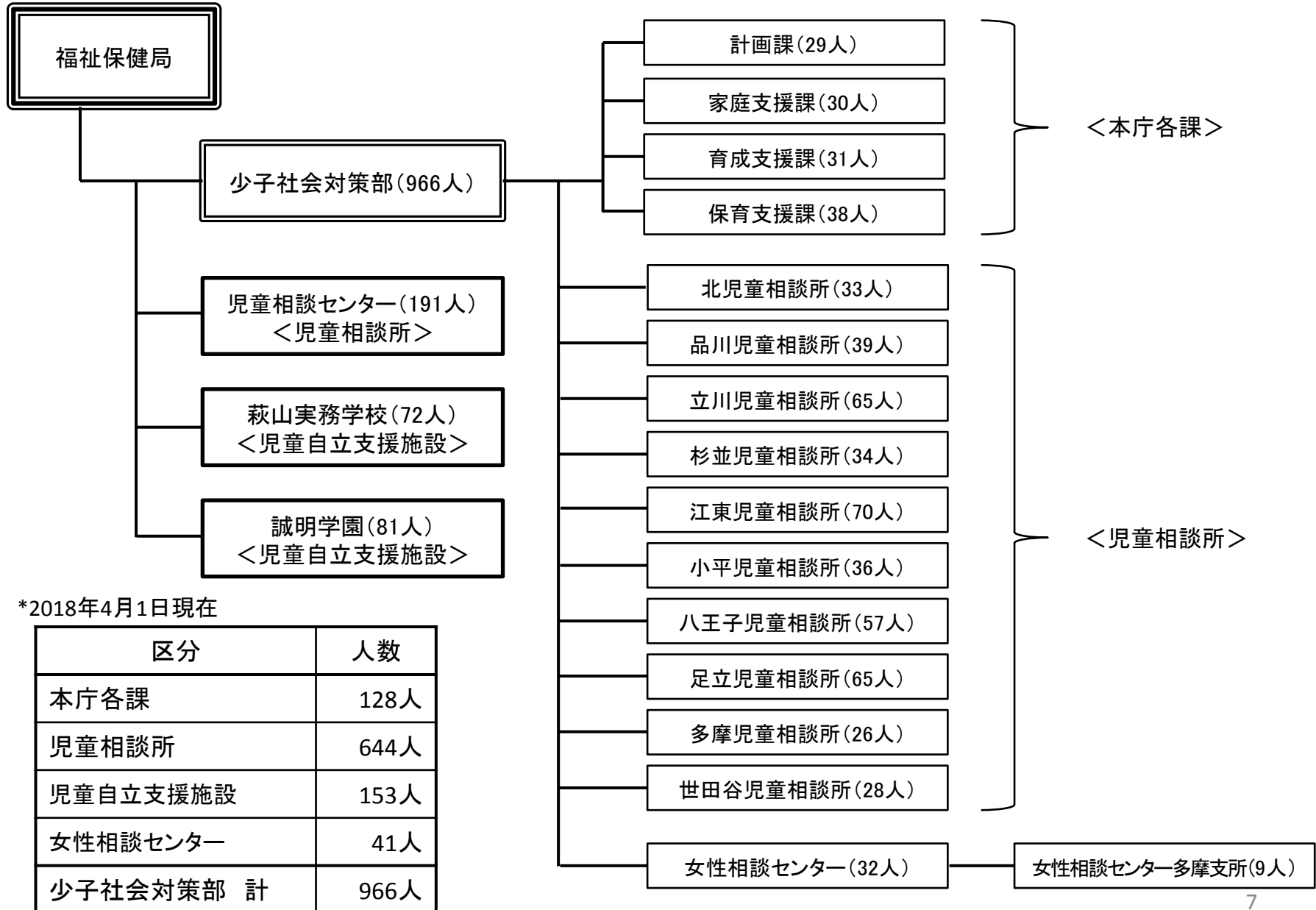
序章 「子供・家庭施策」の全体像

子供・家庭施策の体系



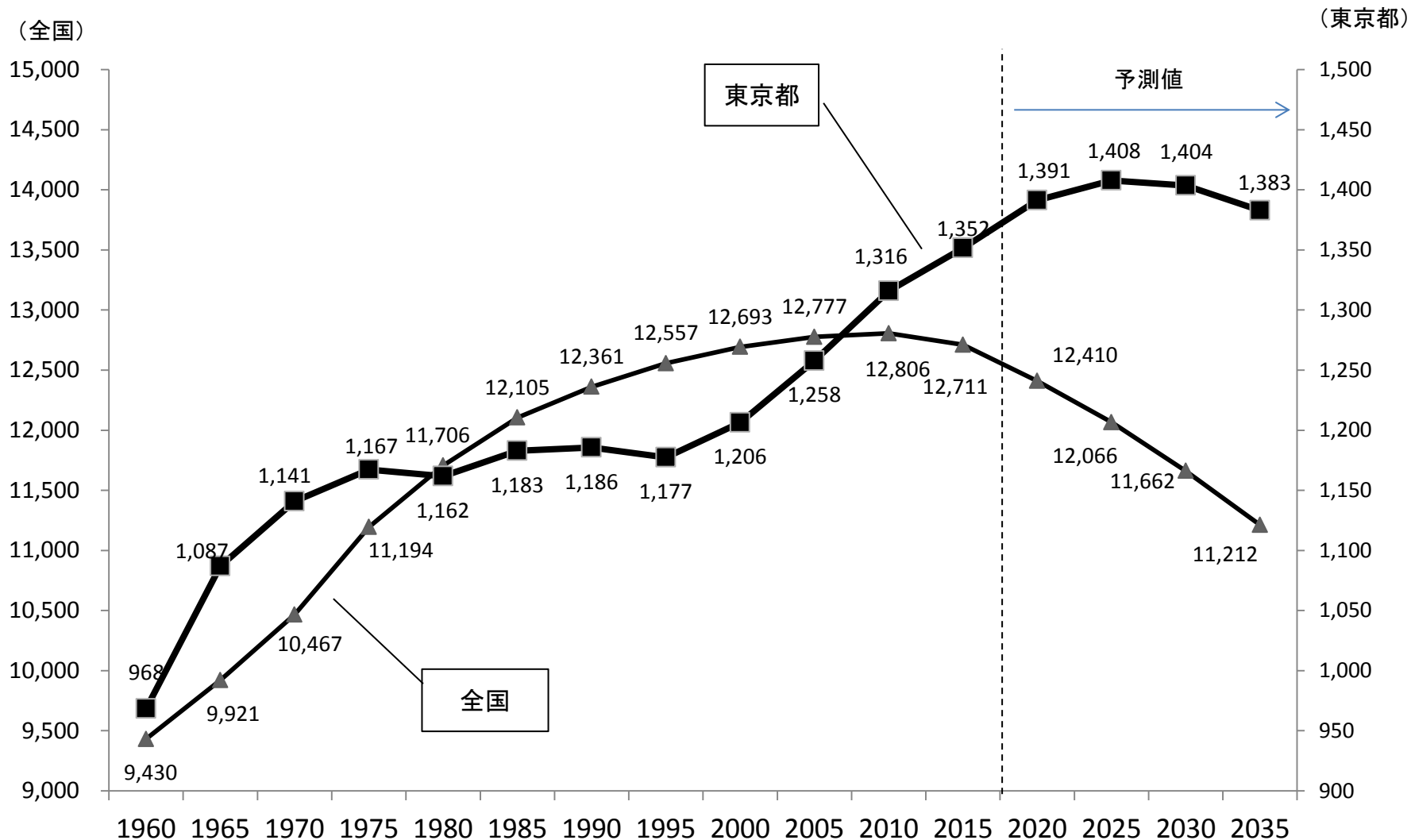
* 第3章は「子供・子育て支援施策の具体的展開」、第4章は「子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上」について掲載

子供・家庭施策の執行体制(組織図・職員定数)



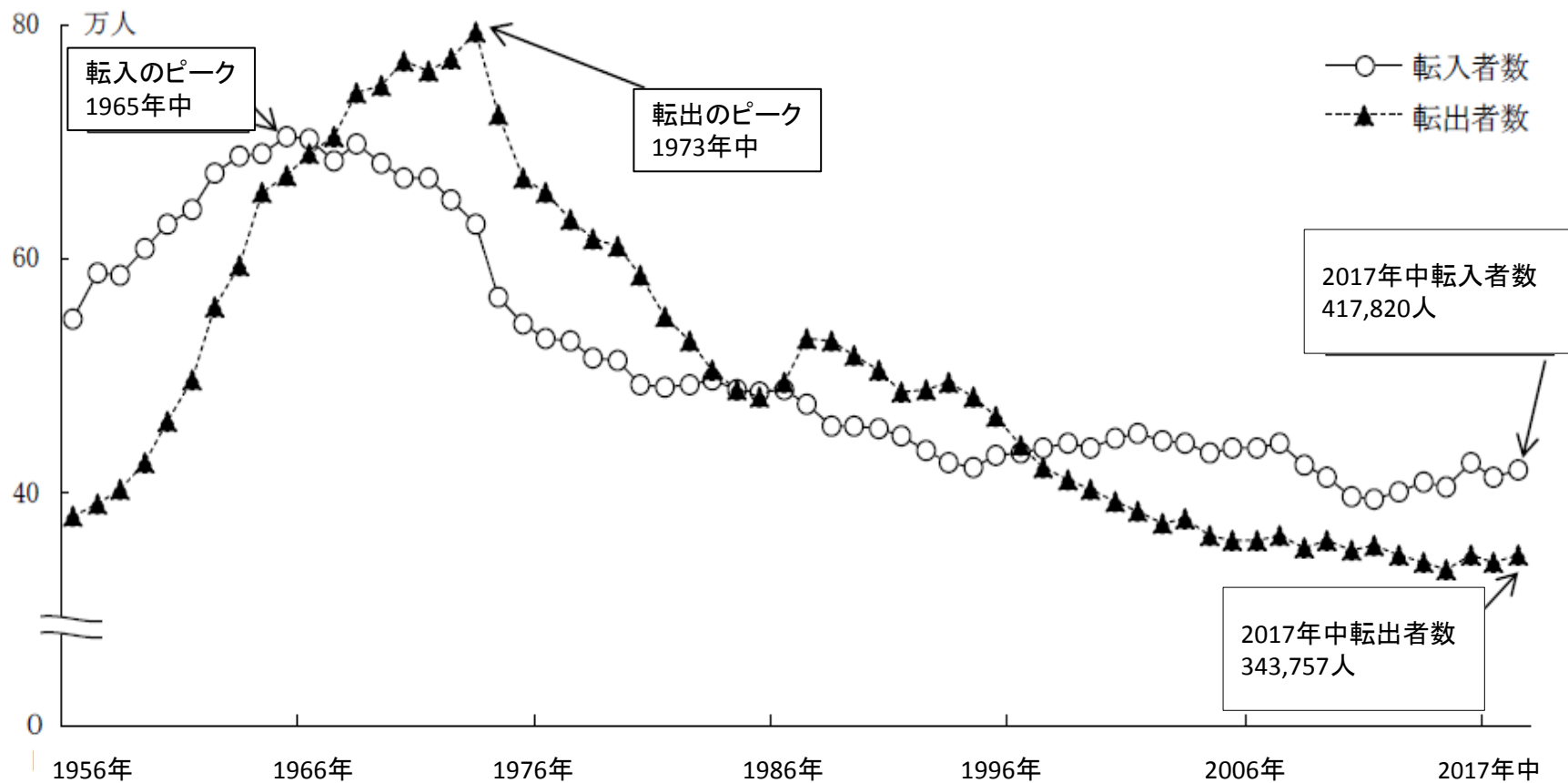
人口の推移(全国・東京都)(万人)

東京都の人口は2015年に1,352万人に達したが、2035年には1,383万人になるといわれている。



人口(日本人)の社会増減(東京都)(万人)

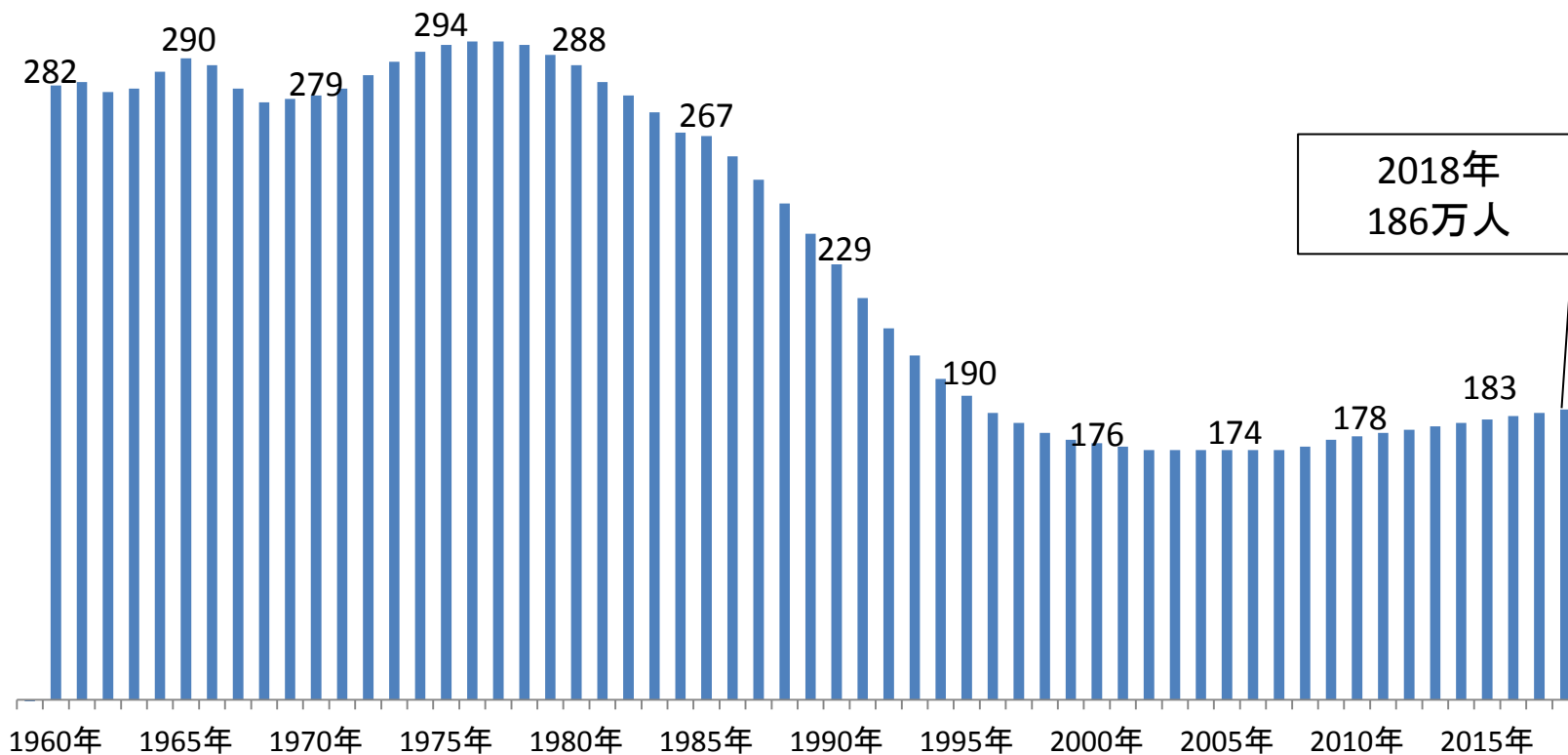
2017年中の社会増減は、74,063人の増加となっている。



資料: 東京都の人口(推計)(総務局統計部)

児童人口の推移(東京都)(万人)

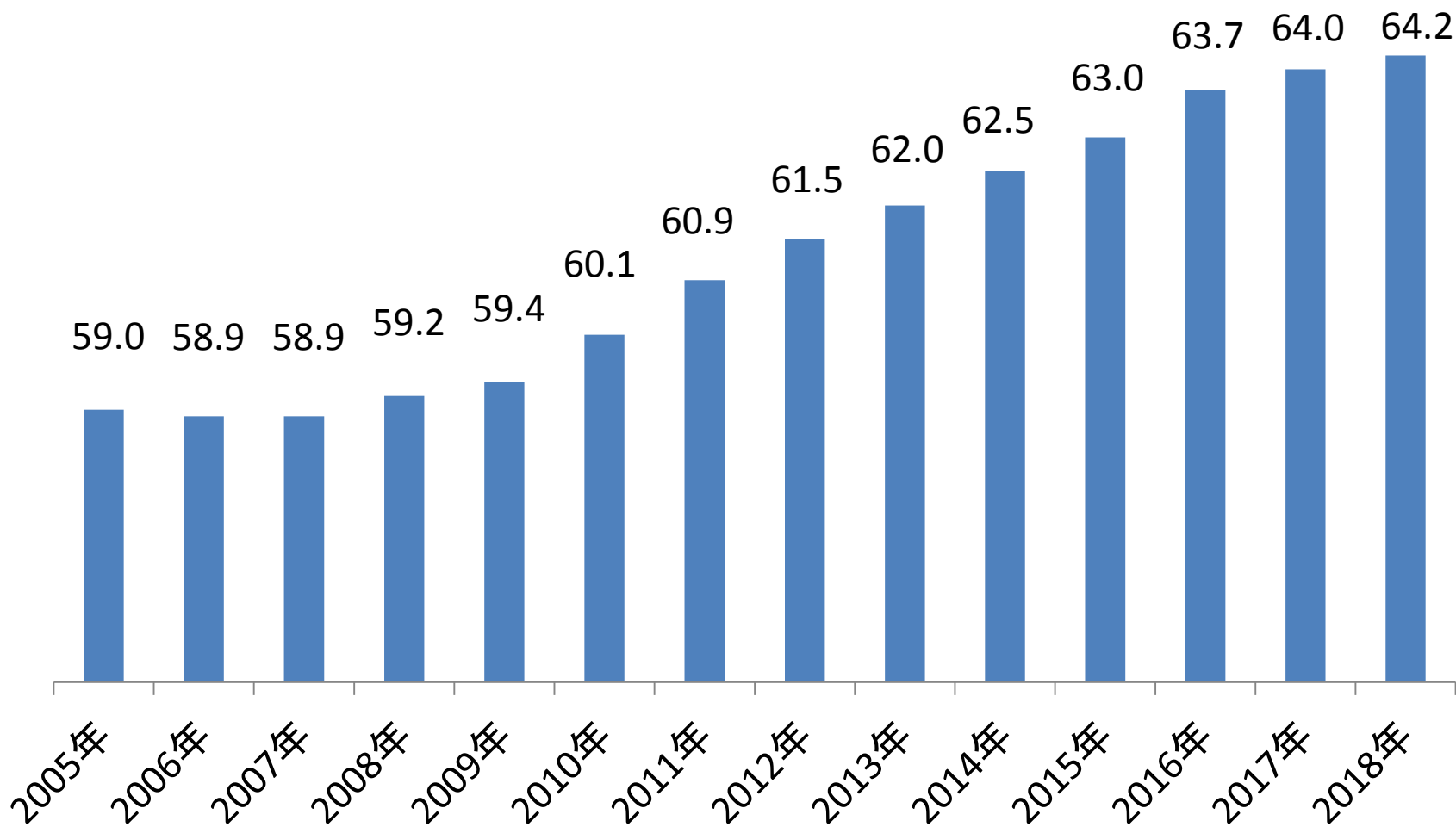
2005年の174万人以降、微増しており、2018年は186万人となっている。



資料:住民基本台帳による東京都の世帯と人口(総務局統計部)

就学前児童人口の推移(東京都)(万人)

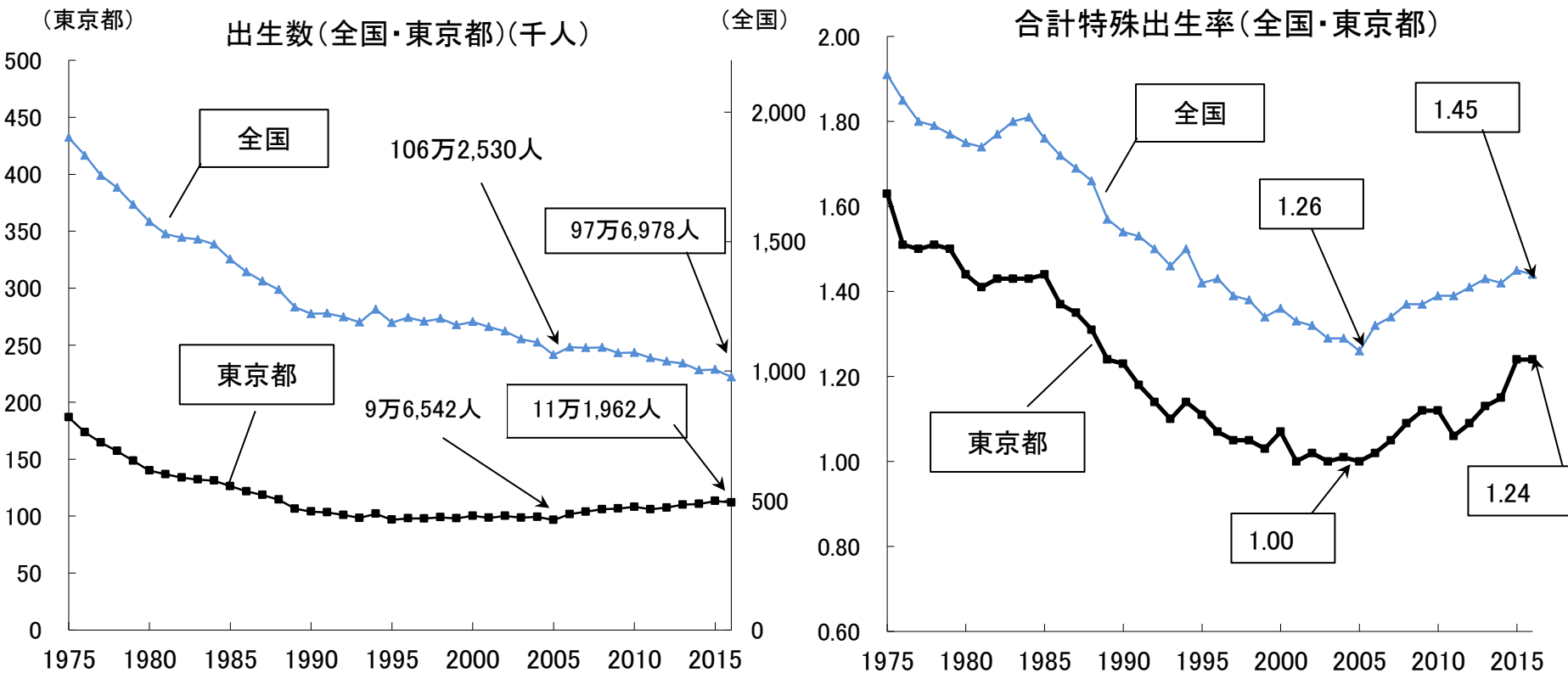
2007年の58.9万人から毎年増加しており、2018年は64.2万人となっている。



出生数・合計特殊出生率の推移(全国・東京都)

○全国の出生数は減少傾向だが、東京都は2005年を底に微増傾向

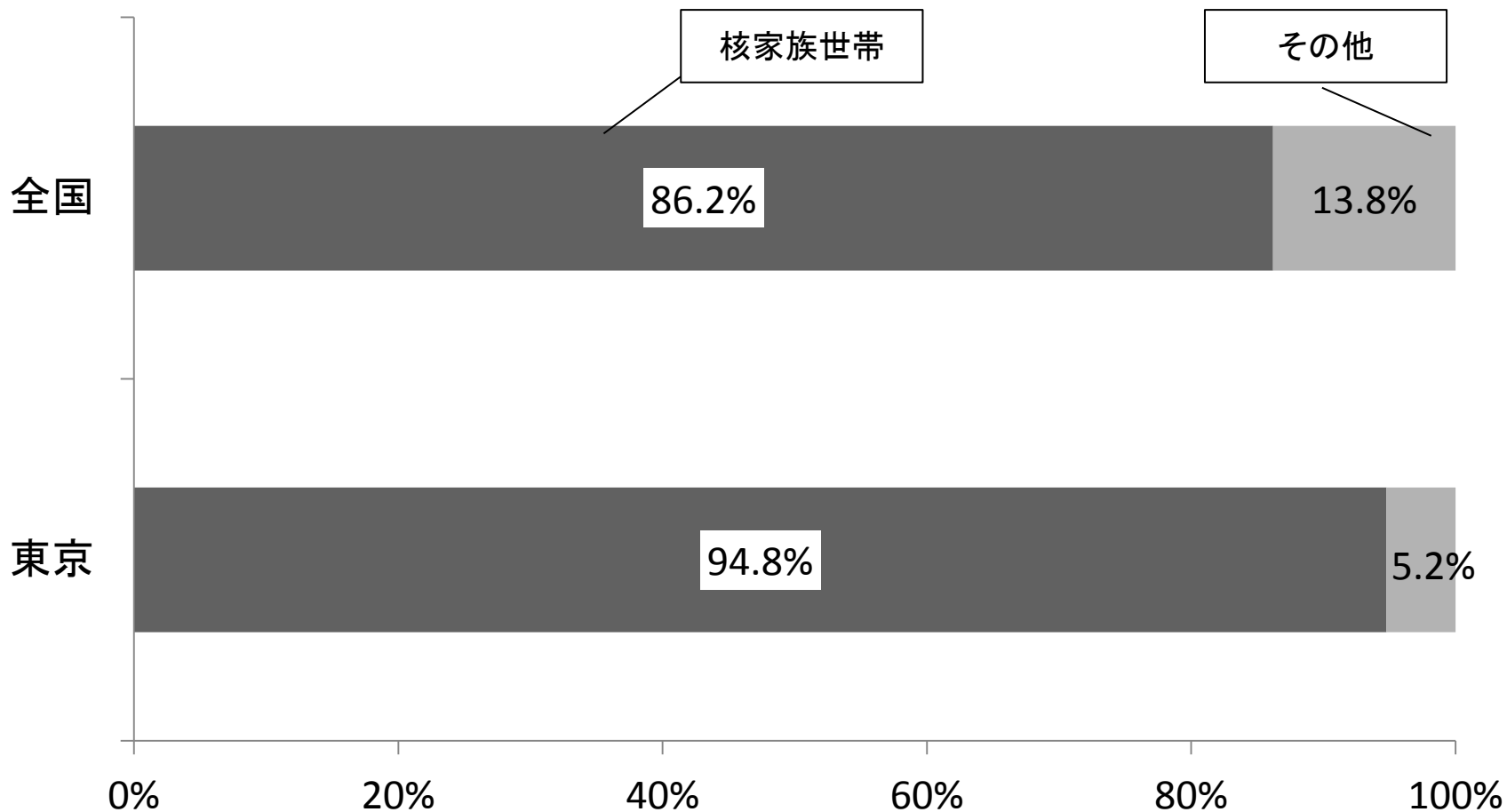
○東京都の合計特殊出生率は2005年の1.00を底に微増傾向



資料：人口動態統計(厚生労働省)

子供がいる世帯の形態(全国・東京都)

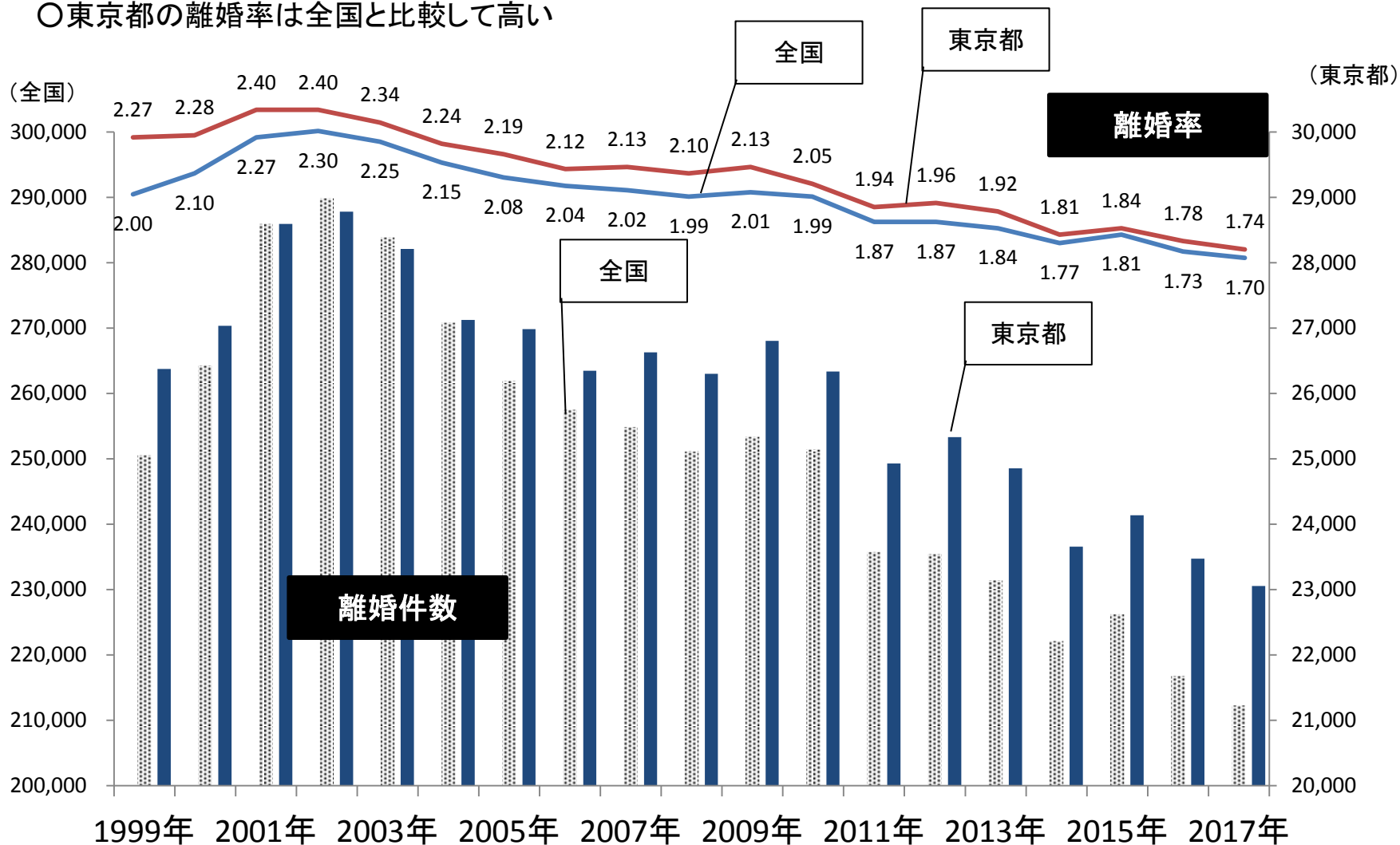
6歳未満の親族のいる世帯のうち、核家族世帯の割合は全国より高い。



離婚件数・離婚率の推移(全国・東京都)

○離婚件数・離婚率は、全国・東京都ともに減少傾向

○東京都の離婚率は全国と比較して高い



東京都子供・子育て支援総合計画

福祉、保健、医療、雇用、教育などにわたる子供・子育て支援の総合計画 【計画期間：2015～2019年度】
 (子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく)

計画の理念

- 1 すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
- 2 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- 3 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

計画のポイント

- ① 幼児教育・保育にまたがる初めての計画
- ② 待機児童解消の目標年次を設定
- ③ 子ども・子育て支援を担う人材の確保と資質の向上に向けた取組

点検・評価

計画の実施状況については、毎年度、個別事業の進捗状況を点検・評価

目標

対象世代

妊
娠
期
～
5
歳6
～
18
歳共
通

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり

- 1 妊娠・出産に関する支援の推進
- 2 安心できる小児・母子医療体制の整備
- 3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実
- 4 子供の健康の確保・増進

- ・ ゆりかご・とうきょう事業 (妊娠期から、すべての子育て家庭を対象に保健師等による状況把握と相談支援を実施)
- ・ 不妊治療費助成事業 など

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

- 1 就学前教育の充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 認定こども園の充実
- 4 就学前教育と小学校教育との連携

- ・ 保育サービスの拡充
- ・ 保育人材の確保及び定着支援 など

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

- 1 子供の生きる力をはぐくむ環境の整備
- 2 次代を担う人づくりの推進
- 3 放課後の居場所づくり

- ・ 学童クラブの設置促進 など

目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

- 1 子供の貧困対策の推進
- 2 児童虐待の未然防止と対応力の強化
- 3 社会的養護体制の充実
- 4 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 5 障害児施策の充実
- 6 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援

- ・ 児童相談所の体制と取組の強化
- ・ 家庭的養護 (養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム)の推進 など

目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

- 1 家庭生活と仕事との両立の実現
- 2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 3 子供の安全を確保するための取組の推進
- 4 良質な住宅と居住環境の確保
- 5 安心して外出できる環境の整備

- ・ 子供が輝く東京・応援事業 (安心して子育てができる環境を整備するため、基金を活用し、NPO等が行う先進的な取組の立ち上げを支援) など

本ユニットの分析の方向性

- 児童人口が、2018年と1988年との比較で、約247万人から約186万人へと約60万人減少する一方で、社会的養護の下で育つ児童は、同水準の約4千人と高止まり
 - 社会的養護の施設である児童養護施設では、入所理由が、戦前の「孤児院」だった頃から、40年前頃に多かった父母の離婚や行方不明等、現在約6割を占める父母等からの虐待へと大きく変化
 - 2017年度に児童相談所が対応した虐待相談件数が、2007年の3,307件から、10年間で4.1倍の13,707件になるなど増加していることも影響（3年前との比較では1.8倍と急増）
 - 社会的養護が必要となる背景は、虐待発生の要因となりうる核家族化や地域のつながりの希薄化などによる育児不安のほか、産後うつ、貧困、保護者の被虐待経験、家族構成の変化等様々
 - これまで、妊娠期からの切れ目ない支援、貧困対策、児童相談所の体制強化など、社会的養護を必要とする子供を増やさないよう、未然防止、早期発見・対応、保護者への支援等の取組を進めているが、上記のとおり、社会的養護の下で育つ児童は、高止まり
 - 社会的養護は、「子供・家庭施策」の取組を強力に推進しても、様々な課題が集約され需要が中々減ることのない分野であり、こうした社会的養護の下で育つ児童が健やかに成長するための取組は、まさに行政の果たすべき役割
- ⇒ このユニットの分析対象は、「社会的養護」とする。

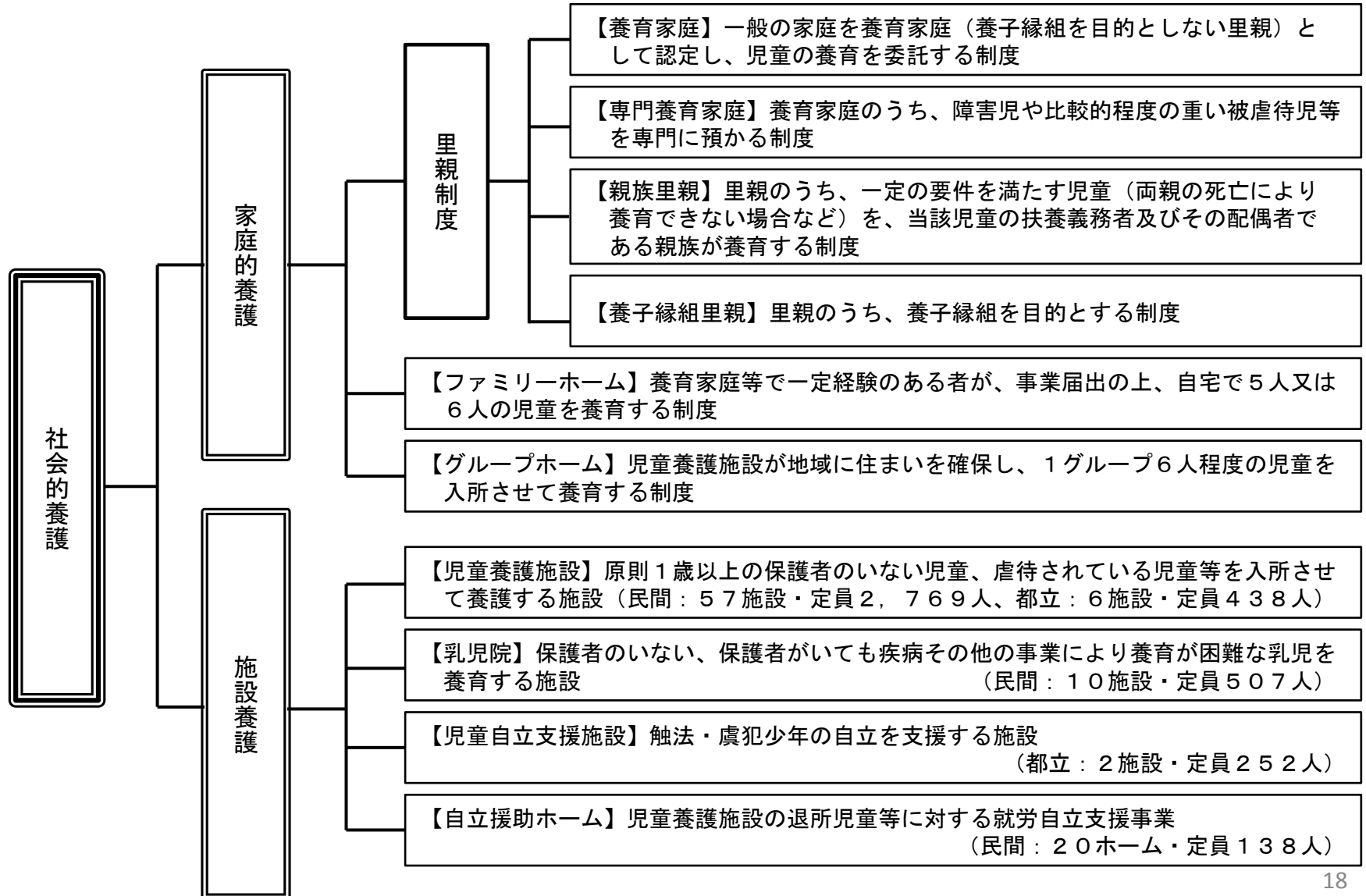
* 社会的養護とは、虐待等の様々な理由により、家庭で適切な養育を受けられない子供を公的責任において社会的に養育すること

* 虐待の未然防止や早期発見・早期対応など、虐待に関する取組については、「子供・子育て施策推進本部児童虐待防止対策部会」及び「児童福祉審議会専門部会」でも、検討している。

第1章 「社会的養護」の全体像

社会的養護の体系図

社会的養護は、養育家庭等の家庭的養護と児童養護施設等の施設養護に大別され、そのうち、家庭的養護とは養育家庭等の家庭的な環境で児童を養育するものをいう。



○養育家庭(里親)

保護者のいない又は保護者に監護させることが不適當な児童の養育を、児童福祉法に基づき、一定期間委託する制度

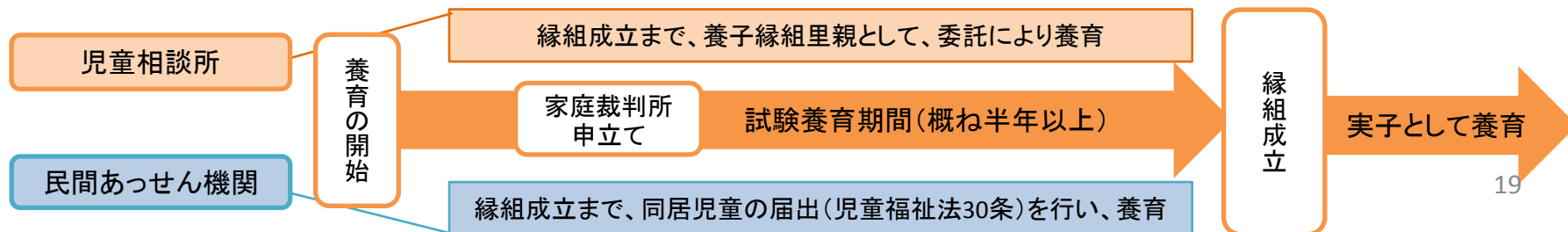
○特別養子縁組

養子となる児童の実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ、永続的解決(パーマネンシー保障)としての制度で、家庭裁判所の決定により成立

| 養育家庭(里親) | | 特別養子縁組 |
|---|-------|--|
| 実の親子関係にはならない(児童福祉法による委託) | 親子関係 | 実の親子関係になる(民法による縁組) (実父母との親族関係は終了し、扶養・相続関係はなくなる。) |
| <行政>児童相談所 | 実施機関 | <行政>児童相談所 <民間>民間養子縁組あっせん機関 |
| 0歳~18歳未満(延長の場合、20歳未満) | 児童の年齢 | 6歳未満 (特例:6歳以前から養育している場合、児童が8歳に達するまでは申立て可) |
| 委託期間は児童の状況等により設定(短期~長期) 委託解除により養育期間は終了する | 養育の期限 | 実の親子関係となるため、養育の期限は無い 離縁は養子の利益のため特に必要があるときのみ。(養親からの請求不可) |
| 里親委託による戸籍上の変更はなし (児童によっては、委託期間中の通称として 里親の氏を使用する場合がある) | 児童の戸籍 | 縁組成立後は、父母の氏名として養親の名前が記載され、実親の名前は記載 されない。続柄は「長男(長女)」と記載 ただし書に「民法817条の2による裁判確定」と記載 |

※普通養子縁組は、戸籍上において養親と共に実親が併記され、実親と法律上の関係が残る縁組形式

■ 参考 特別養子縁組成立までの流れ



家庭的養護の概要

家庭的養護のうち、グループホーム以外を家庭養護という。

| 種別 | 根拠法令 | 主体 | 認定・設置基準 | 対象児童 |
|----------------------------|----------------------|--|----------------------|---|
| 養育家庭 | 児童福祉法第6条の4 | 都で認定された <u>養子縁組を目的としない</u> 里親 | 東京都里親認定基準 | 保護者のいない又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童(「要保護児童」) |
| 専門養育家庭 | | | | 要保護児童のうち、一定の専門的ケアを必要とする児童 |
| 親族里親 | | | | 要保護児童のうち、一定の要件を満たす児童 |
| 養子縁組里親 | | 都で認定された <u>養子縁組を目的とする</u> 里親 | | 保護者のいない又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童(「要保護児童」) |
| ファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業) | 児童福祉法第6条の3 | 都で認定された <u>養子縁組を目的としない</u> 里親 | 東京都ファミリーホーム設置・運営基準 | 保護者のいない又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童(「要保護児童」) |
| | | 社会福祉法人 NPO法人 | | |
| グループホーム | 東京都養護児童グループホーム制度実施要綱 | 民間(社会福祉法人・日本赤十字社・公益財団法人) 都立(東京都社会福祉事業団指定管理委託) | 東京都養護児童グループホーム制度実施要綱 | 児童養護施設入所児童のうちグループホームでの養育が望ましい児童 |

施設養護の概要

| 施設種別 | 根拠法令 | 運営主体 | 設置基準 | 対象児童 |
|-----------------------------|--------------------|--|-----------------------------|---|
| 乳児院 | 児童福祉法第35条、 37条 | 社会福祉法人 日本赤十字社 | 児童福祉施設の 設備及び運営に 関する基準 | 保護者のいない、保護者がい ても疾病その他の事業により 養育が困難な乳児 |
| 児童養護施設 | 児童福祉法第35条、 41条 | 民間 社会福祉法人 日本赤十字社 公益財団法人 都立 東京都社会福祉事業 団指定管理委託 | | 原則1歳以上の保護者のいな い児童、虐待されている児童 等(20歳まで措置延長可能) |
| 児童自立支援施設 | 児童福祉法第35条、 44条 | 都立直営 | | 不良行為をなし、又はなすお それのある児童等 |
| 自立援助ホーム (児童自立生活援 助事業) | 児童福祉法第6条、 33条の6 | 社会福祉法人 NPO法人 | 東京都自立援助 ホーム設置・運営 基準 | 満20歳未満の義務教育終了 児童等及び就学中の満20歳 以上の者で満22歳に達する 日の属する年度の末日まで にある者 |

児童相談所の概要

1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

2 設置主体

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市)

3 業務

- ① 市町村援助(市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助)
- ② 相談(家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定)
- ③ 一時保護
- ④ 措置(在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等)等

4 職員

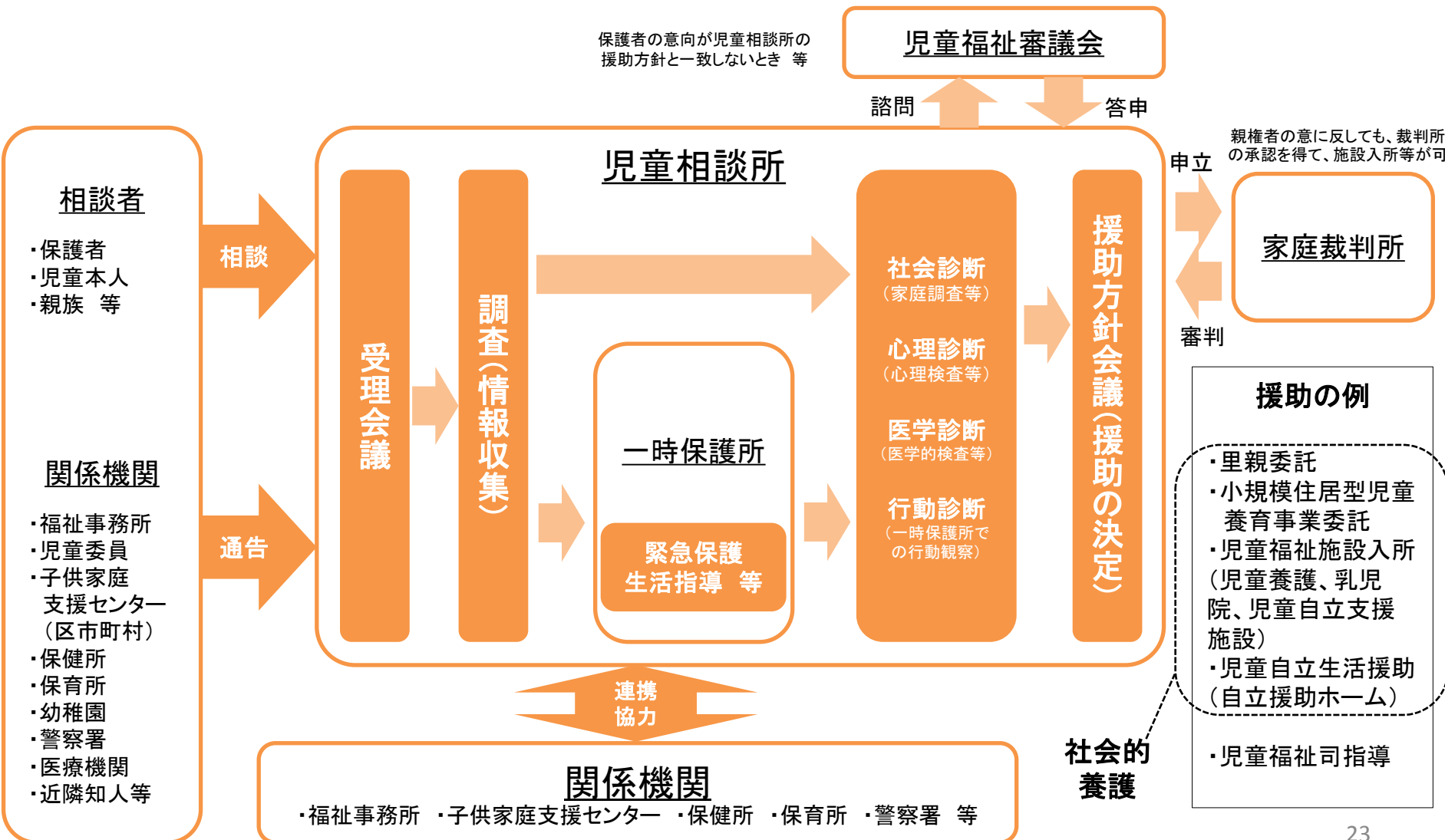
所長、児童福祉司、児童心理司、医師等(児童相談所の規模による)

5 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談・・・肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談・・・ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

児童相談の流れ

児童相談所が、相談、通告を受けた後、調査や診断等を行い(必要により一時保護)、児童の援助を決定する。援助の中に、保護者等を指導する児童福祉司指導のほか、里親への委託、児童養護施設等への入所措置等がある。



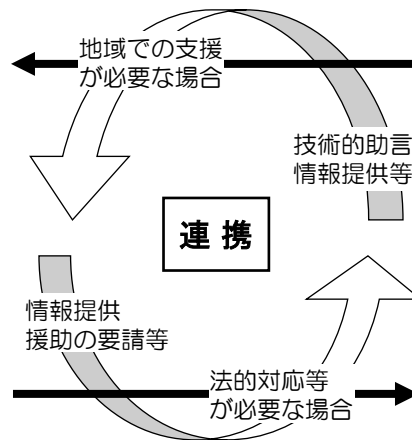
児童家庭相談における区市町村と都の役割分担

- 区市町村(子供家庭支援センター)は、地域における身近な相談に対応し、支援が必要な家庭に対して、在宅サービスの提供等を実施
- 都(児童相談所)は、18歳未満のあらゆる相談に対応し、必要により、専門的な診断や、一時保護、施設入所措置等を実施
- 両者は、それぞれの役割に応じて必要な連携を図りながら児童家庭相談に対応

区市町村 (子供家庭支援センター)

【主な役割】

- 寄り添い型の支援
- 地域における身近な相談に対応
- 子供家庭在宅サービス等の提供・調整
(例: ショートステイ、ヘルパー)
- 地域における子供と家庭に関する支援ネットワークの構築



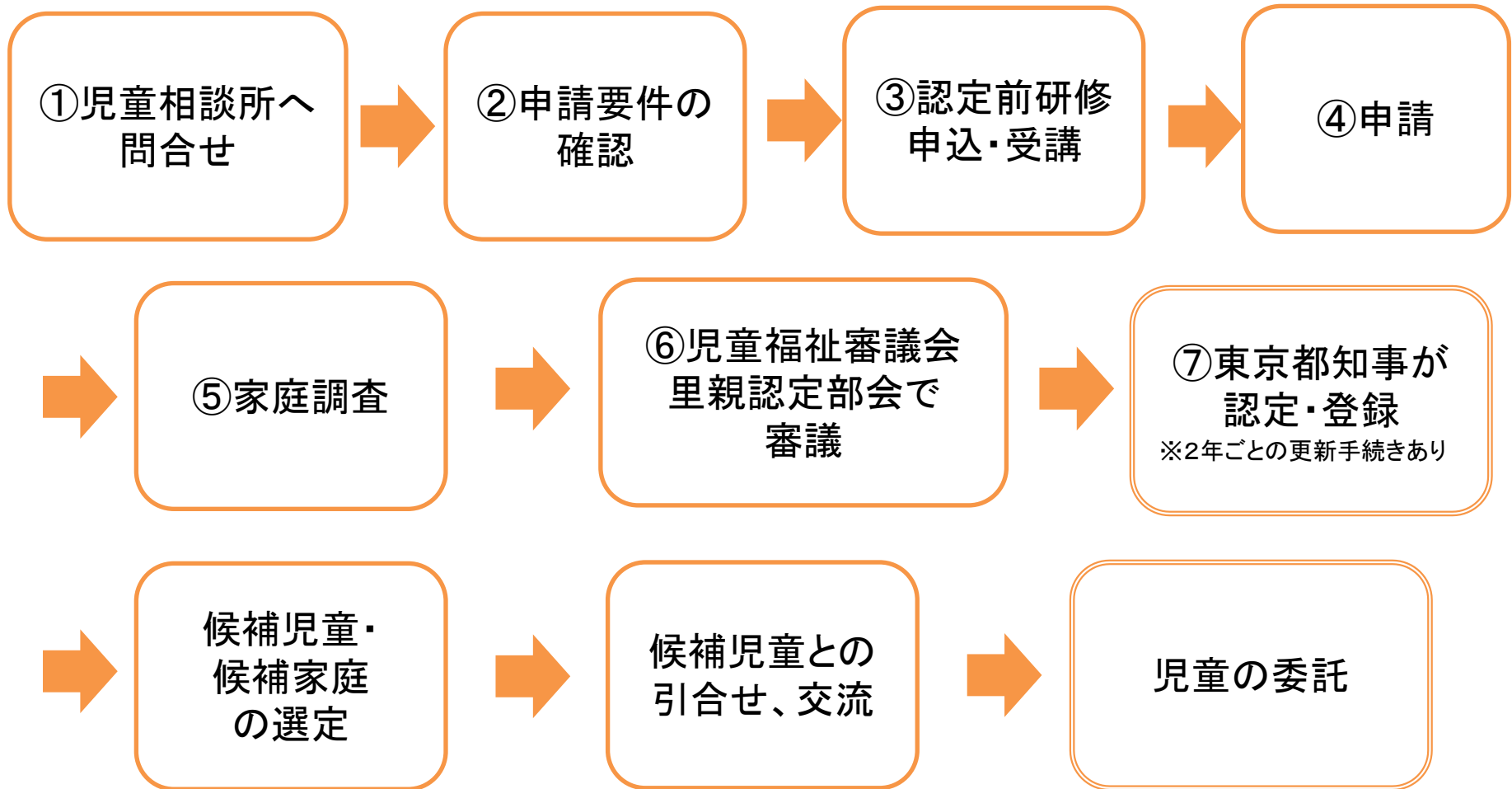
都 (児童相談所)

【主な役割】

- 介入型の対応
- 虐待、非行、障害など18歳未満のあらゆる相談に対応
- 医学的、心理学的、社会学的等、診断
- 一時保護の実施
- 児童福祉司指導のほか、里親委託や施設入所等の措置
- 区市町村支援

養育家庭、養子縁組里親の申請から認定・登録、児童の委託までの手続きの流れ

養育家庭等には、認定前の研修の受講や児童福祉審議会での審議、都知事の認定等を経て、登録される。養育家庭等への委託が適当とされた児童については、その状況を考慮し、登録家庭の中から候補家庭が選定される。その後、児童との引合せ、交流を経て、その結果、望ましい組合せであると判断されたときに、委託される。



社会的養護(主に養育家庭)に係る制度等の変遷

| | 都 | 国 |
|-------|--|--|
| 1948年 | | ○里親制度を児童福祉法に規定 |
| 1973年 | ○養子縁組を前提とせずに児童の養育を委託する制度として、養育家庭制度を創設 ○養育家庭を希望する都民の相談窓口として、養育家庭センターを乳児院や児童養護施設に設置 | |
| 1982年 | ○「東京都ファミリーグループホーム」試行開始 | |
| 1985年 | ○東京都ファミリーグループホーム制度の本格実施(ファミリーホーム、グループホームの前身) | |
| 1986年 | ○「子どものためのショートステイホーム制度」開始 | |
| 1987年 | | ○民法が改正され、特別養子縁組制度が導入 |
| 1992年 | ○「子どものためのショートステイホーム制度」を「フレンドホーム制度」に改め、実施主体を児童養護施設とする。 | |
| 1999年 | | ○委託措置児童の保育所の利用が承認 |
| 2000年 | | ○地域小規模型グループホーム制度開始 |
| 2002年 | ○児童相談センターに里親担当を配置 ○養育家庭センターを廃止 ○東京都ファミリーホーム制度を開始 ○東京都養護児童グループホーム制度を開始 | ○里親制度の一体系として、専門里親や親族里親の制度を創設 |
| 2003年 | ○専門養育家庭、親族里親、養育家庭(短期条件付)、養育家庭(レスパイト限定)の制度を開始 | |
| 2004年 | ○各児童相談所に養育家庭担当児童福祉司・養育家庭専門員を配置 | |
| 2005年 | ○里親研修業務をNPO法人東京養育家庭の会へ委託 | |
| 2008年 | | ○児童福祉法において、養育里親と養子縁組里親を分離して法定化 ○里親支援機関事業開始 |
| 2009年 | ○里親支援機関事業を1児相で開始 ○東京都ファミリーホーム事業を開始 | ○児童福祉法において、要保護児童対策地域協議会の協議対象が、養育支援を必要とする児童やその保護者、特定妊婦に拡大 ○小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を創設 |
| 2011年 | | ○社会保障審議会において「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられる ⇒社会的養護の基本方針や施設等種別ごとの課題、将来の整備量等が示される |
| 2012年 | ○2009年よりモデル的に開始した里親支援機関事業の全児童相談所における実施 ○乳児院や児童養護施設への里親支援専門相談員の配置を実施 ○要保護児童対策地域協議会において、地域ネットワークの連携による養育家庭等への支援を充実 | ○厚生労働省通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」 ⇒都道府県推進計画を策定する旨の通知 |
| 2015年 | ○東京都社会的養護施策推進計画を策定 ⇒2029年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合を概ね6割とする方針を明確化 | |
| 2016年 | | ○児童福祉法改正 ⇒要保護児童について、家庭と同様の環境下で養育されることを原則とする 養子縁組に関する相談・支援を児童相談所の業務として位置づけ ○民間のあっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 公布(2016.12.16) |
| 2017年 | ○新生児委託推進事業開始(モデル事業) ○チーム養育体制実施(2018.1月より実施) | ○新たな社会的養育の在り方に関する検討会報告「新しい社会的養育ビジョン」 ⇒児童福祉法の理念の具体化に向け、都道府県計画の見直しを記載 |
| 2018年 | | ○民間のあっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 施行(2018.4.1) |

国の動向①

1 社会保障審議会専門委員会等のとりまとめ「社会的養護の課題と将来像」(2011年7月)

- ・ 家庭的養護の推進や専門的ケアの充実など、社会的養護の基本的方向を明示

2 国通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(2012年11月)

- ・ 各施設に、小規模化・地域分散化や家庭的養護を進める具体的方策を定めた「家庭的養護推進計画」の策定を要求
- ・ 都道府県には、「家庭養護」(養育家庭等)、「家庭的養護」(グループホーム)、「施設養護」(本体施設)の3分類に分け、今後、15年間でそれぞれ1/3ずつにする「都道府県推進計画」を策定を要求

3 児童福祉法の改正(2016年6月公布)

- ・ 家庭と同様の環境における養育の推進を明記

国・地方公共団体は、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。(第3条の2)

4 社会保障審議会専門委員会のとりまとめ「新しい社会的養育ビジョン」(2017年8月)

- ・ 特に就学前の子供は、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止
- ・ 3歳未満は概ね5年以内に、それ以外の就学前の子供は概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に50%以上を実現
- ・ ケアニーズが非常に高く、施設等における十分なケアが不可欠な場合は、小規模・地域分散化された養育環境を整備し、施設等における滞在期間について、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内
- ・ 「社会的養護の課題と将来像」に基づいて策定された都道府県等の計画については、この「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、平成30年度末までに見直し

国の動向②

以下の1～3は、「新しい社会的養育ビジョン」等を踏まえ、平成30年7月6日付で通知されたもの

1 都道府県社会的養育推進計画の策定要領

- ・ 当事者である子供や保護者、里親や児童養護施設などの意見が適切に反映される必要
- ・ 国において、「概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて取組を推進。都道府県は、この数値目標を十分に念頭に置き、数値目標と達成年限を設定
- ・ 施設養育が必要な子供には、グループホームで養育されるよう措置。例外として、ケアニーズが非常に高い子供に専門職の即時の対応が必要な場合、生活単位の集合はありうる。この場合、少人数(将来的には4人まで)で、大きくない生活単位(概ね4単位程度まで)としていく。
- ・ 2018年度から可能なものから、順次速やかに取組を進めつつ、2019年度末までに新たな計画を策定(計画期間の終期は2029年度)

2 フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン

- ・ 「フォスタリング業務」:里親のリクルート・アセスメント、里親登録前後・委託後の里親への研修、マッチング、里親養育への支援、委託措置解除後の支援等、一連の過程における様々な支援
- ・ フォスタリング業務は、児童福祉法第11条に規定する里親支援事業に相当し、都道府県(児童相談所)の本来業務だが、その全部又は一部を民間機関へ委託可(一連の業務を包括的に委託することが望ましい)
- ・ 里親登録や里親委託措置は、行政権限の行使であり、最終判断はあくまでも児童相談所
- ・ フォスタリング業務を包括的に委託した場合、統括者、SW、リクルーター、心理職、事務職員の配置を想定

3 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化かつ地域分散化の進め方

目指すべき方向性を中心に記述し、施設や自治体関係者との認識を共通とするとともに、職員配置や運営方法などをとりまとめ、マニュアル、参考資料として提供するもの

東京都社会的養護施策推進計画について

社会的養護を必要とする子供を適切に養護しつつ、家庭的養護の推進や職員(養護)の質の向上を図ることによる社会的養護体制の充実を図ることを目的として、2015年4月に策定した。

1 計画期間

2015年度～2029年度の15年間(5年ごとの期末に見直し)

2 基本的な理念

社会的養護が必要な子供たちが、生まれ育った環境によらず、健やかに育ち自立できるよう、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを行う。

3 施策の方向性に掲げた項目

家庭的養護の推進、専門的ケアの充実、自立支援の充実、家族再統合、人材の確保・育成

4 目指すべき水準

必要な供給量を確保するとともに、平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合をおおむね6割とすることを目指す。

〈国が掲げた目標:社会的養護の課題と将来像(平成23年7月)〉

平成41年度までに、「家庭養護」、「家庭的養護」、「施設養護」を1／3ずつ

* 社会的養護における家庭的養護委託率(養育家庭等委託率) = (養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 + グループホーム入所児童数) / (乳児院・児童養護施設入所児童数 + 養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 + グループホーム入所児童数)

* 社会的養護における家庭養護委託率 = (養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数) / (乳児院・児童養護施設入所児童数 + 養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 + グループホーム入所児童数)

社会的養護の需要推計

2015年4月作成の「東京都社会的養護施策推進計画」では、2013年度実績の3,927人から2029年度には、3,747人と推計している。

一方、供給量は需要量に対して約104%（入所率約96%）の定員規模で算定し、2029年度で3,900人と推計している。

| 区分 | 2013年度 (2014年4月実績) | 2019年度 | 2024年度 | 2029年度 |
|-----|-----------------------|--------|--------|--------|
| 需要量 | 3,927人 | 4,074人 | 3,964人 | 3,747人 |
| 供給量 | 4,130人 | 4,240人 | 4,123人 | 3,900人 |

*資料：社会的養護施策推進計画

社会的養護の課題とそれに対する都の取組

※複数の課題に対する取組についても、いずれか一つに分類している。

課題

課題に対する都の取組

① 家庭的養護の推進

- ・養育家庭等 (11.74億) (都) (継) ————— 直営・補助 (民間) ・委託 (民間)
- ・グループホーム事業 (26.01億) (継) ————— 補助 (社福等)
- ・グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業 (3.34億) (都) ————— }
- ・ファミリーホーム事業 (5.19億) (継) ————— 補助 (民間)
- ・新生児委託推進事業 (0.11億) (都) ————— 委託 (社福等)

② 施設における専門的ケアの充実

- ・児童養護施設の運営 (22.65億) (都) (国補助) ————— 直営・委託 (社福等) ・補助 (社福等)
- ・児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 (2.12億) (国補助) ————— }
- ・国基準経費 (児童養護) (143.62億) (国補助) ————— }
- ・民間社会福祉施設サービス推進費補助 (児童養護) (24.10億) (都) ————— }
- ・専門機能強化型児童養護施設制度 (6.36億) (都) ————— }
- ・サテライト型児童養護施設事業 (0.29億) (都) ————— }
- ・国基準経費 (乳児院) (45.05億) (国補助) ————— }
- ・民間社会福祉施設サービス推進費補助 (乳児院) (4.25億) (都) ————— }
- ・乳児院の家庭養育推進事業 (2.56億) (都) ————— }
- ・乳児院の医療体制整備事業 (0.47億) (都) ————— }
- ・児童福祉施設等整備費補助 (児童養護施設、GH・FH設置促進、乳児院) (12.53億) (都) (継) ————— }
- ・児童自立支援施設の運営 (5.92億) (都) (国補助) ————— 直営
- ・児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業 (1.01億) (都) ————— 委託 (東社協)
- ・社会的養護処遇改善加算対応研修 (0.30億) (都) ————— }
- ・児童福祉施設等の整備 (石神井、萩山、誠明、伊豆長岡) (14.25億) (都) ————— 直営・委託 (民間)

③ 自立支援の充実

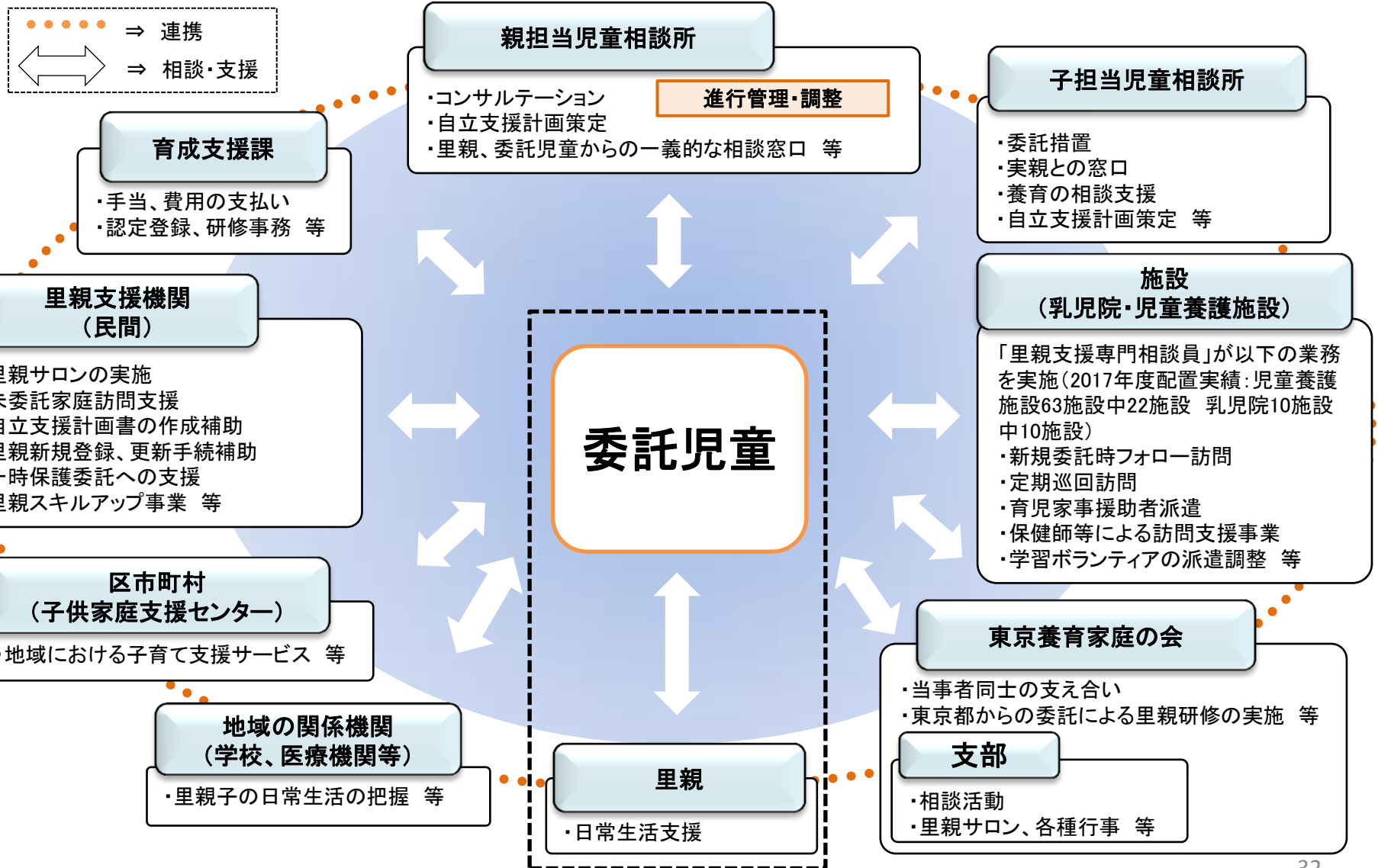
- ・自立援助ホーム事業 (4.72億) (国補助) ————— }
- ・民間社会福祉施設サービス推進費補助等 (自立援助ホーム) (0.63億) (都) ————— 補助 (社福等)
- ・ジョブ・トレーニング事業 (自立援助ホーム) (0.38億) (都) ————— }
- ・自立支援強化事業 (3.44億) (都) ————— 補助 (東社協)
- ・自立援助促進事業補助 (0.01億) (都) ————— 委託 (社福等)
- ・地域生活支援事業 (0.24億) (都) ————— 委託 (民間)
- ・児童養護施設退所者等の就業支援事業 (0.17億) (都) ————— 委託 (民間)
- ・児童養護施設退所者等に対するすまじ確保支援事業 (0.16億) (都) ————— 委託 (民間) ・補助 (民間)

凡例: (都) 都単独事業 (継) 都継ぎ足し事業 (国補助) 国庫補助(扶助費含む)

東社協・・・東京都社会福祉協議会 社福等・・・社会福祉法人、NPO等 民間・・・民間事業者等 直営・・・都が運営

東京都の里親制度におけるチーム養育体制について

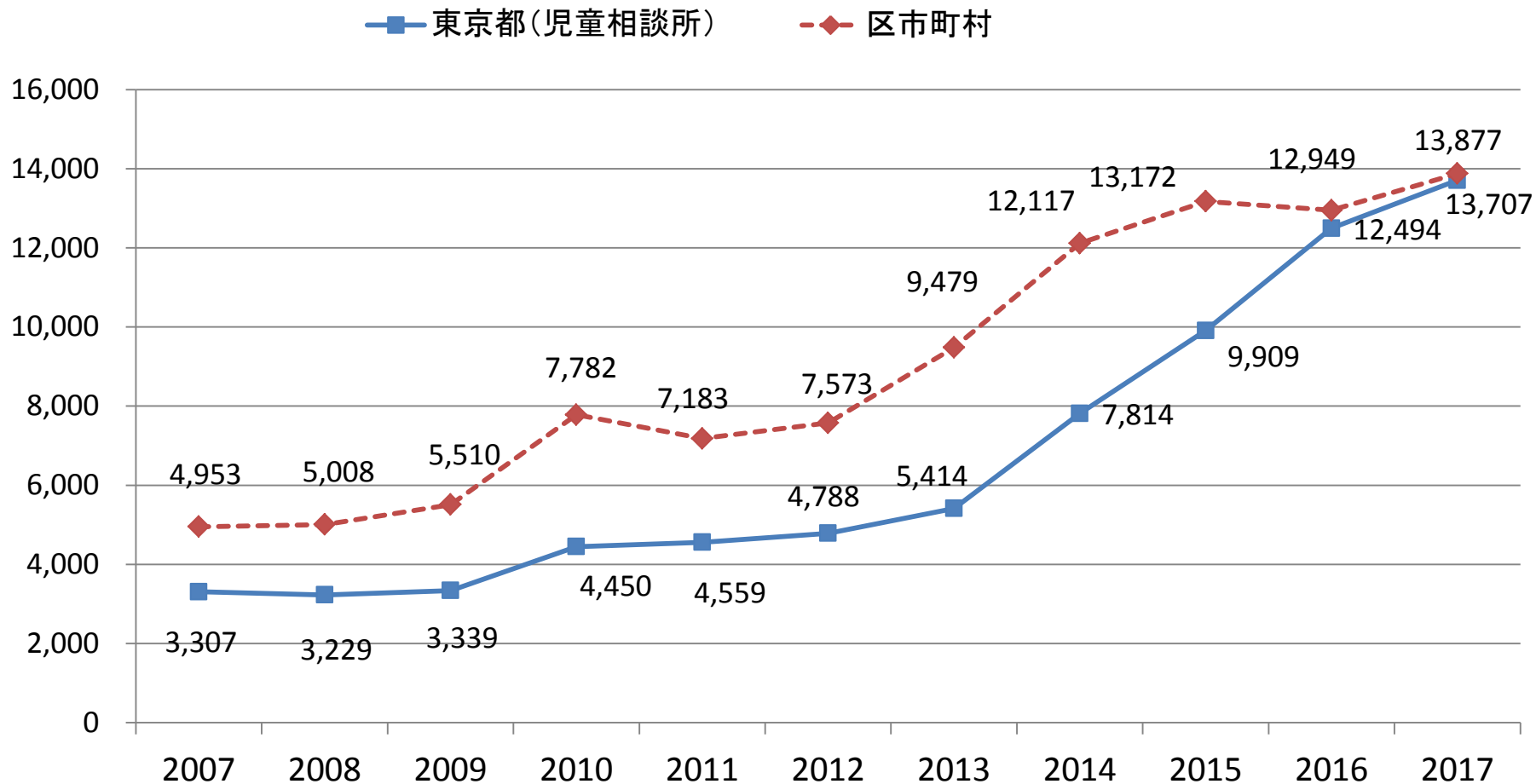
2018年1月から、各関係機関が連携しながら、それぞれの役割に応じた専門的な支援を行う体制を整えている。



第2章 「社会的養護」の現状

都内における虐待相談対応件数(件)

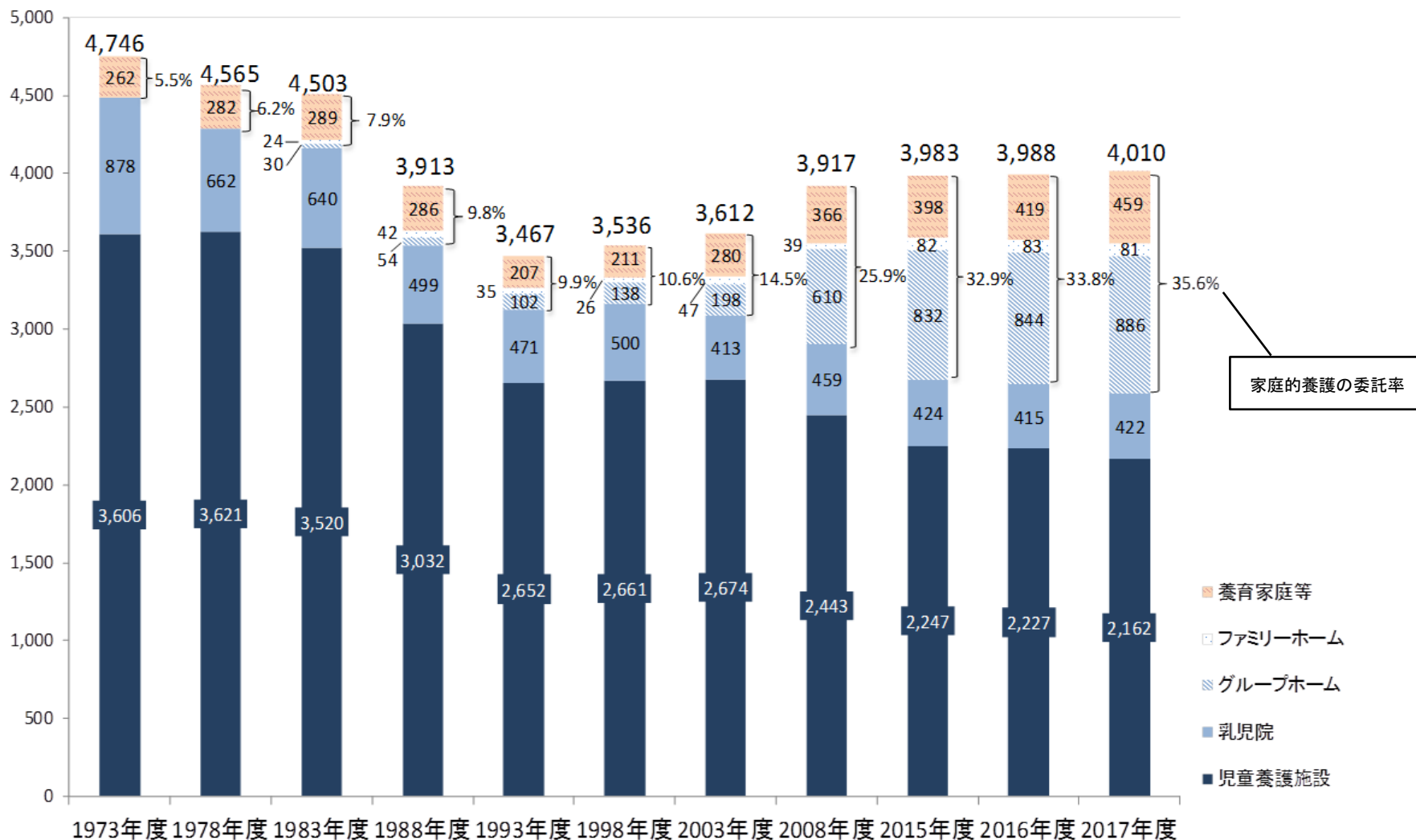
都内における虐待相談対応件数は年々増加傾向にある。



*資料:東京都児童相談所「事業概要」(2017年版)

社会的養護のもとで育つ児童の措置状況

都における社会的養護のもとで育つ児童の措置状況の推移は、下図のとおりである。

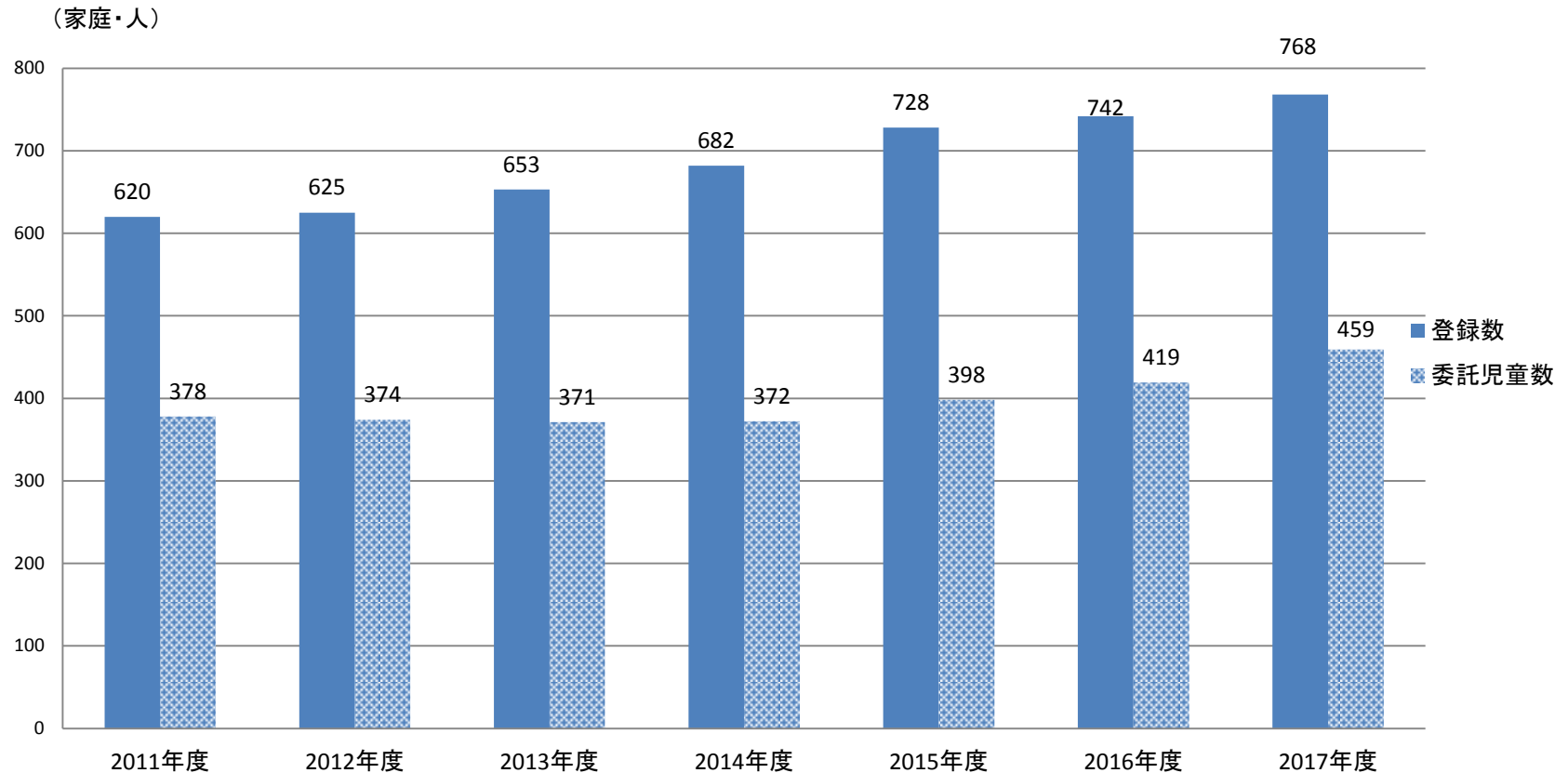


*児童養護施設、乳児院は各年度3月1日現在、養育家庭等、ファミリーホームは各年度末現在
 *養育家庭等は養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親への委託児童数の合計

① 家庭的養護の推進

東京都の養育家庭等の登録数及び委託児童数の推移

いずれも、近年増加傾向にあるが、伸びが緩やか。

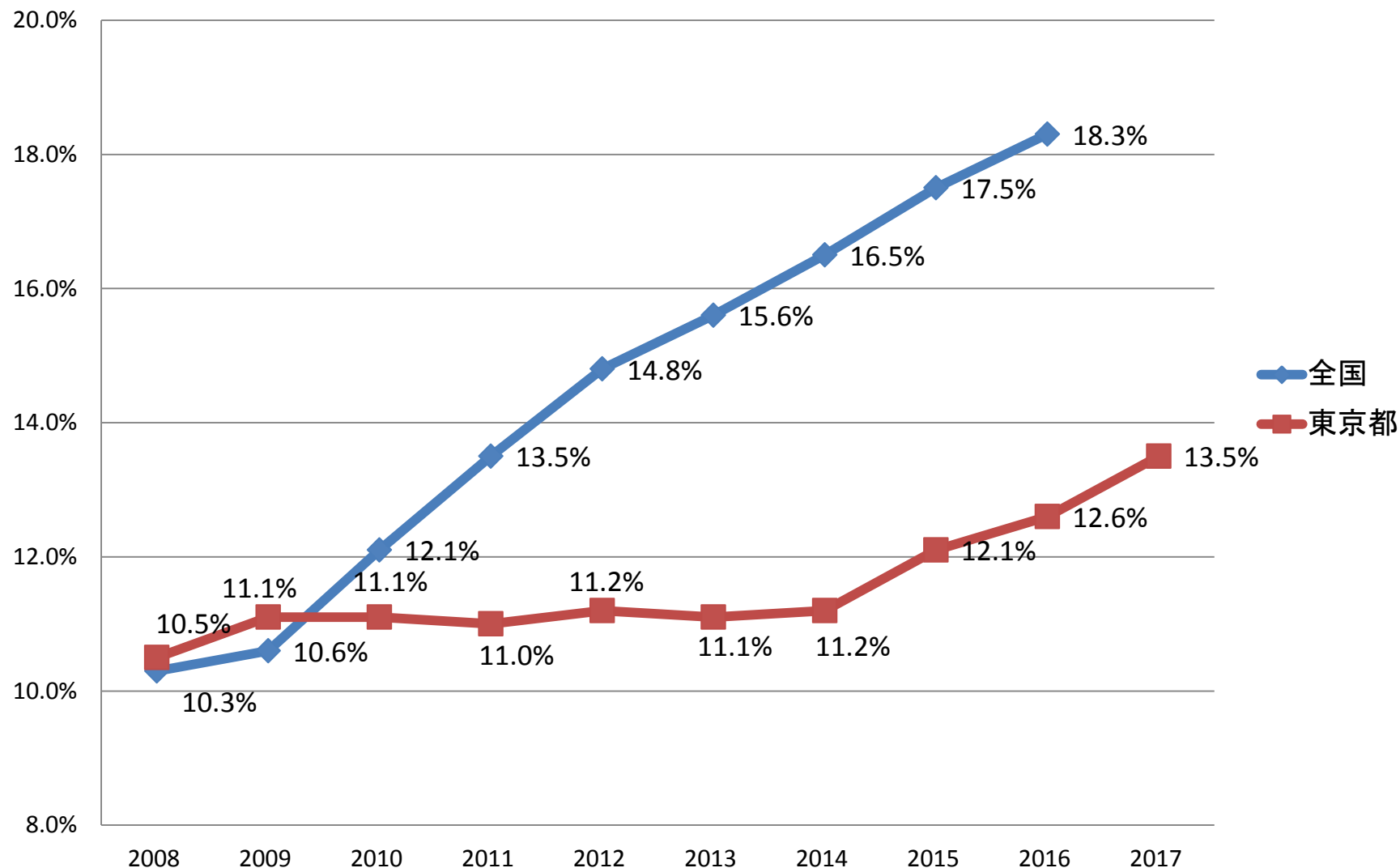


資料：東京都福祉保健局調べ

- * 養育家庭(ファミリーホームは除く)、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親の登録数および委託児童数
- * 登録数、委託児童数ともに各年度末現在

里親等委託率の推移

里親等の委託率は、全国と比べ伸びが緩やかだが、近年は上昇傾向にある。

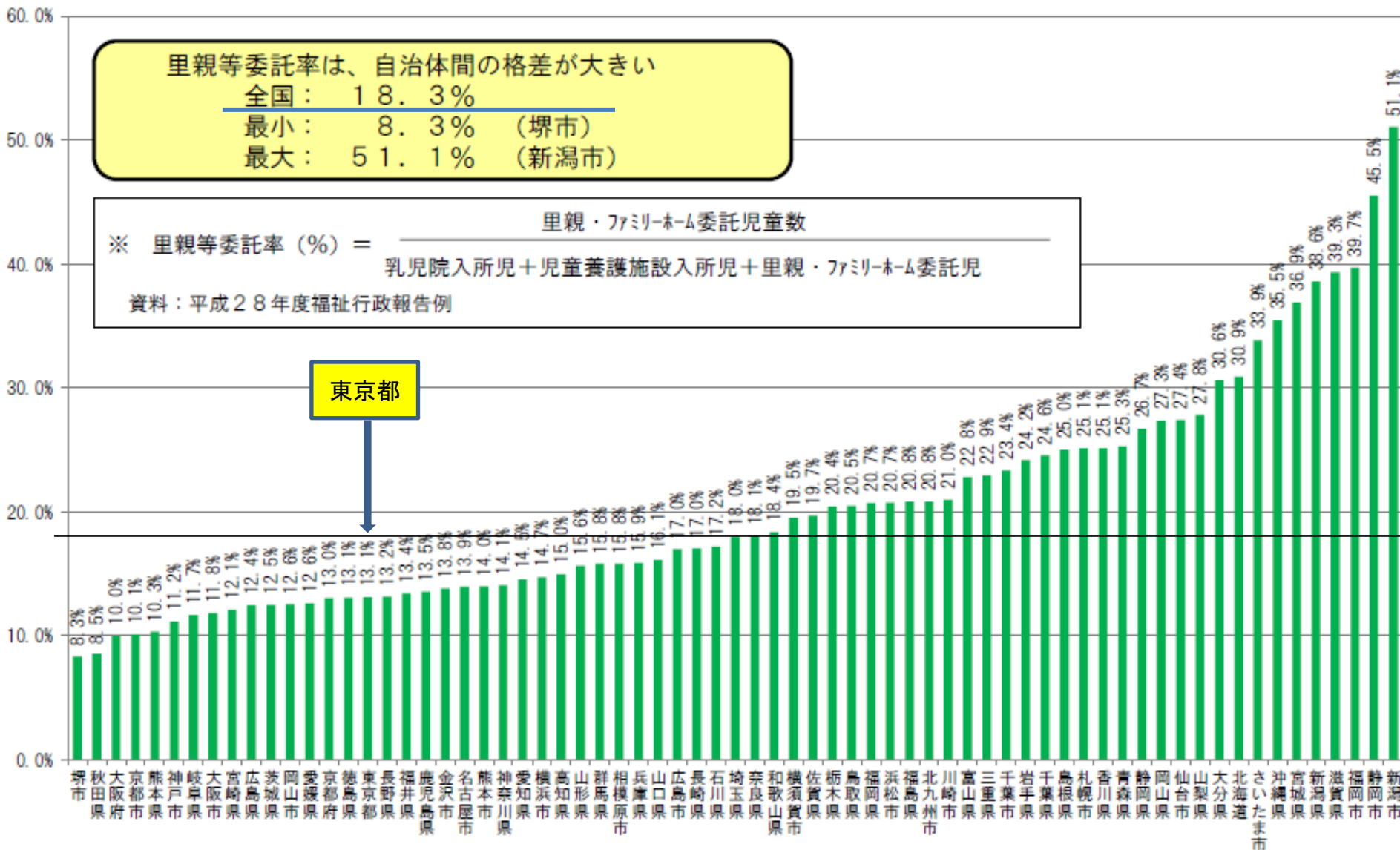


資料：＜全国＞厚生労働省調査「平成28年度福祉行政報告例」

＜東京都＞福祉保健局調べ（児童養護施設、乳児院は各年度3月1日現在、養育家庭等、ファミリーホームは各年度末現在）

都道府県市別の里親等委託率

東京都の里親等委託率は全国を下回っている。

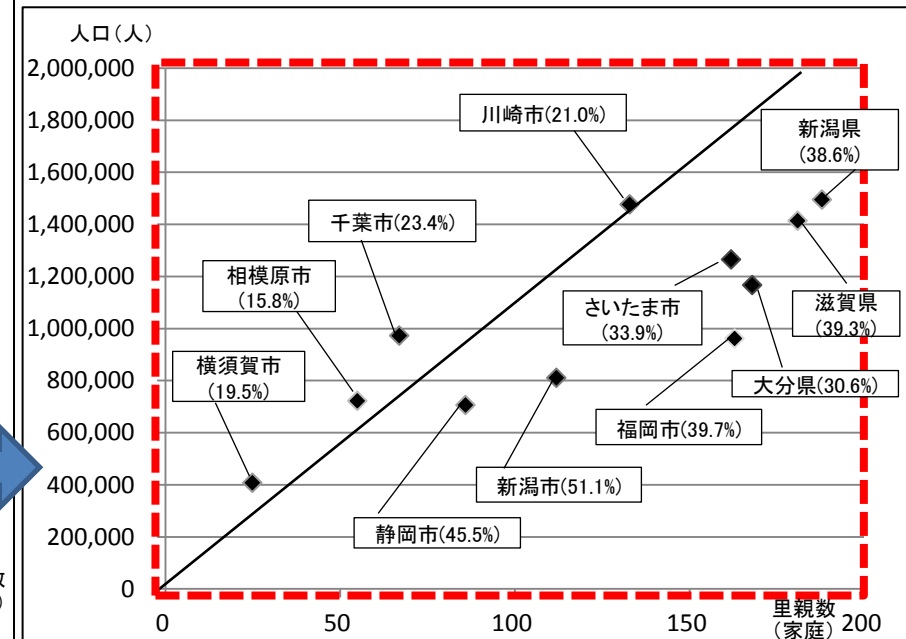
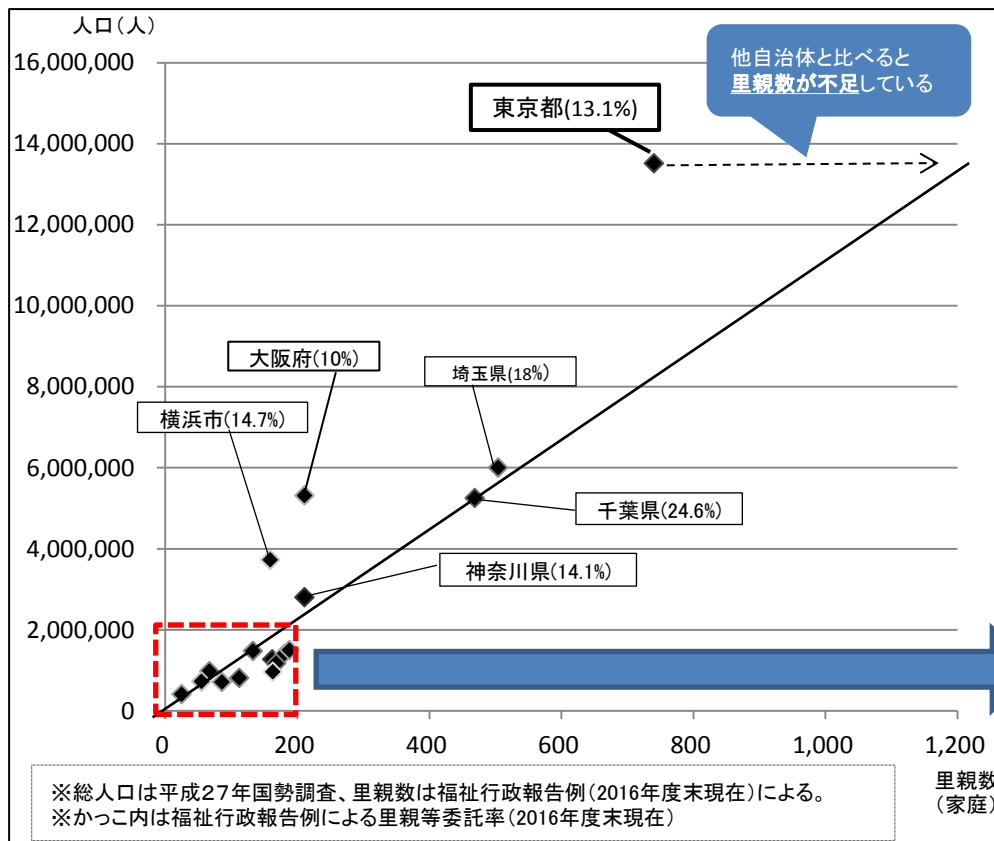


資料：厚生労働省「社会的養護の推進に向けて」(平成29年12月)

各自治体の人口と里親数の相関

- 人口に対する里親の数が多自治体は、委託率も高い傾向にある。
- 都は、人口に対する里親数が他自治体に比して、大幅に少ない。

里親等委託率の上位5自治体及び1都3県とその政令市、中核市の分布図(大阪府、大分県は参考)



児童相談所の体制（児童福祉司・児童心理司の職員定数の推移）

- 養育家庭に関して、児童福祉司や児童心理司は、養育家庭への委託に先立って行う候補児童や候補家庭の選定、候補児童との引合せ・交流、委託後の養育家庭への支援等を中心的に担っており、職員は、10年前と比較して大幅に増員している。
- 2018年度の児童福祉司定数の273は、2019年度の国基準上必要な配置数から約100人不足している。また、同様に児童心理司は約70人不足している。

（単位：人）

| | 2008年度 | 2009年度 | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 児童福祉司 | 159 | 172 | 172 | 183 | 183 | 196 | 196 | 209 | 227 | 250 | 273 |
| 児童心理司 | 54 | 54 | 54 | 54 | 65 | 65 | 78 | 78 | 91 | 104 | 117 |

* 児童福祉司：子供、保護者等から子供の福祉に関する相談に応じるほか、必要な調査や社会診断等を行う

* 児童心理司：子供、保護者等からの相談に応じ、心理検査、観察等によって、子供や保護者に対し心理診断を行うほか、心理療法やカウンセリング等を行う

* 職員数は、各年度4月1日現在の定数

各自治体の『里親を増やす』取組

<里親委託率を伸ばしている自治体への聴き取り>

里親支援の取組とあわせ、広く市民に里親について知ってもらう普及啓発を強化

<近県への聴き取り>

一般市民向けの広報や、里親の理解や知名度促進につながるフェスタ等イベントを企画・実施

1中学校区に1里親家庭を目標に全市町村で説明会実施。最近では未委託の家庭が増加し、委託率が低下したため、今後は全県単位での広報も計画。

NPOとの連携で市民フォーラムを年2回開催。市民の理解が広まっていると実感。民間による、乳幼児に特化した委託開拓でも登録者は増加。

普及啓発は、年2回、講座形式とイベント形式で実施。イベントの周知は、ツイッターやフェイスブック等を活用。

毎月の講座に加え、普及イベントを5年連続実施し、理解促進と知名度向上につながった。養子縁組希望者にも養育里親制度を紹介。

昨年度から広報イベントを民間活用して拡大。あえて福祉関連にとどまらず、人が多く集まる駅やスポーツ会場などでPR広報。ラジオCMも実施。

一般市民が気軽に参加できるようなイベントや、広く関心を集める広域での普及啓発に取り組んでいる。

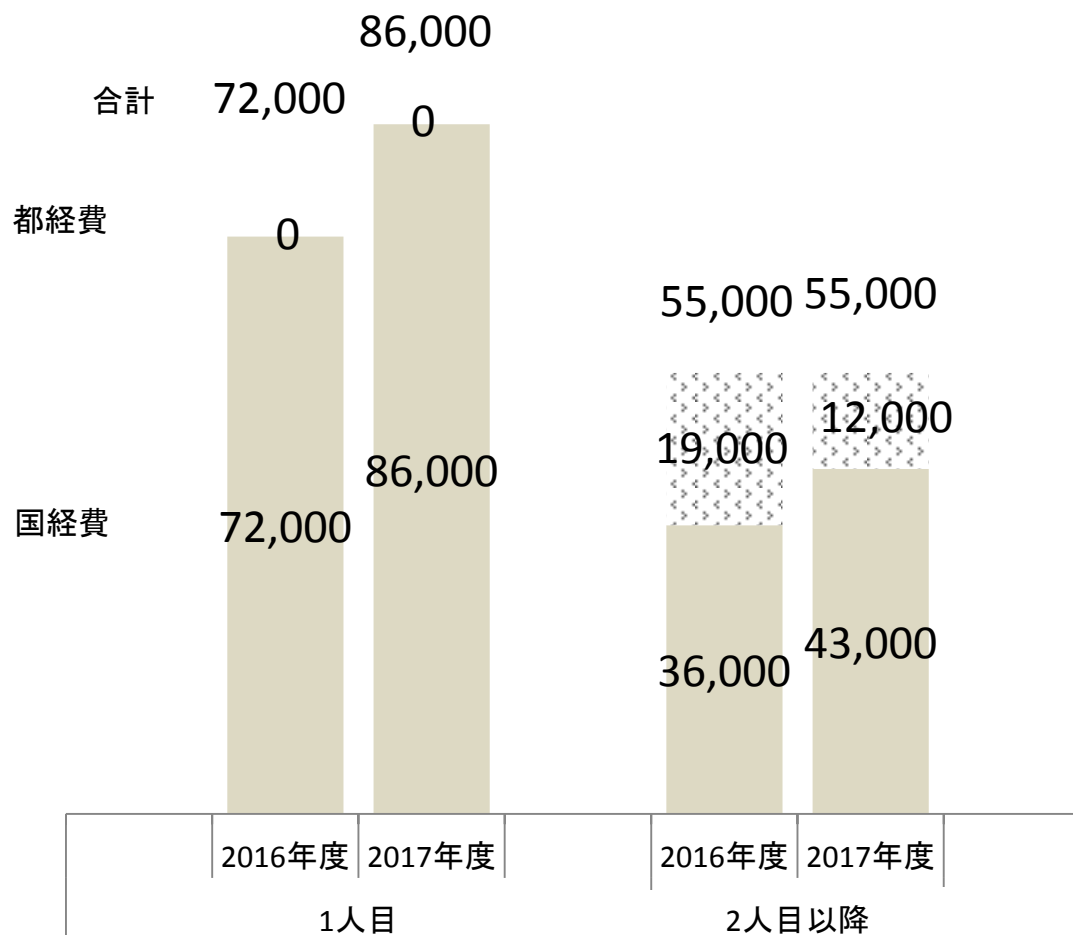
里親制度等に関する諸外国の状況

| | 委託率 | 制度等の特徴 |
|----------------|------------------|---|
| 日本 [都] | 18.3% [13.1%] | <ul style="list-style-type: none"> ・親権者は子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う(民法第820条) ・里親委託や施設入所の措置は、親権者の同意が必要(児童福祉法第27条第4項) ・親権停止に関する家庭裁判所申立ての実績は48件[6件] ・里親手当は1人目で8.6万円 |
| イギリス | 74% | <ul style="list-style-type: none"> ・里親手当は、一般家庭の養育経費の約50%増で算出され、里子がない時期も最低年齢区分の通常手当の約6割分を支給 ・手当は、特殊ニーズを持たない低年齢児(月9万円程度)から非常に深刻な行動障害を伴った16歳以上(40万円以上)までで差がある ・里親認定は、地方自治体だけではなく、民間機関も独自に実施 |
| フランス | 52% | <ul style="list-style-type: none"> ・里親は個人または地方団体等に雇用された給与所得者(職業里親)であり、最低賃金や有給休暇が保障されるほか、失業保険等の社会保障制度にも加入 ・里親家庭の子供のほとんどは、裁判所の児童判事の決定で強制的に委託 |
| ドイツ | 48.1% | <ul style="list-style-type: none"> ・親権は法改正を経て、「権力」、「配権」から、「世話」、「配慮」という概念へ ・少年局(児童相談所と同様の役割)は、親権の制限が必要と判断した場合、家庭裁判所に手続きを求め、裁判所は職権で調査し、必要な範囲で制限。 (親権の完全な剥奪は約7,000件、一部剥奪は約8,000件) |
| アメリカ ワシントン州 | 50% | <ul style="list-style-type: none"> ・6～10の里親家庭がチームとなり、協力し合って里子を養育する。自分の家で里子を養育しない経験豊富な里親家族が、この6～10家庭を指導し、緊急事態が起きた場合は、その家庭に出向き援助し、レスパイトを与える。 |
| 韓国 | 49% | <ul style="list-style-type: none"> ・里親は、祖父母や親族による養育が9割以上であり、血縁関係のない一般家庭による養育は、わずか。 |

資料：厚生労働省児童福祉問題調査研究事業 社会的養護制度の国際比較に関する研究(日本社会事業大学社会事業研究所)、厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業) 里親委託と里親支援に関する国際比較研究(主任研究者 湯沢雍彦)、里親と子どもVol 9・10(明石書店)

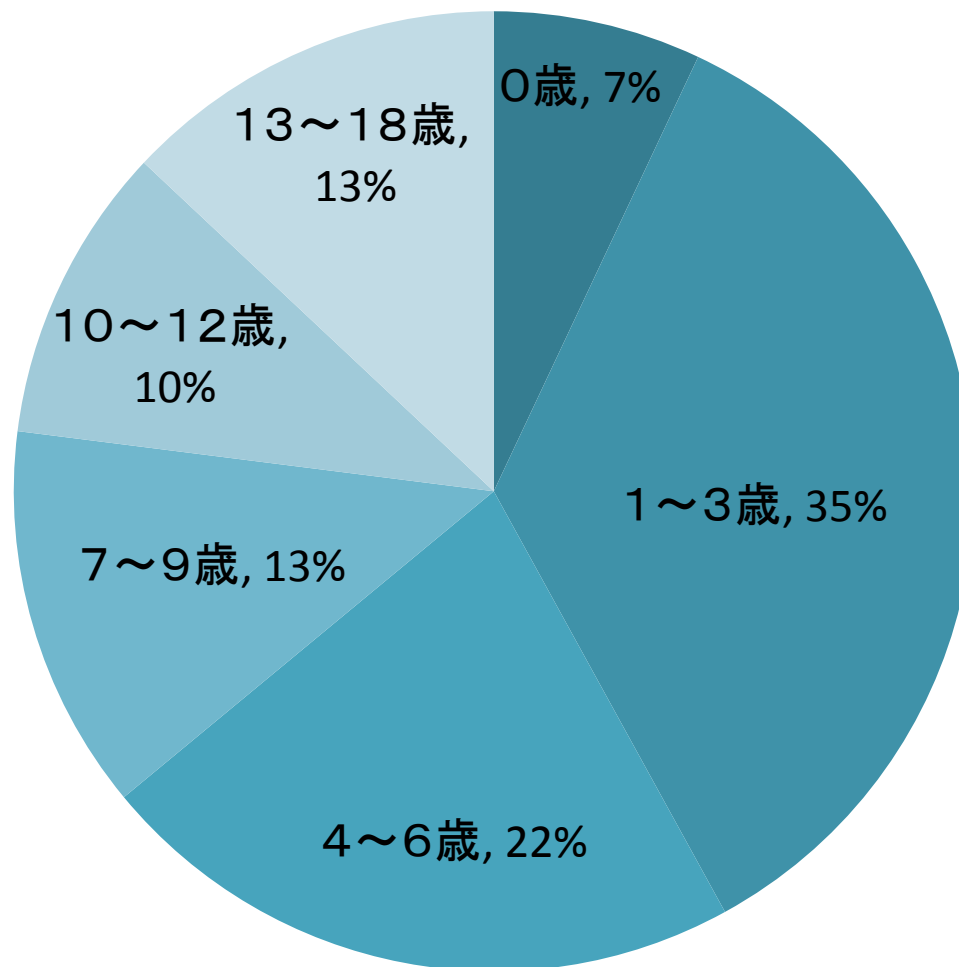
養育家庭に対する里親手当の現状(円)

子供の養育に関する経費のほか、養育家庭には次の金額の里親手当が出ている。
(2人目以降については、都は国経費に加算して支出)



養育家庭が受託を希望する児童の年齢

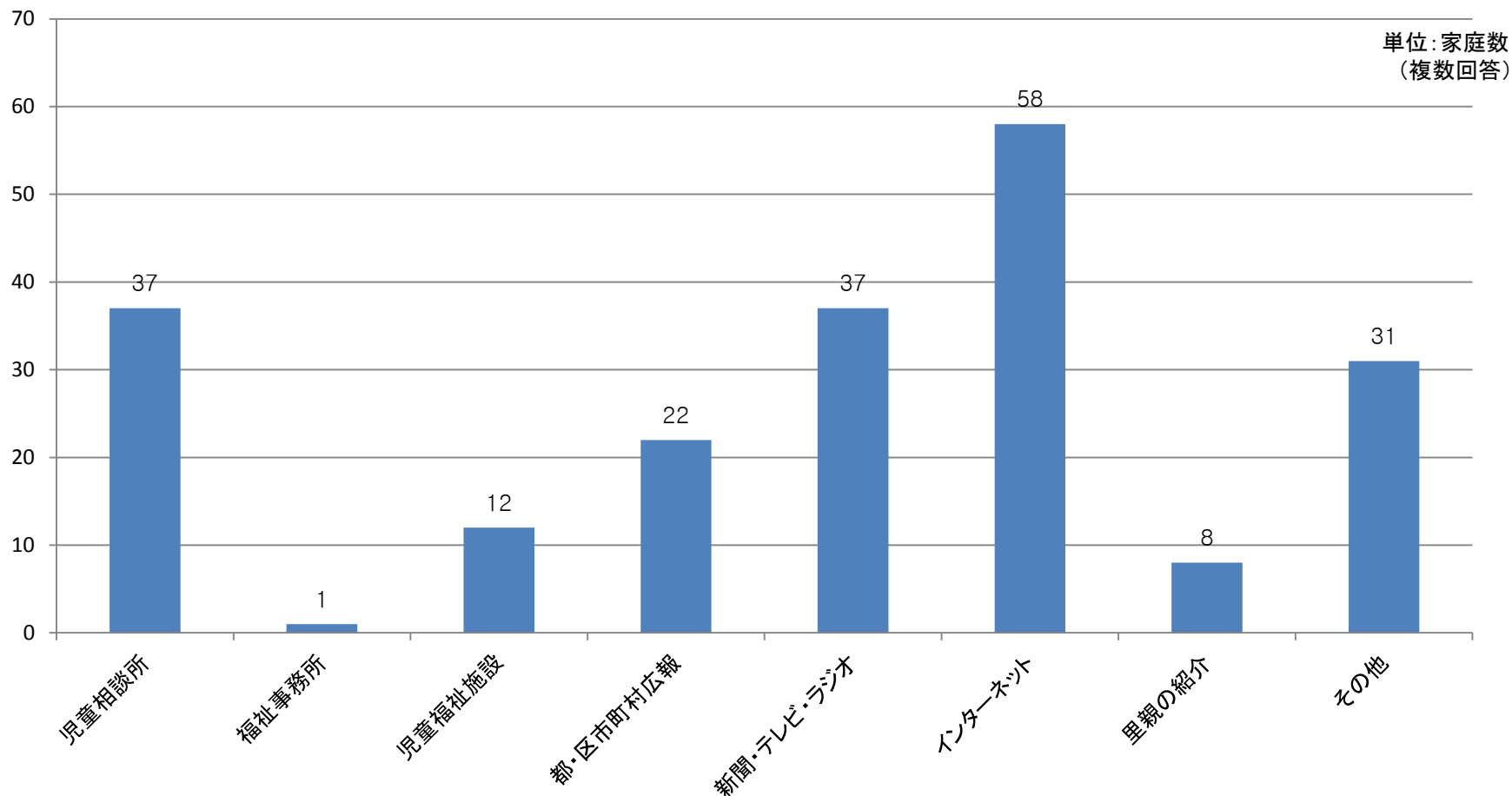
養育家庭が受託を希望する児童の年齢は、1～3歳が35%と最も多く、0歳と合わせた3歳までで42%となっている。また、6歳まででは64%となり、低年齢の希望が多くなっている。



*2016年度の養育家庭認定時の数値
資料:福祉保健局調べ

里親申請のきっかけ（養育家庭）

東京都の養育家庭が里親を知った経緯は、インターネットが最も多く、次いで児童相談所、新聞・テレビ・ラジオ等となっている。



資料 福祉保健局調べ

※ 2014～2016年度 里親認定登録申請家庭（171家庭） ※複数回答あり

※「その他」 知人・友人の紹介、仕事関係、学生時代に勉強、親が里親経験、不妊治療のフリーマガジン等

「『里親』意向に関する意識・実態調査」＜2018年 日本財団調査＞

【調査結果の概要】

- 全国20代～60代の男女の6.3%が、「里親になってみたい」、「どちらかというとき里親になってみたい」と回答
- 里親の認知度については、大半が「名前を聞いたことがある程度」であり、『里親への経済的なサポートの存在』、『子供の預かる期間は様々である』などは、ほとんど知られていない。
- 里親になる意向はあっても、経済面の心配や、子供が大きくなるまで健康でいられるか分からないと不安がハードルになっている。
- 里親の認知や里親になる意向を高める情報源として、テレビが大きな役割を果たしている。
- 里親が不足していることなど、子供や里親に関する情報を提供することで潜在的な里親候補家庭は、推計で12.1%に倍増する可能性あり

資料：日本財団調査(2018年1月30日)インターネットによるスクリーニング調査後、1500サンプルに本調査（養子縁組を前提とした里親は除外）

「特別養子縁組に関する調査」＜2016年 日本財団調査＞（このうち、里親制度の認知に関する調査）

- 「里親」制度を知っているのは58.0%（男性48.7%、女性67.7%）
- 認知経路は「TV番組」70.4%（「新聞・雑誌・本」33.5%、「インターネット」12.8%）
- 「里親」と「特別養子縁組」の違い 認知率19.7%
- 「里親」になってみたいと思うか？ 「いいえ」91.4%
- 「里親」になりたくない理由 「自信がない、責任が重すぎるから」44.7%

資料：日本財団調査(2016年)「特別養子縁組に関する調査サマリー」 2016年3月にWEB調査（全国18～69歳の男女 本調査回収サンプル数 3000）

乳児院の退所理由

退所理由のうち、家庭復帰は50%台を推移しており、里親委託は増加傾向にあるものの2割弱となっている。

| 区分 | 家庭復帰 | | 養子縁組 | | 里親 | | 措置変更(里親除く) | | その他 | | 退所児童合計 |
|--------|------|-------|------|------|----|-------|------------|-------|-----|------|--------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | |
| 2012年度 | 200 | 58.0% | 21 | 6.1% | 18 | 5.2% | 101 | 29.3% | 5 | 1.4% | 345 |
| 2013年度 | 170 | 50.9% | 19 | 5.7% | 17 | 5.1% | 121 | 36.2% | 7 | 2.1% | 334 |
| 2014年度 | 195 | 55.6% | 14 | 4.0% | 24 | 6.8% | 114 | 32.5% | 4 | 1.1% | 351 |
| 2015年度 | 156 | 51.8% | 17 | 5.6% | 35 | 11.6% | 91 | 30.2% | 2 | 0.7% | 301 |
| 2016年度 | 161 | 50.9% | 16 | 5.1% | 55 | 17.4% | 82 | 25.9% | 2 | 0.6% | 316 |

資料：社会的養護現況調査(厚生労働省調べ)

児童養護施設の退所理由

退所理由のうち、家庭復帰は50%前後を推移しており、里親委託は2%に満たない。

| 区分 | 家庭復帰 | | 養子縁組 | | 自立就職 | | 里親 | | 措置変更(里親除く) | | その他 | | 退所児童合計 |
|--------|------|-------|------|------|------|-------|----|------|------------|-------|-----|-------|--------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | |
| 2012年度 | 255 | 47.7% | 1 | 0.2% | 117 | 21.9% | 3 | 0.6% | 95 | 17.8% | 64 | 12.0% | 535 |
| 2013年度 | 291 | 51.6% | 1 | 0.2% | 115 | 20.4% | 7 | 1.2% | 82 | 14.5% | 68 | 12.1% | 564 |
| 2014年度 | 254 | 45.0% | 2 | 0.4% | 54 | 9.6% | 6 | 1.1% | 77 | 13.6% | 172 | 30.4% | 565 |
| 2015年度 | 222 | 43.4% | 1 | 0.2% | 34 | 6.7% | 8 | 1.6% | 81 | 15.9% | 165 | 32.3% | 511 |
| 2016年度 | 235 | 45.6% | 2 | 0.4% | 33 | 6.4% | 9 | 1.7% | 67 | 13.0% | 169 | 32.8% | 515 |

資料:社会的養護現況調査(厚生労働省調べ)

養育家庭等の養育力

【児童福祉審議会提言】(平成28年11月28日)による指摘

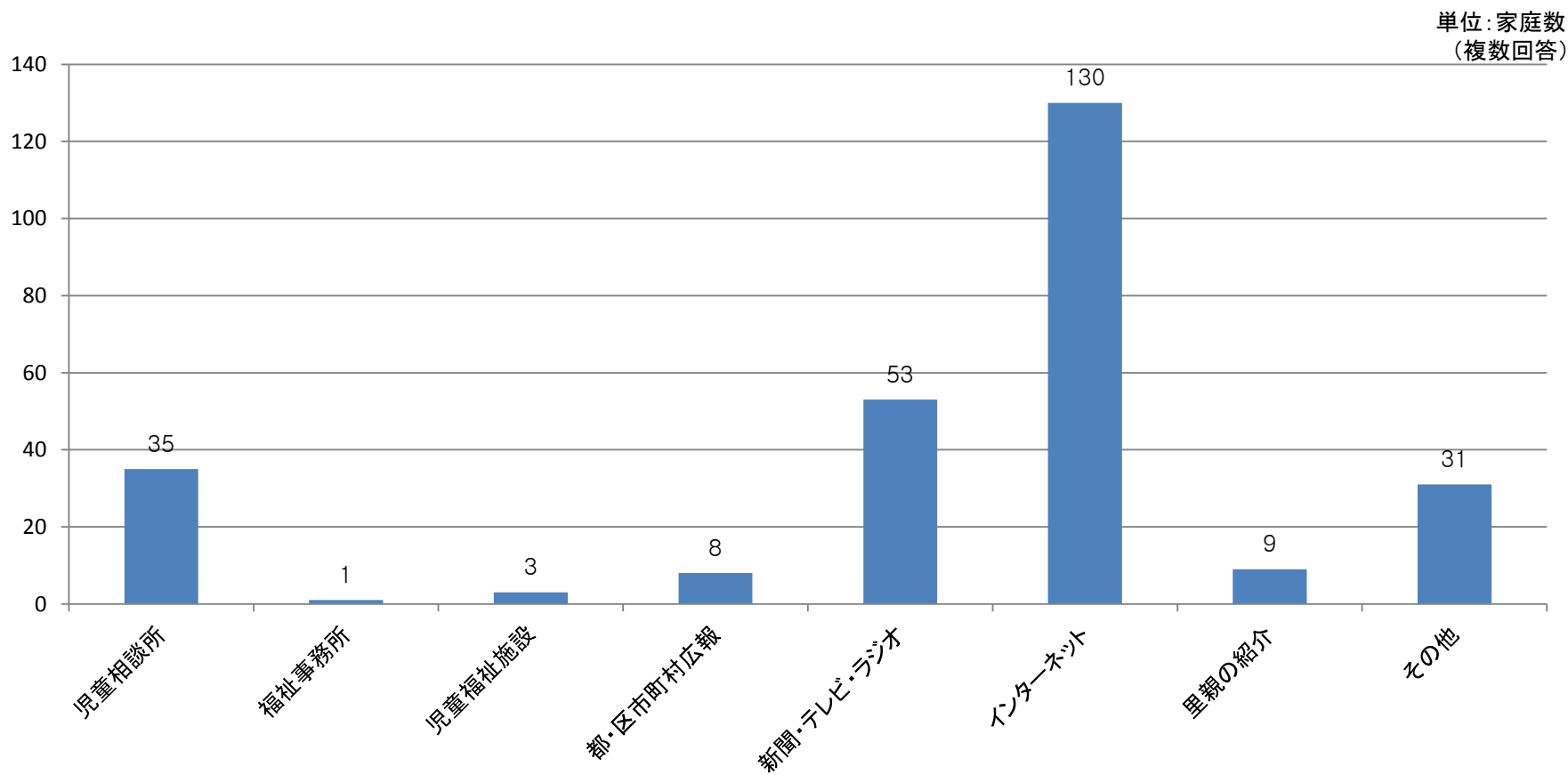
- 児童を委託されている養育家庭の中には、社会的養護の担い手であることについての理解不足により、各機関との連携に消極的で、養育の困難さや児童の課題を抱え込んでしまう家庭や、委託した児童と実親との交流に消極的な家庭もある
- 養育家庭等の養育力向上のためには、様々な研修を受講する必要がある。都は、養育家庭等がそれぞれの状況に応じて選択し受講できる課題別研修等を実施しているが、受講者はあまり多くない。

(参考) 2017年度 課題別研修 受講家庭数

| 実施月 | 科 目 | 受講 家庭数 | 実施月 | 科 目 | 受講 家庭数 |
|-----|--------------------|-----------|-----|-------------------|-----------|
| 4月 | 養子縁組のための小児医学 | 15 | 10月 | CAREプログラムを学ぶ① | 5 |
| 6月 | 自立に向けての制度と支援(養育家庭) | 20 | 10月 | CAREプログラムを学ぶ② | 5 |
| 7月 | 養子縁組のための乳幼児期研修 | 8 | 11月 | CAREプログラム(振り返り) | 6 |
| 8月 | 生い立ちの真実を伝える(養育家庭) | 7 | 11月 | 幼児期から学童期の子育て | 6 |
| 8月 | CAREプログラムを学ぶ① | 1 | 12月 | 難しい子への理解と対応 | 23 |
| 8月 | CAREプログラムを学ぶ② | 16 | 12月 | 生い立ちの真実を伝える(養子縁組) | 16 |
| 9月 | 思春期の子育て | 8 | 1月 | 完璧な里親なんていない | 7 |
| | | | 2月 | 養子縁組のための小児医学 | 8 |

里親申請のきっかけ(養子縁組里親)

東京都の養子縁組里親が制度を知った経緯は、インターネットが最も多く、次いで新聞・テレビ・ラジオ等となっている。



資料 福祉保健局調べ
 ※ 2014～2016年度 里親認定登録申請家庭 (223家庭) ※複数回答あり
 ※「その他」 知人・友人の紹介、仕事関係、学生時代に勉強、親が里親経験、不妊治療病院等

特別養子縁組に関する認知状況・都の支援

◆ 認知状況

- 「特別養子縁組制度に関する調査」＜2016年 日本財団調査＞
 - 特別養子縁組を知っているのは45.9%（男性36.7%、女性55.2%）
 - 認知経路は「TV番組」64.6%（「新聞・雑誌・本」33.7%、「インターネット」15.2%）
 - 「特別養子縁組」「普通養子縁組」の違い 認知率14.8%

資料：日本財団調査（2016年）「特別養子縁組に関する調査サマリー」

2016年3月にWEB調査（全国18～69歳の男女 本調査回収サンプル数 3000）

◆ 養子縁組里親への支援（里親制度）

- 新生児里親推進事業（2017年度～）
養子縁組が最善と判断した場合に、できる限り新生児のうちから委託するための仕組み
- チーム養育体制による支援
里親が地域で孤立することなく児童を養育していけるよう、関係機関が連携
- 委託期間中は、生活費等の経費を支給（里親手当は、国の要綱に定められていないため、対象外）

◆ 民間養子縁組あっせん機関による養子縁組への支援

- 養親希望者が児童との同居を開始した際の届出（児童福祉法30条）に伴う家庭訪問等
- 民間養子縁組あっせん法（2018年4月施行）による対応

都内自治体における里親制度の広報について(2018年6月に一部自治体への聞き取り)

【効果的と感じたことの例】

里親の生の声を聞くこと、短期の受入れもあることの周知によりハードルが下がったこと、自治会など住民に近い場の広報で里親の掘り起こしができたこと、自治体に誘致した大学とのイベント実施など
(全般的な話として、広報の充実には、都からの財政面を含めた後方支援が重要という話もあり)

| 自治体 | 取組内容 | 効果 | 今後の取組、意見等 |
|-----|--|---|---|
| A | ○ 2017年度から社会福祉協議会、養育家庭の会と連携して、ファミリー・サポート事業の協力会員や関係機関向けに子育てに関する講演会を実施。自治体内在住の里親や里親支援機関も講演に参加。 | ○ 短期の受入れもあることや、里親さんの生の声を聞くことができハードルが下がったという声が複数あり。 | ○ 2018年度の体験発表会は大学と共催して実施。会場もキャンパス内で、土日開催の予定。大学生の両親等に向けた広報にもなると考えている。 ○ 同年度から、本自治体の退職予定の職員向けセミナーでも広報していく予定。 |
| B | ○ 2017年度から児童相談所の設置準備の一環として、里親制度を含む社会的養護について、担当部署向けの研修と職員全体の研修を実施。 ○ 2018年のある月に実施した研修には、職員以外にも民生児童委員や警察等、地域の関係機関のメンバーも参加(計110名)。里親支援機関や里親も出席し、体験談を話すとともに、里親の写真展も併せて開催。 | ○ 短期の受入れもあることや、里親さんの生の声を聞くことができハードルが下がったという声があり、実際にアンケートでは15名が、「里親になってもいい。」と回答。 | ○ 引き続き、地域の関係者に里親の実際の声を伝える取組を行っていきたい。 |
| C | ○ 虐待防止月間に、里親制度のパネル展示を本庁舎で実施。児童相談所職員も参加し、里親に関心がある方向けの個別相談も実施。 ○ 住民祭りにおいて、児相とともに、里親制度を広報。 ○ 2017年度から自治会、町会に里親を広報するチラシを配布するとともに、担当課長が自治会、町内会に出席し、制度を説明。 | ○ 自治会等に対する説明により、里親に関心を持った方数名が児相に問合せ。 | ○ パネル展を本庁舎だけでなく、学校や出先機関でも実施し、制度の理解を求める予定。 ○ 地域性もあり、住民に近いところで里親の広報をしていけば、さらに登録数は増えると考えている。 |

乳児院の小規模化の現状

子供をできるかぎり家庭的な雰囲気の中で養育できるよう、施設のケア単位の小規模化を進めている。乳児院において1ユニットでも小規模化を行っている施設は、10施設中6施設であり、実施率は60%となっている。

都内乳児院における小規模化実施施設数(2018年4月1日時点)

| 都内乳児院施設数 | 国通知による小規模化施設数 | 小規模化の割合 |
|----------|---------------|---------|
| 10施設 | 6施設 | 60% |

未実施施設の理由別内訳

| 改築等のため | 設備上の問題 | 職員配置上の問題 |
|--------|--------|----------|
| 1施設 | 1施設 | 2施設 |

*小規模化とは、小規模なグループによるケアを行うこと(虐待を受けた子供等は、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアが重要)

*乳児院における小規模化の基準

人数:4人以上6人以下

設備:居室、寝室、ほふく室等、浴室、便所等

居室床面積:1人当たり2.47㎡以上

職員配置:専任の職員として各グループに児童指導員又は保育士1名及び管理宿直等職員を加配

指定上限:6か所まで(3か所以上指定する場合は本体施設の定員が35人以下等の条件がある)

資料:福祉保健局調査

児童養護施設の小規模化の現状

児童養護施設で1ユニットでも小規模化を行っている施設は、59施設中54施設であり、実施率は91.5%となっている。

| 児童養護施設数 | 国通知による 小規模化施設数 | 小規模化の割合 |
|---------|-------------------|---------|
| 59施設 | 54施設 | 91.5% |

*59施設は、都内民間児童養護施設、都外全部委託、都立施設

*小規模化：小規模なグループによるケア(養育)を行うこと。

*児童養護施設における小規模化の基準

定員：6人以上8人以下

設備：居室、居間、台所、便所等

居室面積：1人当たり4.95㎡以上

職員配置：専任職員として各グループにつき児童指導員又は保育士1名及び管理宿直職員を加配

指定条件：6か所まで(3か所以上指定する場合は、本体施設を45人以下とするなどの計画を立てる。)⇒2018年度廃止予定

資料：福祉保健局調査

都の取組の評価(家庭的養護の推進)

| 課題 | 都の取組 | 分析・評価 |
|----------|---|---|
| 家庭的養護の推進 | <p>【登録家庭数の拡大と委託の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 里親制度の普及啓発 ポスターやリーフレットの活用、デジタルサイネージへの掲出等の不特定多数を対象としたものや、教職員を対象とした公開講座などターゲットを絞ったものを実施 ○ 児童相談所の体制強化 児童福祉司の増員等を実施 (2008年度159人→2018年度273人) ○ 里親支援機関事業 ○ 乳児院の家庭養育推進事業 <p>【支援の充実と養育力向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 里親支援機関事業 児童相談所業務を補完する専門機関において、養育相談や未委託家庭への巡回訪問等を実施 ○ チーム養育体制の構築 各関係機関が連携しながら、それぞれの役割に応じた専門的な支援を行う体制を整備 ○ 児童相談所の体制強化 ○ 里親手当額への加算 | <p>【登録家庭数の拡大と委託の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 里親制度についての社会の認知度はまだ低い ◆ 登録家庭数は増加傾向にあるが、伸びは緩やか ◆ 2016年度の都における養育家庭等の委託率は、12.6%で、全国平均を下回る(2017年度の委託率は13.5%) ◆ 施設退所児童のうち、里親委託は乳児院は2割弱、児童養護施設は2%程度 ◆ 里子の年齢に関する里親候補者の希望の偏り(低年齢児中心)によるミスマッチ <p>【支援の充実と養育力向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 里親の悩みに対応できる相談体制の更なる強化が必要 ◆ 支援の難しい児童に対応できる里親の不足 ◆ 関係機関との連携や実親との交流に消極的な里親もいる ◆ 課題別の任意研修を受講する里親は多くない |

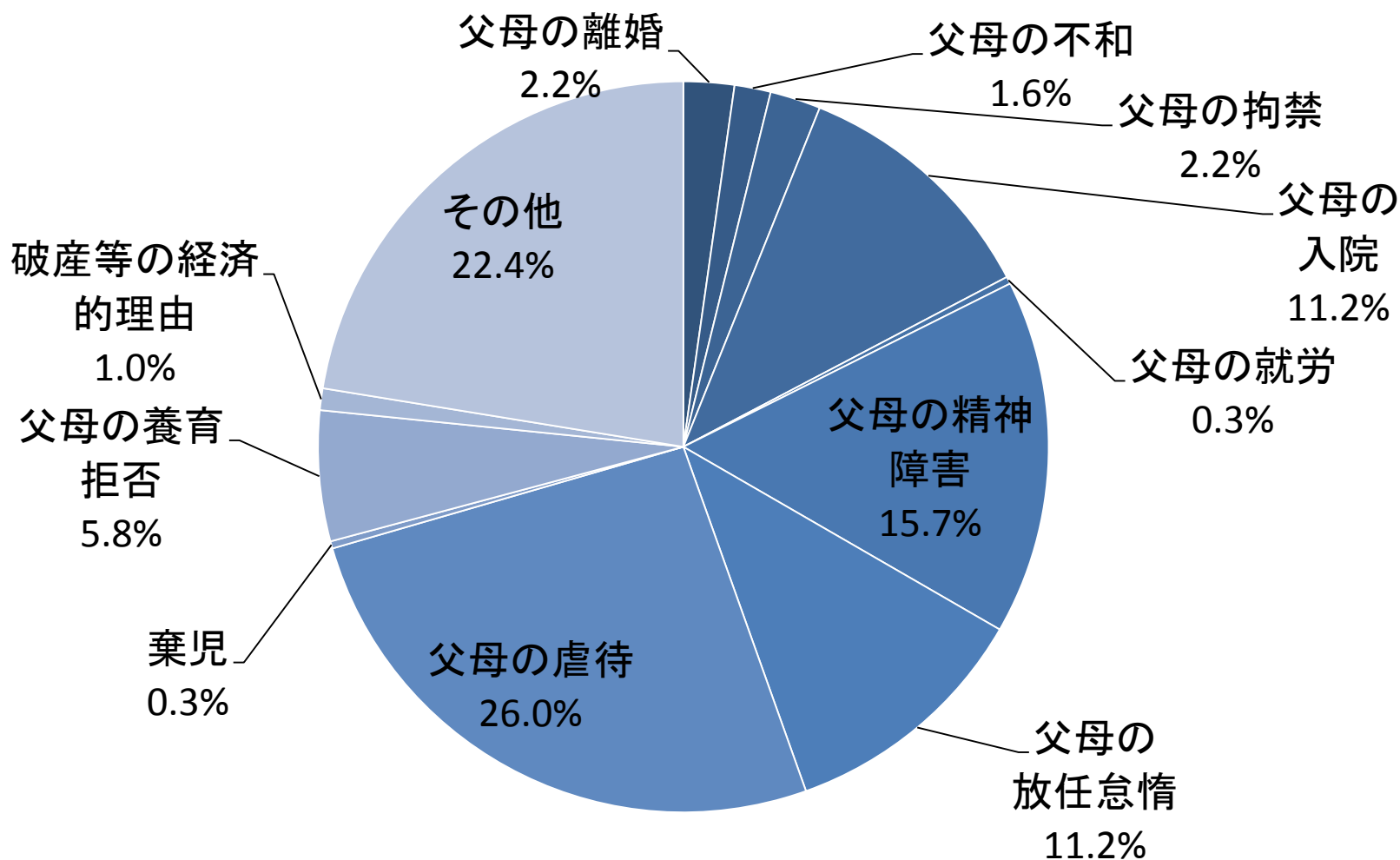
都の取組の評価(家庭的養護の推進)

| 課題 | 都の取組 | 分析・評価 |
|----------|---|--|
| 家庭的養護の推進 | <p>【特別養子縁組に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>新生児委託推進事業</u> 児童相談所と乳児院に専門職員を配置し、養子縁組が最善と判断した場合、できる限り新生児のうちから委託 ○ <u>チーム養育体制の構築</u> <p>【施設の小規模化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>専門機能強化型児童養護施設制度</u> ○ <u>乳児院の家庭養育推進事業</u> 個別ケアの充実を図るため、小規模ユニットにケア職員を配置 | <p>【特別養子縁組に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都では養子縁組里親に関する広報や説明会を実施しておらず、特別養子縁組制度は里親制度以上に認知度が低い ◆ 養子縁組里親への支援を充実する必要がある <p>【施設の小規模化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小規模化できていない施設も依然としてあり、更なる推進が必要。小規模化を実施している施設においても、小規模ユニットをさらに増やしていく必要あり |

② 施設における専門的ケアの充実

乳児院の入所理由

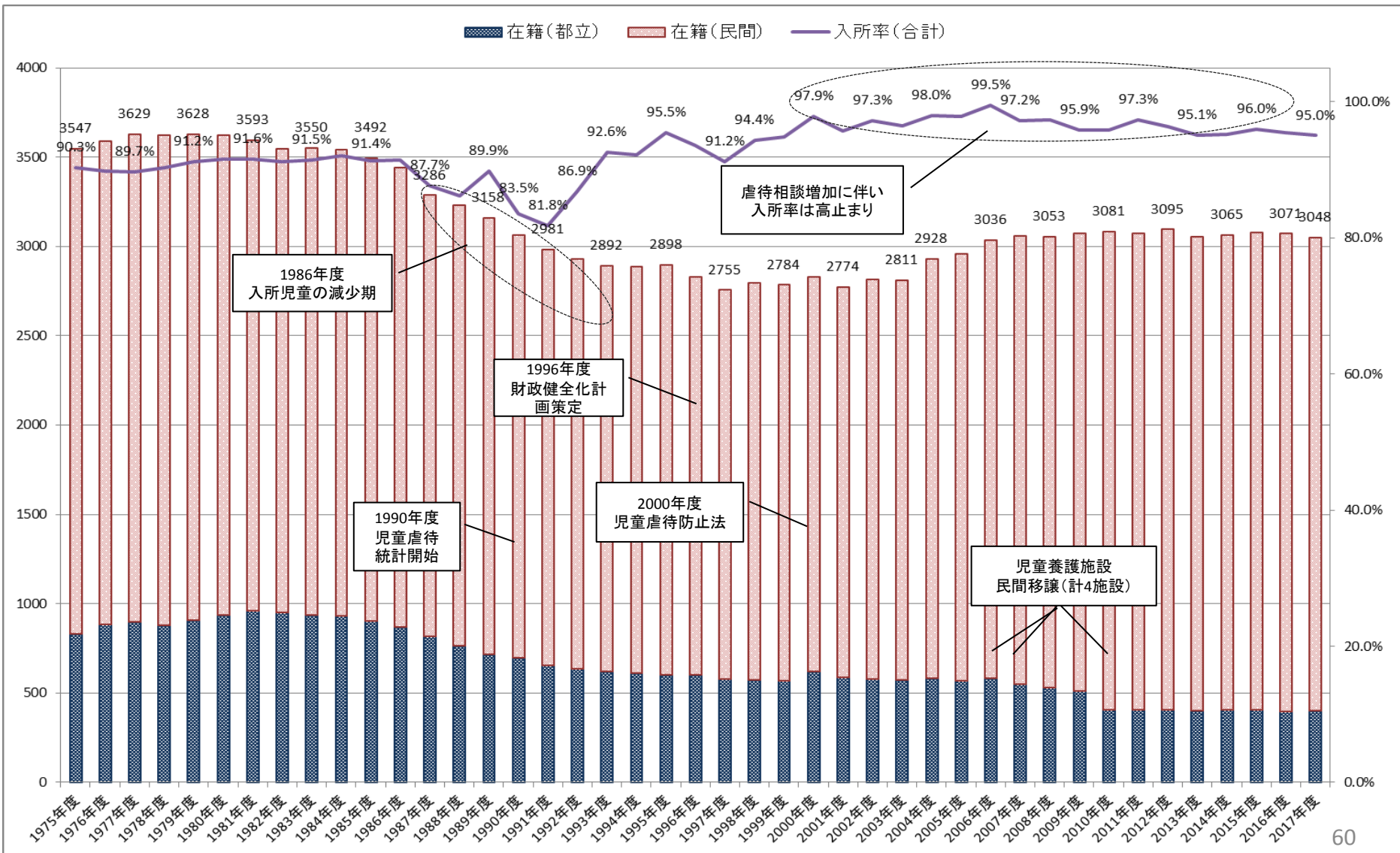
入所理由のうち、最も多い理由は父母の虐待となっており、父母の放任怠惰、養育拒否、棄児を含めると全体の4割以上となっている。



厚生労働省「社会的養護の現況に関する調査」(2016年度)の東京都分による

児童養護施設入所状況(1975年から2017年まで) 各年度3月1日現在

1986年度前後から入所児童数が減少し、それに併せて定員を下げてきた。しかし、1990年度前後から児童虐待相談が増加し、2000年度の児童虐待防止法施行以後、児童虐待対応件数の増加により児童養護施設の入所率は高止まりの状況となっている。



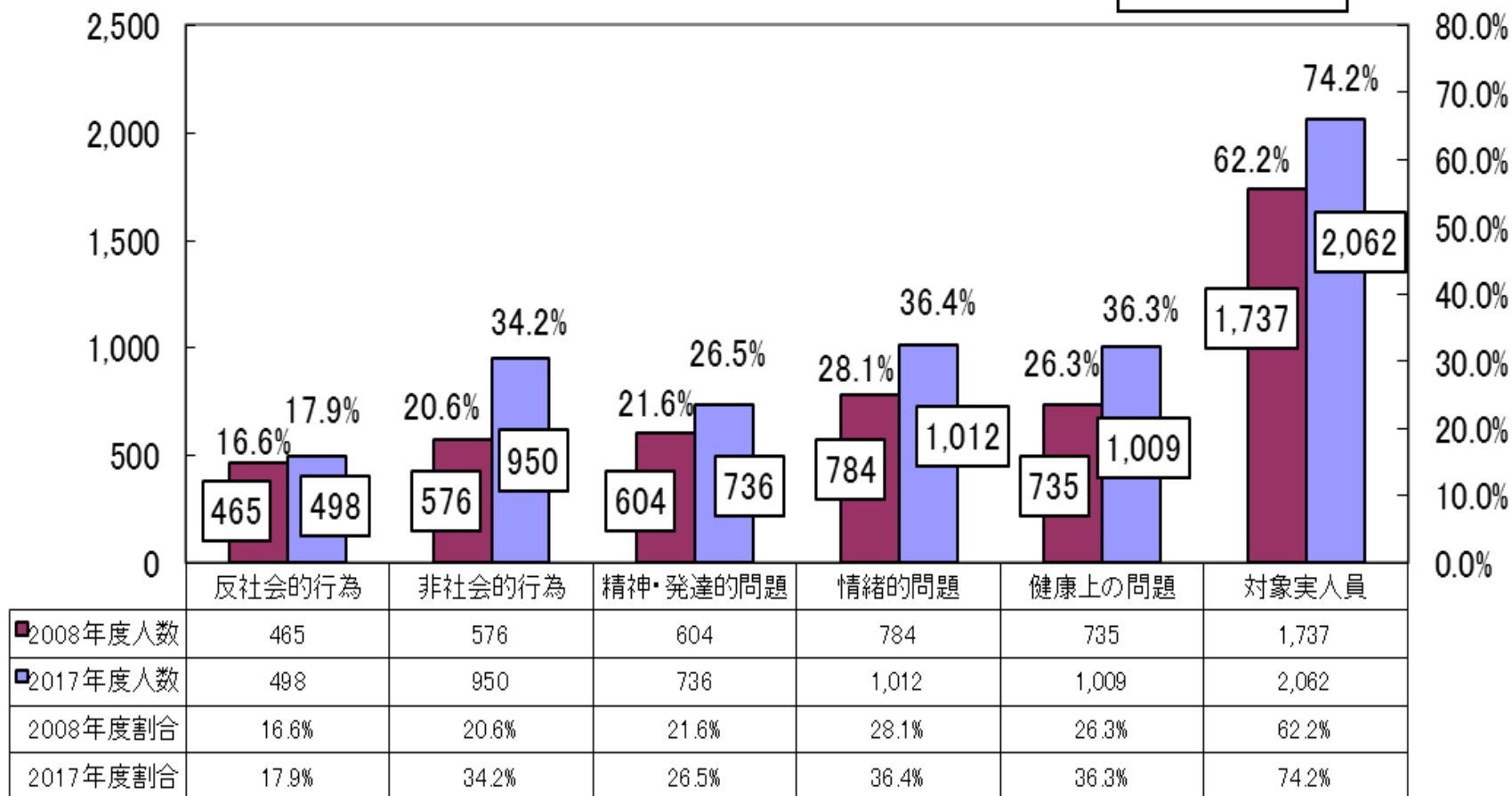
資料: 福祉・衛生行政統計(福祉保健局) 2017年度は速報値

入所児童の状況

児童養護施設において、情緒的問題、健康上の問題、非社会的行為等の理由から個別的ケアが必要な児童の割合は、2008年度の約62%から2017年度は約74%に増加している。

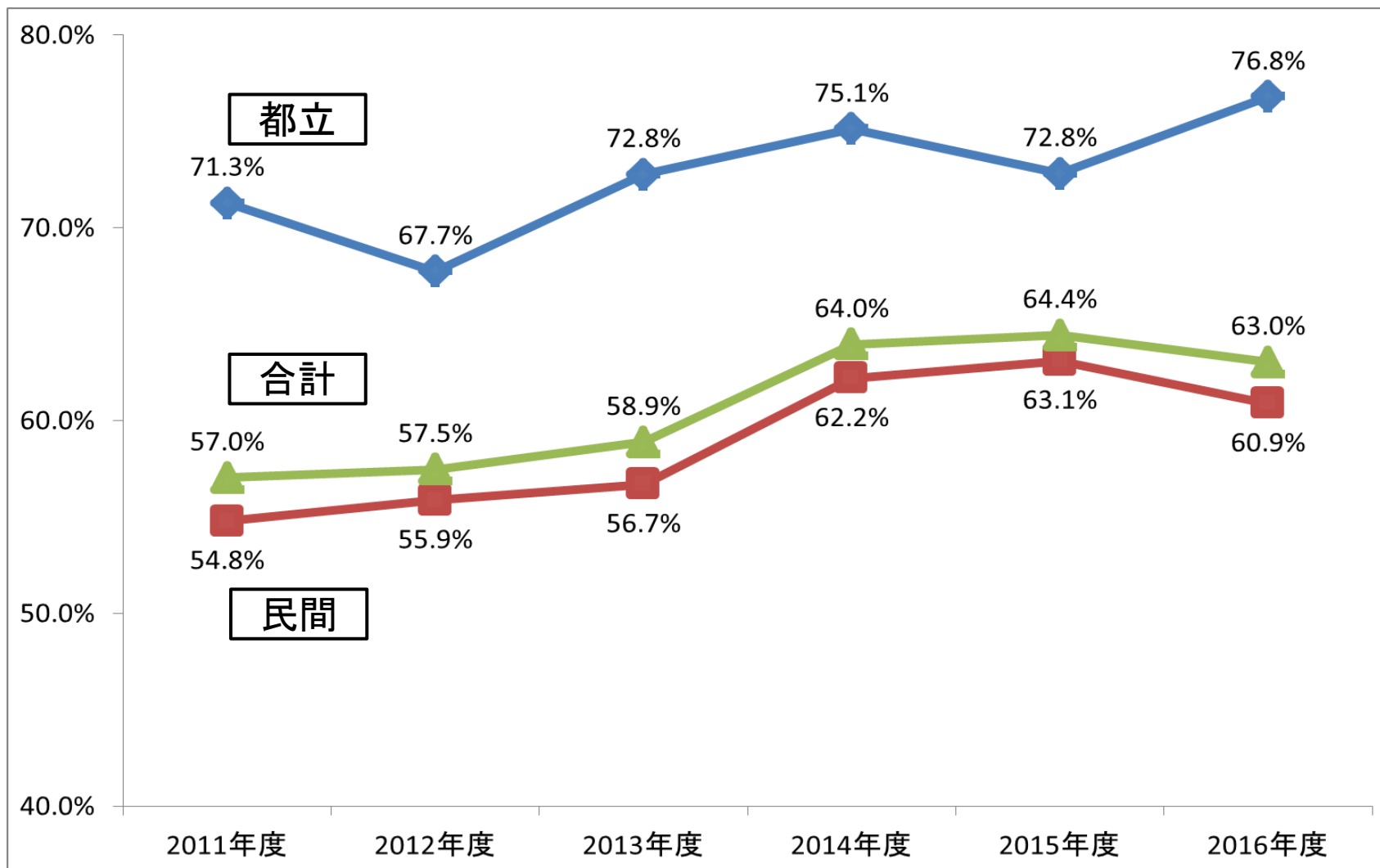
児童養護施設入所児童の状況

複数回答あり



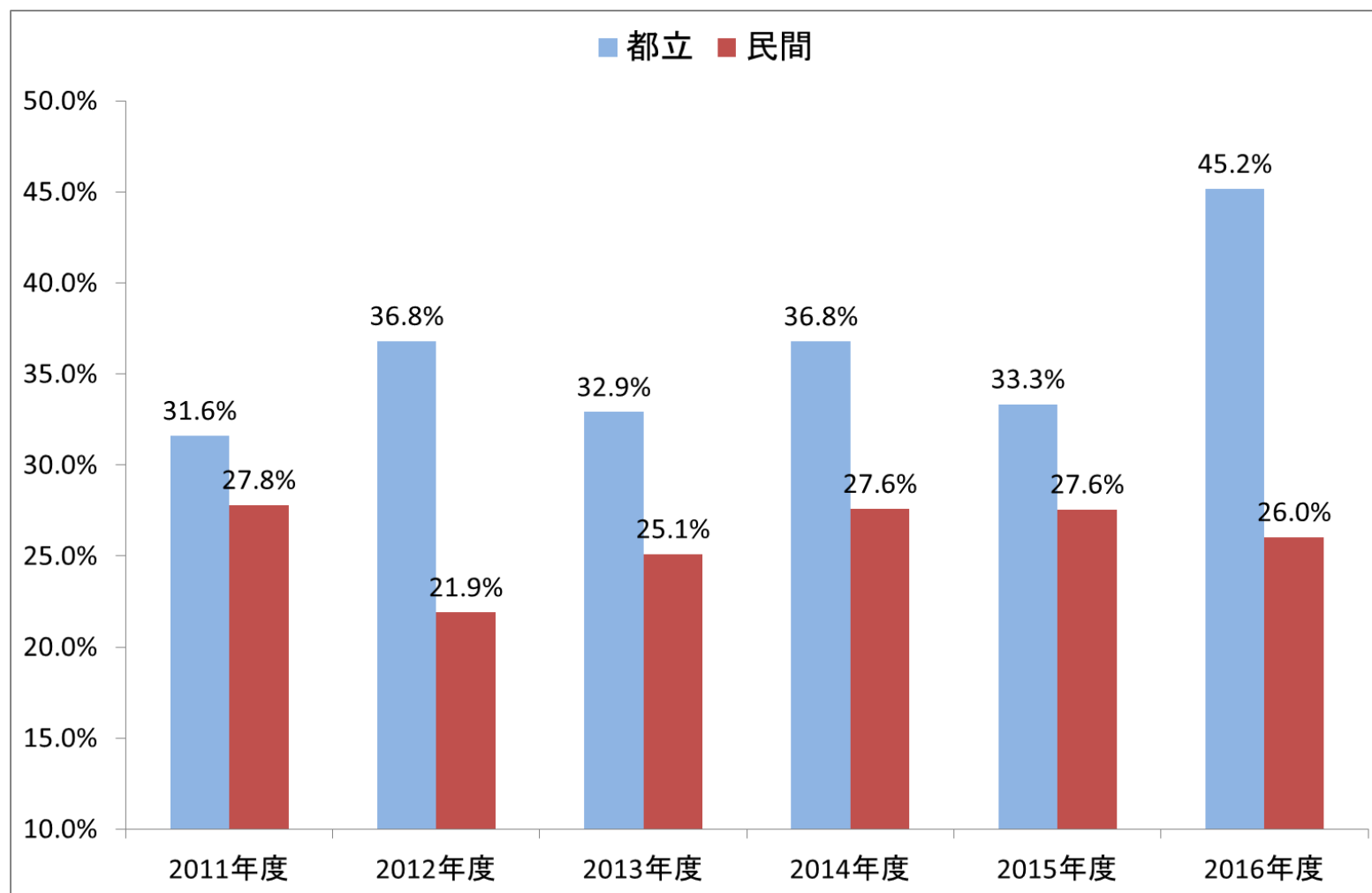
被虐待児の割合（都立と民間の比較）

都立、民間共に入所児童に占める被虐待児童の入所割合が増加している。虐待の影響により対人関係に課題があるなど、支援には困難が伴うことが多く、都立施設は公的役割として積極的に受入れている。



新規入所児童のうち中高生が占める割合

中高生は、虐待の影響による不安定さに加え、思春期による精神的不安定さがみられる中、入所後すぐに進路選択に向けた支援が必要となり、支援の困難性は高い。都立施設は公的役割として積極的に受入れている。



* 厚生労働省「社会的養護の現況に関する調査」の東京都分による

都立児童養護施設と民間児童養護施設の職員配置比較

| 区分 | 配置基準の内容 | 定員134名 ※3歳未満5人、年少7人、 一般児童116人の場合 | | 定員64名 ※3歳未満3人、年少3人 一般児童58人の場合 | | 定員48名 ※年少5人 一般児童43人の場合 | | | |
|-----------------------------|-------------------|---|-----|-------------------------------------|-----|------------------------------|-----|------|---|
| | | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 | 常勤 | 非常勤 | | |
| 民間 | 基本分(幼児＋一般児童) | 児童4:職員1 外(年齢によって異なる) | | 34.0 | | 17.0 | | 13.0 | |
| | 児童指導員 | 1人 ※全施設 | | | | | | | |
| | 特別指導費加算 | 非常勤1人 | | | 1 | | 1 | | 1 |
| | 非常勤指導員 | 非常勤1人 | | | | | | | |
| | 小規模グループケア加算 | ・1ユニットに常勤1人。 ・H24～管理宿直1人 ※隣接した2寮で管理する場合、非常勤2人を常勤1人で配置可。 ・H23までは1施設あたり2ユニットまで指定可能。H24に限り6ユニットまで指定可能。 | | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 個別ケア職員 | 1ユニットに1人 | | 8 | | 2 | | | |
| | 家庭支援専門相談員 | 1人 ※全施設 30人以上複数配置 | | 2 | | 2 | | 2 | |
| | 治療指導職員 | 1人(50人以上施設2人) | | 2 | | 2 | | 1 | |
| | 個別対応職員 | 1人 ※全施設 | | 1 | | 1 | | 1 | |
| | 自立支援コーディネーター | 1人 | | 1 | | 1 | | 1 | |
| | 施設分園型グループホーム | 1人＋非2人 | | 2 | 4 | | | | |
| | グループホーム支援員 | GH3か所以上で非常勤1人 | | | 1 | | | | |
| | 地域小規模型グループホーム | 2人＋非3人 | | 2 | 3 | | | | |
| 職員数合計(小数点第一位四捨五入) | | 58 | 15 | 31 | 7 | 24 | 7 | | |
| 職員数合計(常勤換算) ※常勤＋(非常勤×0.5) ① | | 65.5 | | 34.5 | | 27.5 | | | |
| 都立 | 一般児童等 | 16:6 | | 51 | | 24 | | 18 | |
| | 棟担当職員 | 2人 | | 2 | | 2 | | 2 | |
| | 家庭支援専門相談員 | 1人 | | 2 | | 2 | | 2 | |
| | 個別対応職員 | 1人 | | 2 | | 1 | | 1 | |
| | 自立支援コーディネーター | 1人 | | 1 | | 1 | | 1 | |
| | 施設分園型グループホーム | 1ホームにつき非常勤1人 | | | 2 | | | | |
| | 地域小規模型グループホーム | 1ホームにつき非常勤1人 | | | 1 | | | | |
| | 職員数合計(小数点第一位四捨五入) | | 58 | 3 | 30 | 0 | 24 | 0 | |
| 職員数合計(常勤換算) ※常勤＋(非常勤×0.5) ② | | 59.5 | | 30 | | 24 | | | |
| 比較 ②－① | | △ 6.0 | | △ 4.5 | | △ 3.5 | | | |

都立児童養護施設 主要建物の状況(建築年度・築年数)

石神井学園は耐震性に問題のあった児童棟の改築を完了し、あわせて児童居室の個室化を実現した。他施設でも、築40年を経過した児童棟は改築時期を迎えており、あわせて児童の処遇の向上のため、児童居室の個室化を図る必要がある。

| 建物 | 石神井学園 | 小山児童学園 | 船形学園 | 勝山学園 | 八街学園 | 片瀬学園 |
|------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|
| 児童棟 | 2018年 (築0年) | 1976年 (築42年) | 1994年 (築24年) | 1976年 (築42年) | 1994年 (築24年) | 1984年 (築34年) |
| | 2016年 (築2年) | 1989年 (築29年) | | | | 1985年 (築33年) |
| 管理棟 | 1990年 (築28年) | 1977年 (築41年) | 1994年 (築24年) | 1976年 (築42年) | 1994年 (築24年) | 1991年 (築27年) |
| 調理棟 | 1970年 (改築中) | 管理棟と同じ (築41年) | 管理棟と同じ (築24年) | 1976年 (築42年) | 管理棟と同じ (築24年) | 管理棟と同じ (築27年) |
| 職員公舎 | 1971年 (築47年) | 1990年 (築28年) | 1995年 (築23年) | 1976年 (築42年) | 1994年 (築24年) | 1991年 (築27年) |

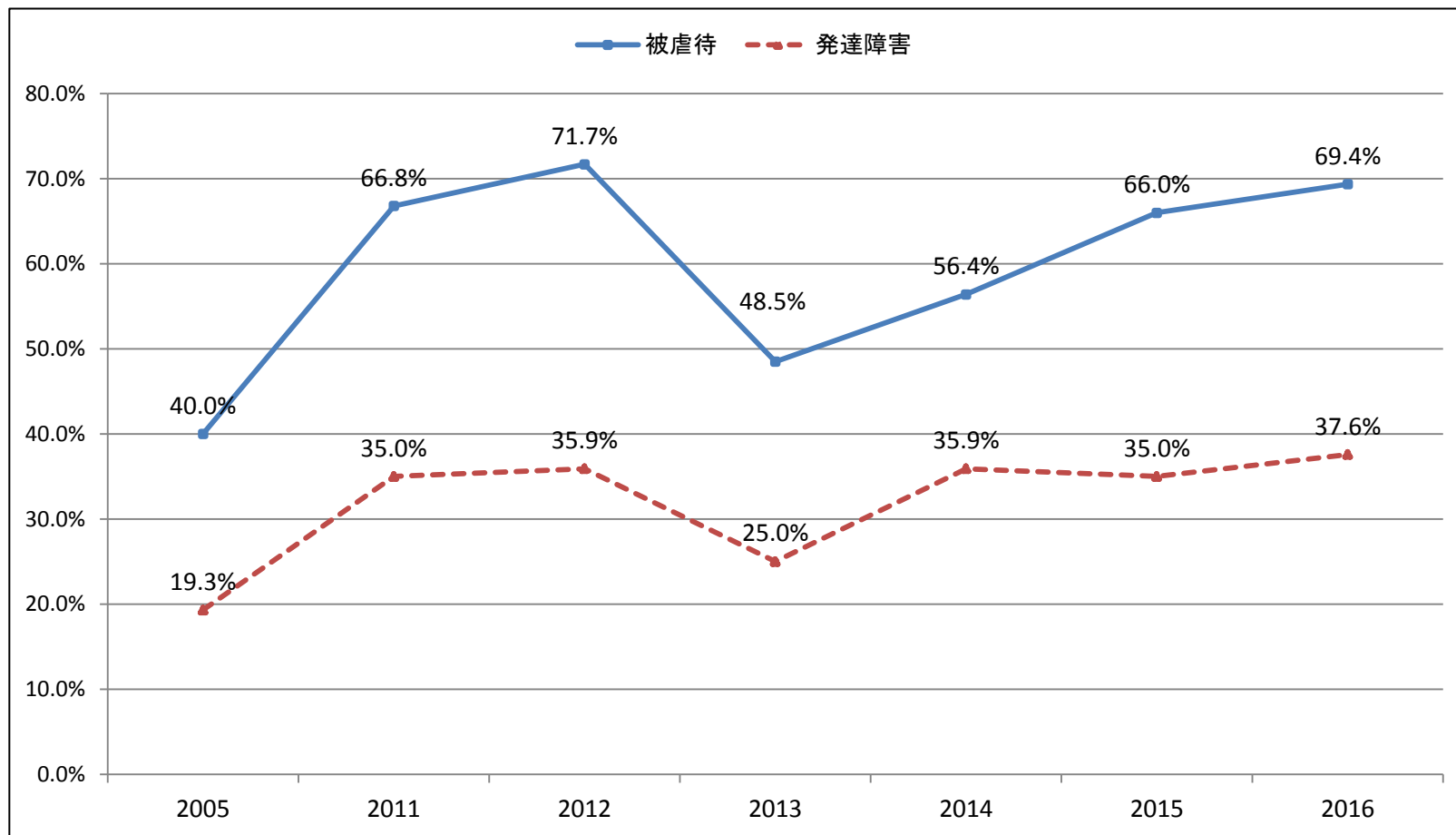
都の取組の評価(施設における専門的ケアの充実)

| 課題 | 都の取組 | 分析・評価 |
|----------------|--|---|
| 施設における専門的ケアの充実 | <p>【乳児院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>乳児院の医療体制整備事業</u> 看護師を増配置し、常時医療・看護が必要な病虚弱児等の受入体制を整備 ○ <u>乳児院の家庭養育推進事業</u> 理学療法士、心理士等の専門職員等を配置し、治療的・専門的ケアが必要な乳幼児及び保護者を支援する体制等を整備 <p>【児童養護施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>専門機能強化型児童養護施設</u> 精神科医師等を配置し、治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備すると共に小規模ユニットケア体制を充実 ○ <u>連携型専門ケア機能モデル事業</u> 都立石神井学園において、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れる公的な役割を果たす施設として、生活支援、医療、教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を実施 | <p>【乳児院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 入所理由のうち、最も多い理由は、「父母の虐待」で、「父母の放任怠惰」、「養育拒否」、「棄児」を含めると全体の4割以上となっており、更なる取組の充実が必要 ◆ 虐待等に起因するものも含め、障害や疾患等がある乳幼児の入所があり、こうした児童の受け入れ体制の充実が必要 <p>【児童養護施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 個別的ケアが必要な児童の割合 2008年度約62%→2017年度約74% ◆ 都立児童養護施設は民間に比べ支援の困難性が高い児童を受け入れてきたが、高度のケアニーズに対応できる専門職員の配置や職員の育成は不十分 ◆ 老朽化が進んだ多くの都立施設は児童居室の個室化が未実施 |

③ 自立支援の充実

児童自立支援施設 児童の状況

- 2016年度、被虐待経験は69.4%(2005年度比:+29.4ポイント)、発達障害は37.6%(2005年度比:18.3ポイント)であり、10年前の2005年度から、被虐待経験や発達障害等、特別な支援を必要とする児童の入所が増加している。



* 厚生労働省「社会的養護の現況に関する調査」の東京都分による

- 退所後に進学した学校を中途退学した者の割合は約3割となっている。

* 児童養護施設等退所者実態調査結果(2017年2月)による

誠明学園

(定員:132名)

| 職種 | 職員配置基準(国基準) | 都立 | 備考 |
|--------------|----------------------|------|--|
| 施設長 | | 1 | 1 |
| 福祉 | 児童自立支援専門員 児童生活支援員 | 44 | 66(1) 【国基準】 3:1(加算配置。基準上は4.5:1) 【都立基準】12:5(5人×11寮=55人) 【国基準】 定員30人以上:2人(加算配置) 実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る 指導員(非常勤) |
| | 家庭支援専門相談員 | 2 | |
| | 個別対応職員 | 1 | |
| | 職業指導員加算 | 1 | |
| | 学習指導費加算 | (1) | |
| | 常勤換算計 | 48.5 | |
| 心理 | 心理療法担当職員加算 | 13 | 1(4) 【国基準】 定員10人以上につき1名(加算配置) |
| 福祉+心理(常勤換算後) | | 56.5 | 69.5 |
| 栄養士 | | 1 | 1 |
| 看護師 | | — | 1(3) |
| 事務員 | | 1 | 8 |
| 調理員等 | | 6 | 3(3) 【国基準】定員90人未満の場合4人。以下、30人ごとに1人を加算 |
| 医師 | 嘱託医 | (2) | (2) |

萩山実務学校

(定員:120名)

※()は非常勤を別掲 常勤換算:非常勤を0.5換算

| 職種 | 職員配置基準(国基準) | 都立 | 備考 |
|--------------|----------------------|------|--|
| 施設長 | | 1 | 1 |
| 福祉 | 児童自立支援専門員 児童生活支援員 | 40 | 59(1) 【国基準】 3:1(加算配置。基準上は4.5:1) 【都立基準】12:5(5人×10寮=50人) 【国基準】 定員30人以上:2人(加算配置) 実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る 指導員(非常勤) |
| | 家庭支援専門相談員 | 2 | |
| | 個別対応職員 | 1 | |
| | 職業指導員加算 | 1 | |
| | 学習指導費加算 | (1) | |
| | 常勤換算計 | 44.5 | |
| 心理 | 心理療法担当職員加算 | 12 | 1(3) 【国基準】 定員10人以上につき1名(加算配置) |
| 福祉+心理(常勤換算後) | | 56.5 | 62 |
| 栄養士 | | 1 | 1 |
| 看護師 | | — | 1(2) |
| 事務員 | | 1 | 7 |
| 調理員等 | | 5 | 2(3) 【国基準】定員90人未満の場合4人。以下、30人ごとに1人を加算 |
| 医師 | 嘱託医 | (2) | (2) |

都立児童自立支援施設 職員の年代・在職年数【福祉職】

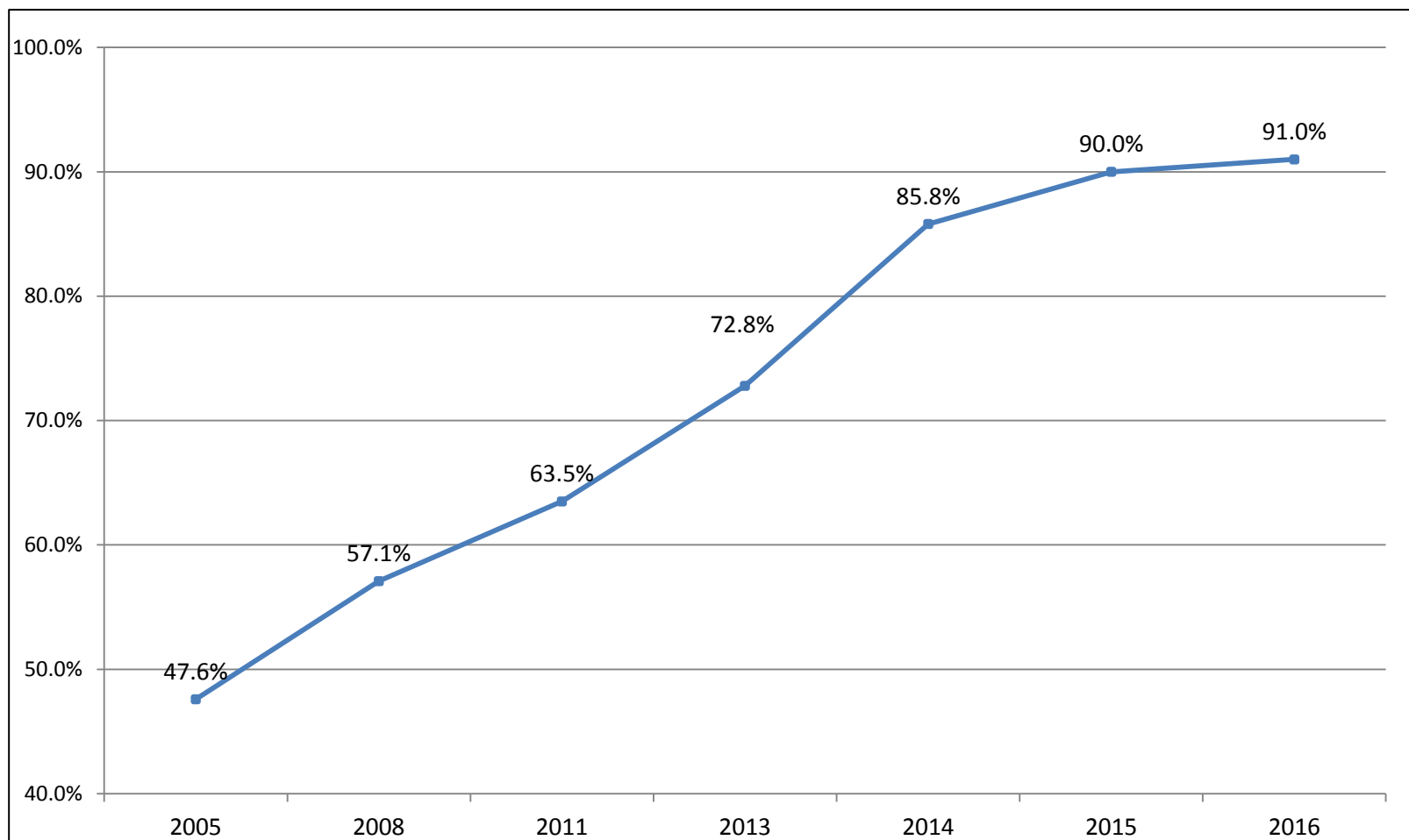
特別な支援を必要とする児童が増加している一方で、職員の高齢化及び経験年数の浅い職員の増加が進行しており、人材育成の一層の強化が必要となっている。

(2016年4月1日現在)

| 年代 在職年数 | 誠明学園 | | | | | | 萩山実務学校 | | | | | | 合計 | | | | | |
|------------|------|-----|-----|-----|-----|----|--------|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 計 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 計 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 計 |
| 5年以下 | 7 | 4 | 12 | 9 | 2 | 34 | 5 | 6 | 9 | 11 | 1 | 32 | 12 | 10 | 21 | 20 | 3 | 66 |
| 6年以上10年以下 | 0 | 0 | 3 | 4 | 1 | 8 | 0 | 3 | 0 | 9 | 0 | 12 | 0 | 3 | 3 | 13 | 1 | 20 |
| 11年以上15年以下 | 0 | 0 | 3 | 8 | 3 | 14 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 5 | 0 | 0 | 4 | 10 | 5 | 19 |
| 16年以上 | 0 | 0 | 3 | 5 | 1 | 9 | 0 | 0 | 1 | 7 | 2 | 10 | 0 | 0 | 4 | 12 | 3 | 19 |
| 計 | 7 | 4 | 21 | 26 | 7 | 65 | 5 | 9 | 11 | 29 | 5 | 59 | 12 | 13 | 32 | 55 | 12 | 124 |

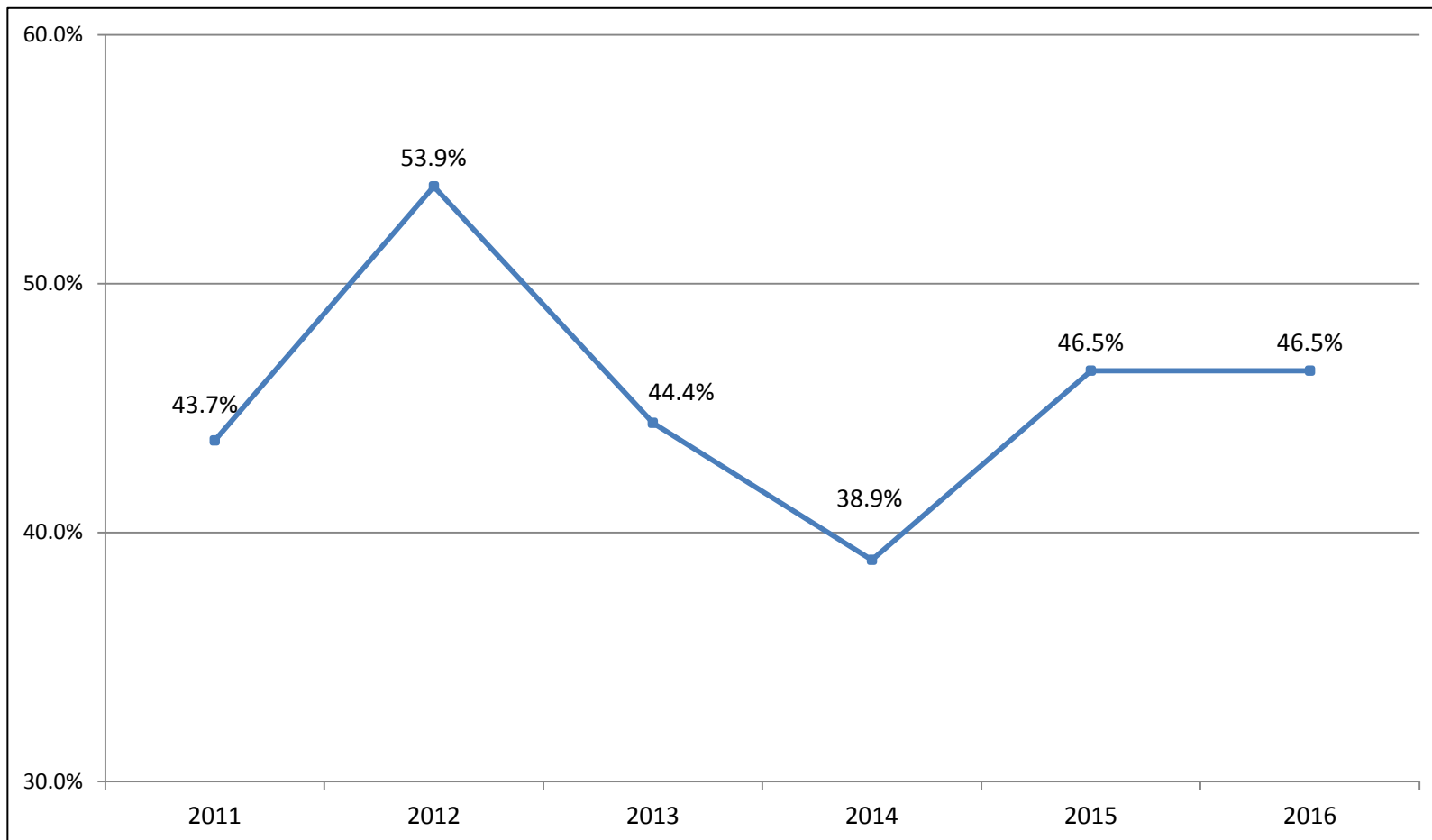
自立援助ホーム 児童の状況(被虐待経験を持つ児童)

2016年度、被虐待経験を持つ児童は91.0%(2005年度比:+43.4ポイント)であり、専門的な支援を要する児童が増加している。



自立援助ホーム 児童の状況(家庭から入居する児童)

家庭から入居する児童は約4割となっており、こうした児童は、生活基盤が整っていない場合が多いため、多大な生活支援が求められる。



資料: 福祉保健局調べ

児童養護施設等退所者の実態調査 結果の概要

児童養護施設等退所者の退所前後や現在の生活状況等を把握し、現状の自立支援策の有効性及び今後の支援策の検討に役立てるため、児童養護施設等退所者を対象に調査を実施した。本調査は2010年度に続き2度目の調査である。

【全体的な傾向】

- 退所後、進学した者の割合は43.1%※で、前回調査と比べて約6ポイント増加
- 退所後、進学した者のうち、中途退学した割合は20.8%で、前回調査と同程度
- 現在の雇用形態は、正規雇用者45.2%、非正規雇用者46.8%

■児童養護施設

【自立支援コーディネーター配置の効果】

- 施設職員が大いに支えになったという回答は、自立支援コーディネーター配置施設が約6割、未配置施設が約5割
- 退所後に職場との関係調整について支援を受けた割合が、40.8%で前回調査と比べて約20ポイント増加

■自立援助ホーム

【ジョブ・トレーナー配置の効果】

- 職場の人間関係や心身のストレスが理由で転職した割合は、ジョブ・トレーナー配置施設が約3割、未配置施設が約5～6割

■児童自立支援施設

- 退所後進学した者は92.7%※で、前回調査から約30ポイント増加
- 退所後に進学した学校を中途退学した者は約3割

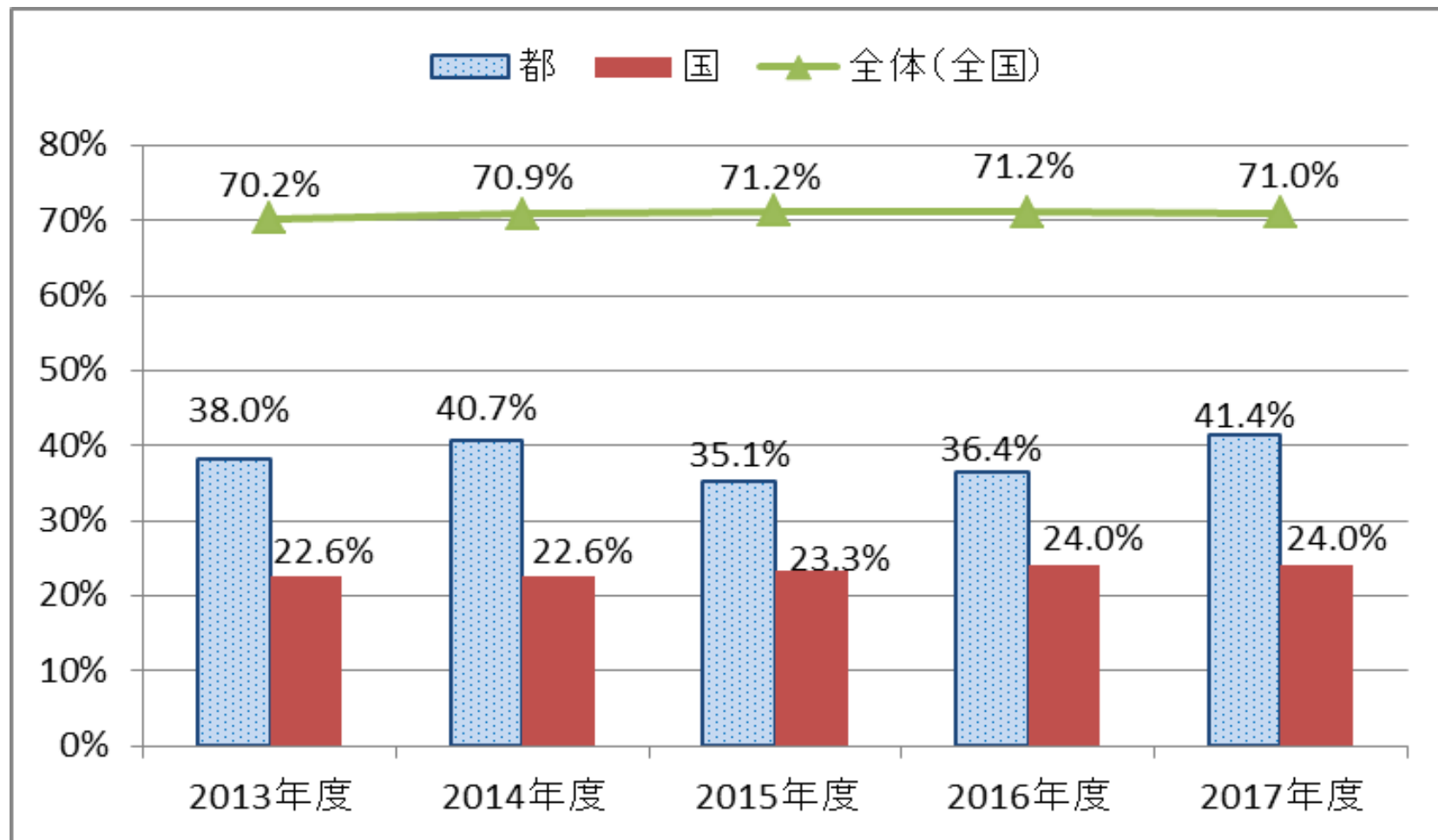
■養育家庭

- 措置解除(概ね18歳)の際に養育家庭が支えになったと回答した割合は97.3%
- 養育家庭への委託が解除された後、約3割が養育家庭で生活

*資料：東京都における児童養護施設等退所者の実態調査(2017年2月)

高校卒業後の大学等進路状況(児童養護施設)

児童養護施設入所児童の高校卒業後の大学等の進学率は都は全国に比べて高い水準となっている。ただし、全国の全高校生の進学率と比較すると低い水準となっている。



* 児童養護施設退所児童数値の「大学等」とは、大学、短期大学、高等専門学校高等課程、専修学校及び各種学校並びに公共職業訓練施設

資料：社会的養護現況調査(厚生労働省調べ)

* 全体の進学率は、大学、短期大学、専門学校の進学率

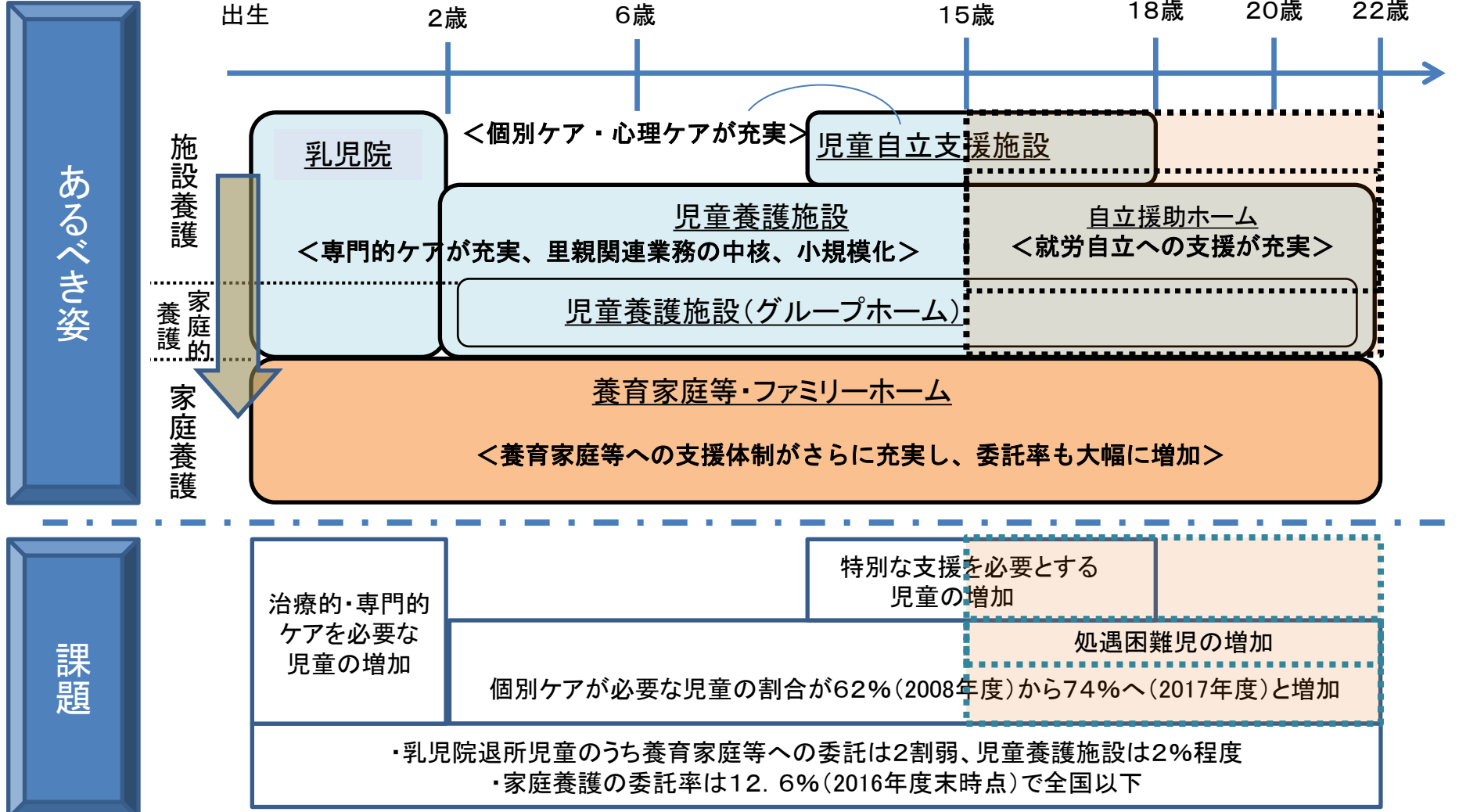
資料：学校基本調査(文部科学省)

都の取組の評価(自立支援の充実)

| 課題 | 都の取組 | 分析・評価 |
|---------|---|--|
| 自立支援の充実 | <p>【児童養護施設】 ○ 学習塾に要する経費への支援 ○ 自立支援強化事業 児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアを手厚く行えるよう自立支援コーディネーターを配置</p> <p>【児童自立支援施設】 ○ 児童自立支援施設への職員の加配 入所児童への自立に向けた支援を充実するため国の配置基準を超えて児童自立支援専門員や児童生活支援員等を配置</p> <p>【自立援助ホーム】 ○ ジョブ・トレーニング事業 入所中又は退所した児童の就労支援及び就労定着支援を手厚く行える体制を整備し、入退所者の自立を図る</p> <p>【養育家庭等】 ○ 養育家庭等自立援助補助事業 養育家庭等への委託が満年齢(18歳)等により解除となった児童への自立支援の充実を図るため、養育家庭等が行う元里子への生活相談などの援助に対し補助</p> | <p>【児童養護施設】 ◆ 退所者の大学等への進学の様子は、この10年間で大幅に伸びており、全国と比べても高水準。一方で、全国の全高校生の進学率と比較すると低水準 ◆ 調査において、施設職員が大いに支えになったという回答は、自立支援コーディネーター配置施設が約6割、未配置施設が約5割となっており、一定の配置の効果</p> <p>【児童自立支援施設】 ◆ 退所児童の約3割が、退所後に進学した学校を中途退学</p> <p>【自立援助ホーム】 ◆ 被虐待経験を持つ児童、家庭から入居する児童等、処遇困難児が増加 ◆ 職場の人間関係や心身のストレスが理由で転職した割合は、ジョブ・トレーナー配置施設が約3割、未配置施設が約5～6割となっており、一定の配置の効果</p> <p>【養育家庭等】 ◆ 養育家庭への委託が解除された後も約3割が引き続き養育家庭で生活しており、児童の自立に向けた取組の更なる充実が必要</p> |

第3章 「社会的養護」の現状の考察と今後の方向性

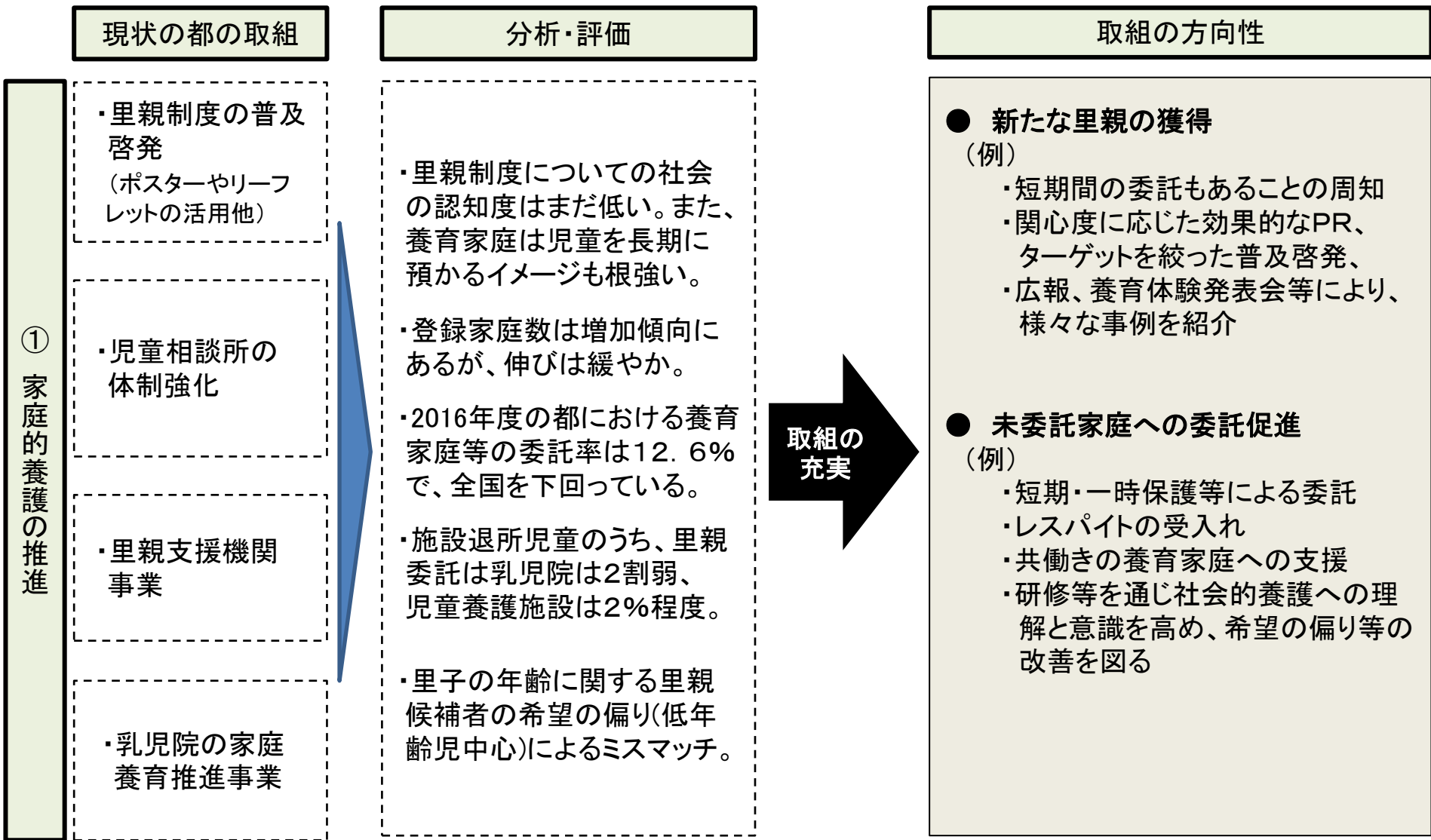
- ① 家庭と同様の環境での養育をより一層推進
- ② 施設における専門的ケアが必要な子供への支援を充実
- ③ 自立支援の更なる充実



⇒ あるべき姿に向けて、これまでの取組にとどまらない、大幅な充実が必要

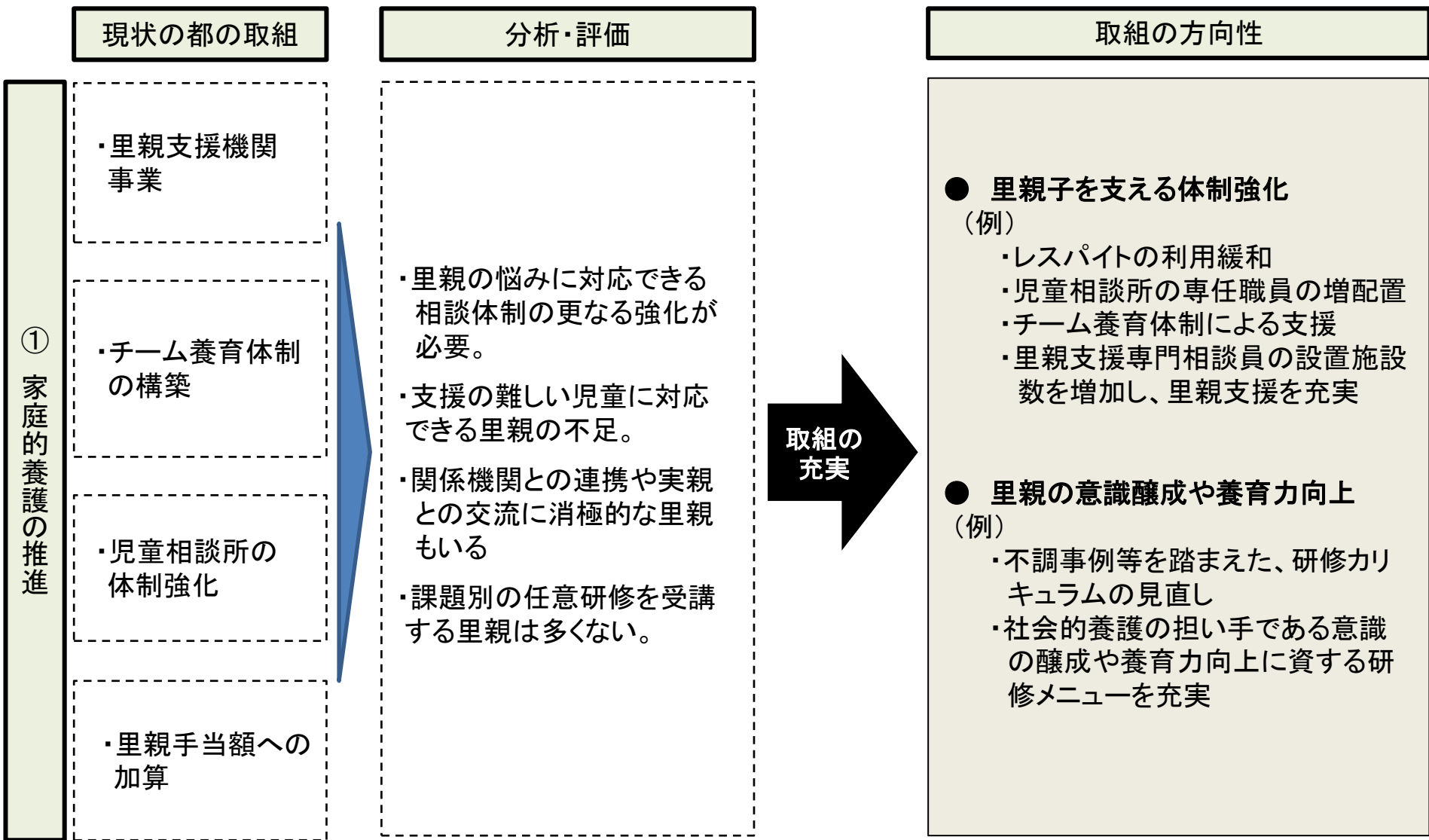
今後の取組の方向性【① 家庭的養護の推進】

養育家庭制度の普及・登録家庭数の拡大、委託の促進を図るために、以下の方向性が考えられる。



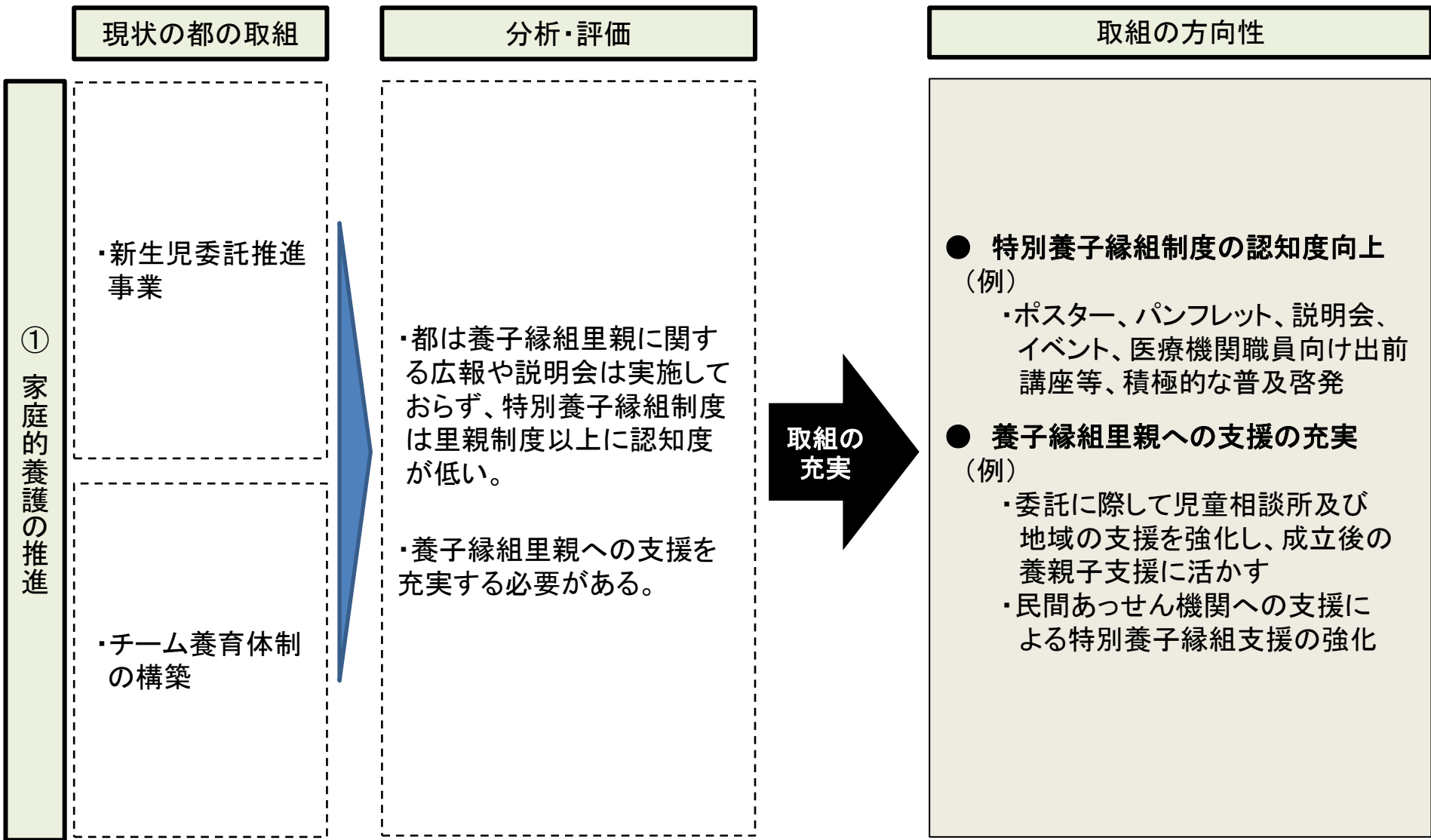
今後の取組の方向性【① 家庭的養護の推進】

養育家庭等への支援の充実や養育家庭等の養育力の向上を図るために、以下の方向性が考えられる。



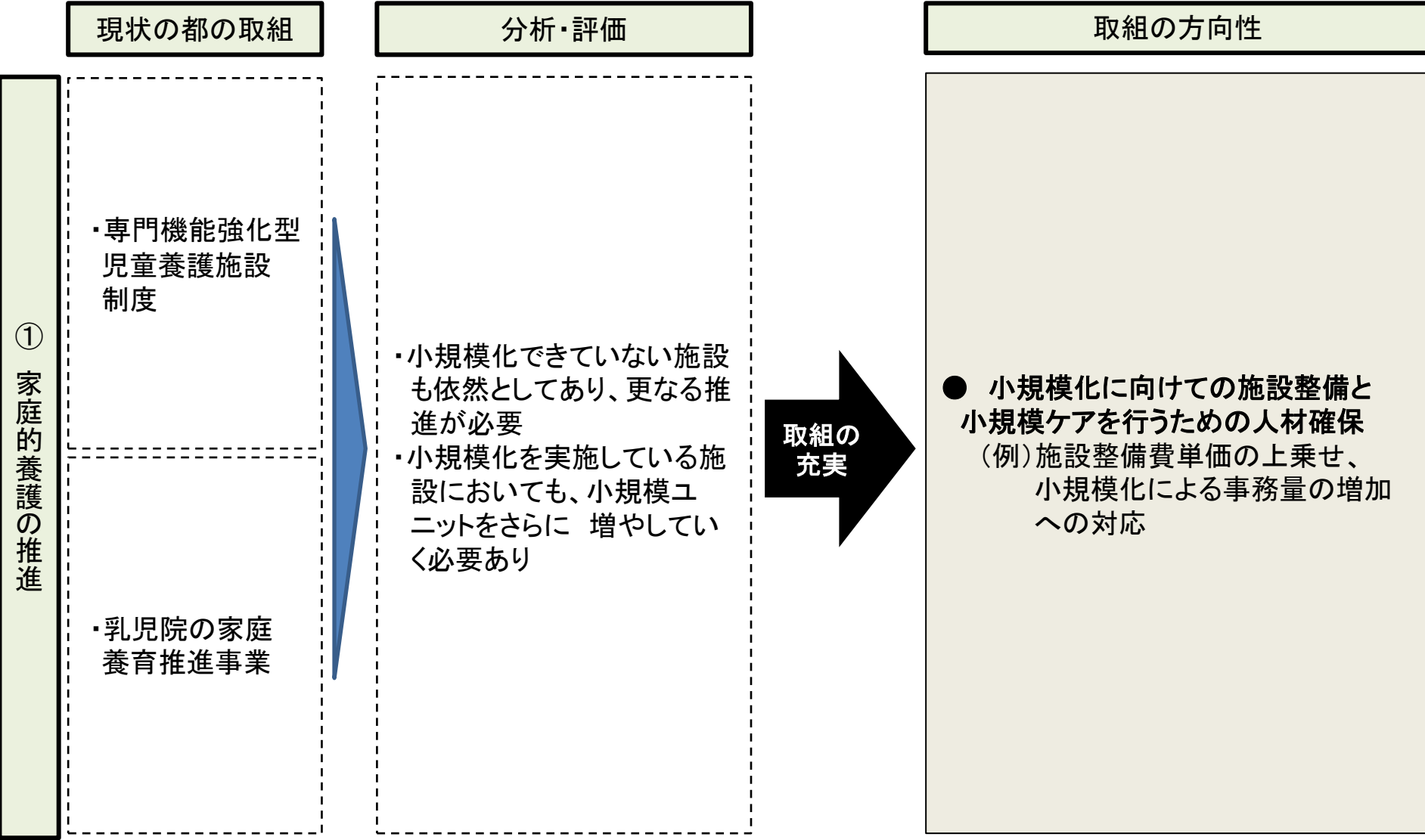
今後の取組の方向性【① 家庭的養護の推進】

特別養子縁組に関する取組を推進するために、以下の方向性が考えられる。



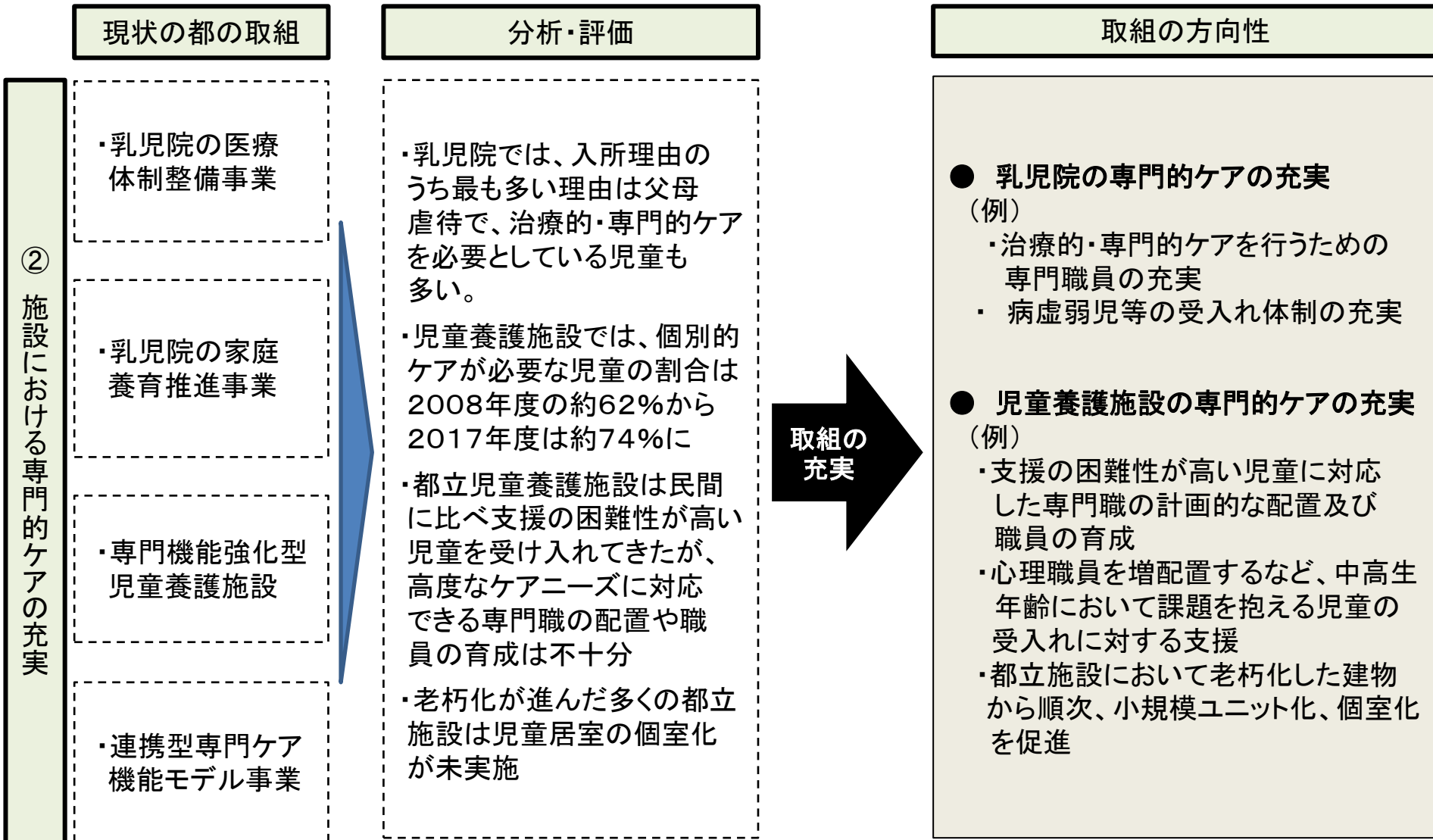
今後の取組の方向性【① 家庭的養護の推進】

施設の小規模化を推進するために、以下の方向性が考えられる。



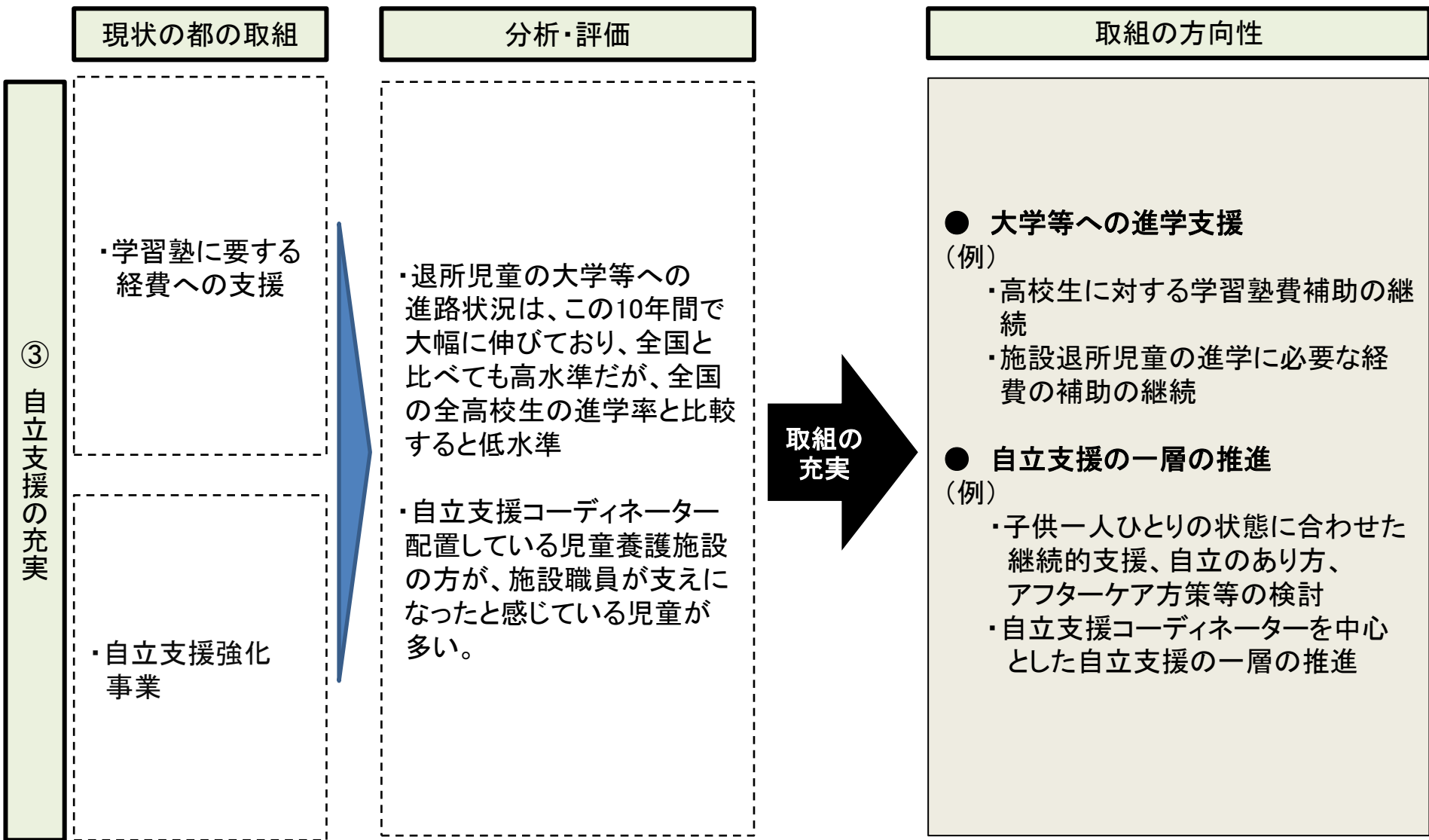
今後の取組の方向性【② 施設における専門的ケアの充実】

施設における専門的ケアの充実を図るために、以下の方向性が考えられる。



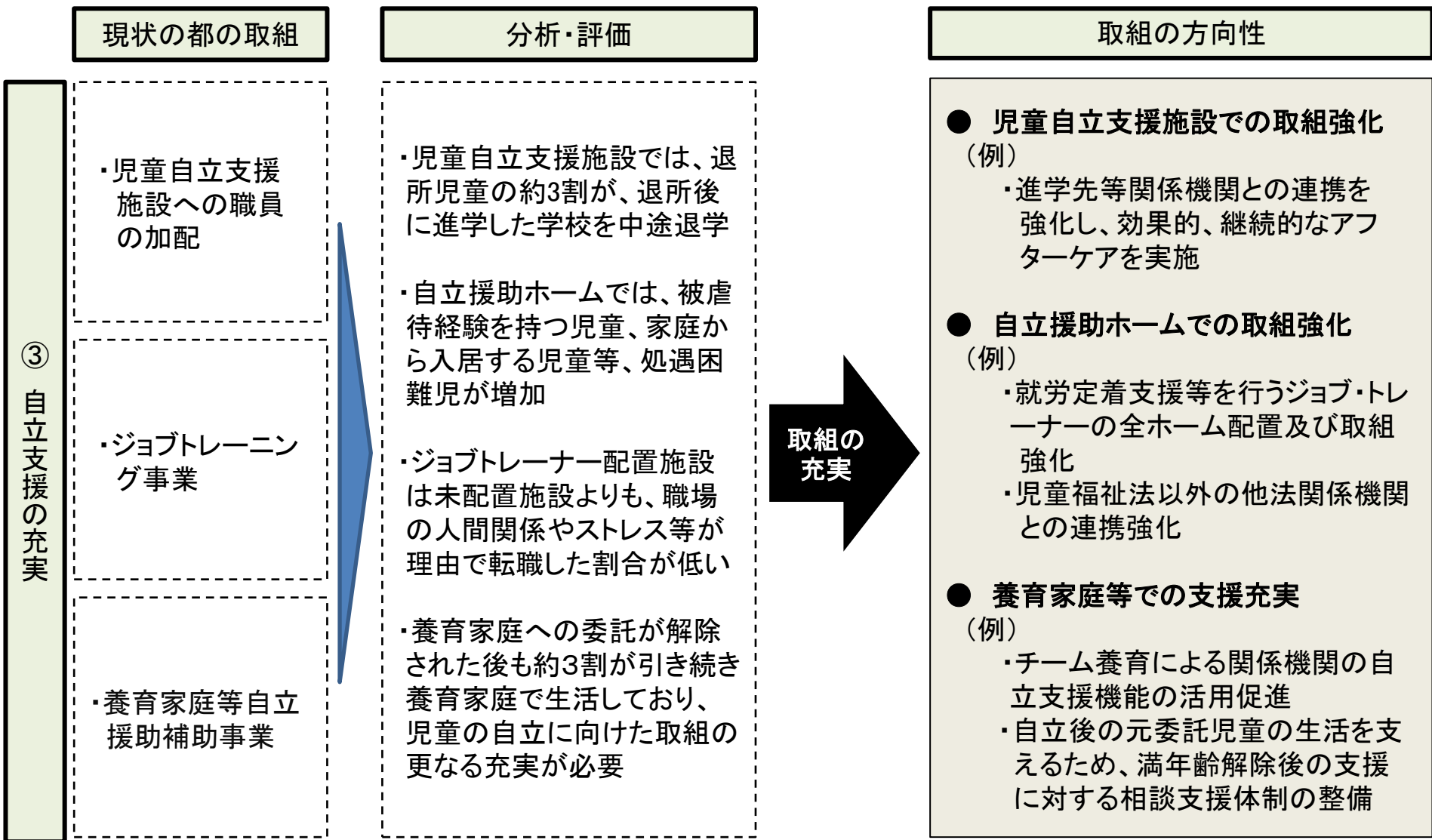
今後の取組の方向性【③ 自立支援の充実】

自立支援の充実を図るために、以下の方向性が考えられる。



今後の取組の方向性【③ 自立支援の充実】

自立支援の充実を図るために、以下の方向性が考えられる。



参考資料

東京都子供・子育て支援総合計画(中間見直し版) <計画の概要>

計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の構成
- 5 子ども・子育て支援新制度
- 6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

各章

第1章 計画の目指すもの

- 1 計画の基本的な考え方
- 2 計画の「理念」・「目標」・「視点」

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

- 1 東京都の子供と子育て家庭をめぐる状況
- 2 東京都における子供・子育て支援の状況

第3章 子供・子育て支援施策の具体的な展開

- 目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり
- 目標2 乳幼児期における教育・保育の充実
- 目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

- 目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
- 目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

第4章 子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

- 1 母子保健
- 2 子育て支援
- 3 幼児教育
- 4 保育
- 5 認定こども園
- 6 放課後の居場所
- 7 児童相談所
- 8 社会的養護
- 9 ひとり親家庭支援
- 10 障害児支援

第5章 子供・子育て支援施策の更なる充実に向けて

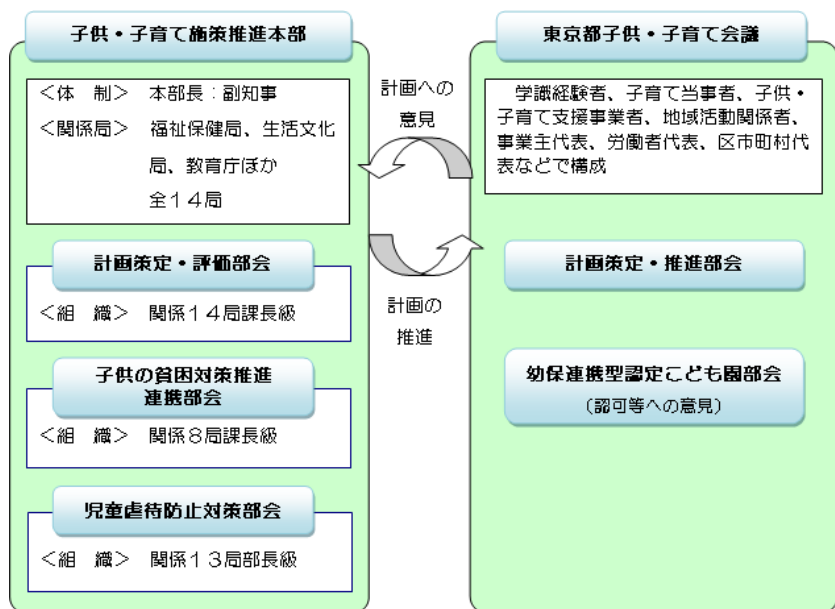
- 1 東京都の役割
- 2 区市町村の役割
- 3 事業主の役割
- 4 地域社会・都民の役割
- 5 計画の推進体制
- 6 計画の進捗状況の評価・公表

目標を掲げている取組 一覧表

東京都子供・子育て支援総合計画(中間見直し版) <計画の推進体制・進捗点検>

計画の推進体制

- 「東京都子供・子育て会議」及び「子供・子育て施策推進本部」において、子供・子育て施策を総合的かつ効果的に推進していくこととしている。



進捗状況の評価・公表

- 東京都が取り組む子供・子育て支援施策を実効あるものとするため、主要施策については毎年その進捗状況を点検し、公表している。
- 計画期間中は、対象事業の進捗状況、事業効果等を評価するため、毎年度、東京都子供・子育て会議において、客観的かつ専門的な立場からの意見交換・調査審議を行っている。
- 計画の実施状況について、個別事業に係る数値目標の推移や、施策に関する各種調査などにより、毎年度、個別事業の進捗状況(アウトプット)を点検・評価しており、中間年である平成29年度においては、中間見直しを実施した。
- 計画全体及び目標ごとの成果(アウトカム)についても、東京都子供・子育て会議の意見を踏まえ平成28年度に設定した評価指標により点検・評価し、次期子供・子育て支援総合計画の策定に活かしていく。
- 子供・子育て施策推進本部において、計画の進行管理や関係部署との連絡調整を行うとともに、計画の実施状況の点検・評価を開かれた過程で行うため、東京都子供・子育て会議において調査審議していく。

東京都子供・子育て支援総合計画(中間見直し版) <計画の検討経過1>

| 開催年度 | 全体会議 | 計画策定部会 | 認定こども園部会 |
|--------|--|--|--------------------------------|
| 平成25年度 | ①10/25 ・子ども・子育て支援新制度について ・東京都子供・子育て支援事業支援計画(仮称)の策定について ・東京都の幼児教育・保育等の状況について | | |
| | | ①12/18 ・計画の基本理念、施策の方向性と取組事項について | |
| | | ②2/18 ・計画の基本理念、施策の方向性と取組事項について ※第1回計画策定部会の意見を踏まえて | |
| | | | ①2/25 ・幼保連携型認定こども園の認可基準について |
| 平成26年度 | | ③5/12 ・取組事項の具体的な検討 ◇幼児期の学校教育・保育の充実 ◇地域の子供・子育て支援の充実 | |
| | | | ②6/6 ・幼保連携型認定こども園の認可基準について |
| | ②7/4 ・幼保連携型認定こども園の認可基準について ・計画部会における検討状況について | ④7/4 ・取組事項の具体的な検討 ◇妊娠期からの切れ目のない支援 ◇次代を担う子供たちの教育、育成支援 ◇子育てしやすい環境の整備 | |

東京都子供・子育て支援総合計画(中間見直し版) <計画の検討経過2>

| 開催年度 | 全体会議 | 計画策定部会 | |
|--------|---|--|--|
| 平成26年度 | | ⑤9/9 ・取組事項の具体的な検討 ◇特別な支援を必要とする子供や家庭への支援 | |
| | ③10/10 ・教育・保育、地域子供・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」 | ⑥10/10 ※合同開催 | |
| | | ⑦11/6 ・取組事項の具体的な検討 ◇子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上 ・子供・子育て支援施策の推進体制 | |
| | | ⑧2/10 ・計画素案について | |
| | 2/12～2/25 「計画素案」パブリックコメントの実施 | | |
| | ④3/26 ・計画(案)について | | |
| | 3月 計画策定 | | |

東京都子供・子育て支援総合計画(中間見直し版) <計画の検討経過3>

| 開催年度 | 全体会議 | 計画策定部会 |
|--------|---|----------------------------------|
| 平成27年度 | | ⑨10/14 ・計画の中間評価に向けたスケジュールについて |
| | ⑤2/1 ・次世代行動計画(後期)の評価・分析報告 | ⑩2/1 ※合同開催 ・評価指標等検討 |
| 平成28年度 | ⑥4/27 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制,職員,設備及び運営に関する基準の改正について ・東京都子供・子育て会議における評価に関する意見と方向性(案)について | ⑪4/27 ※合同開催 |
| | ⑦8/23 ・東京都子供・子育て支援総合計画の中間評価に向けた評価指標(案)について | ⑫8/23 ※合同開催 |
| | ⑧12/12 ・東京都子供・子育て支援総合計画の進捗状況について | |
| 平成29年度 | ⑨8/9 ・東京都子供・子育て支援総合計画の中間見直しについて | ⑬8/9 ※合同開催 |
| | ⑩11/30 ・東京都子供・子育て支援総合計画の進捗状況について ・東京都子供・子育て支援総合計画の中間見直しについて | |
| | ⑪2/5 ・東京都子供・子育て支援総合計画の中間見直しについて | |
| | 2/15~2/28 「計画中間見直し版(案)」パブリックコメントの実施 | |
| | ⑫3/22 ・東京都子供・子育て支援総合計画の中間見直しについて | |
| | 3月 計画策定 | |
| | | |